資　　料

資料　１　　関連するホームページ

本文Ｐ 1-1-2　第１部第１章第４節　他の計画との関係
「昭島市総合基本計画」　昭島市
https://www.city.akishima.lg.jp/s004/020/020/040/010/010/20140908114134.html
本文Ｐ 1-4-6　第１部第４章第３節　地域の危険度
「地震に関する地域危険度測定調査（第７回）」（平成 25 年９月公表）東京都都市計画局
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/chousa_6/home.htm

本文Ｐ 1-5-1　第１部第５章第１節　東京都の被害想定
「首都直下地震等による東京の被害想定」　東京都総務局
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1000401.html

本文Ｐ 1-7-2　第１部第７章第２節　震災対策調査研究
「東京の液状化予測」　東京都建設局
http://doboku.metro.tokyo.jp/start/03-jyouhou/ekijyouka/
「東京都の立川断層構造調査」　東京都総務局
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1005822/1005825.html

本文Ｐ 2-1-1　第２部第１章第１節　基本的考え方
「昭島市都市計画マスタープラン」　昭島市
https://www.city.akishima.lg.jp/s094/010/010/040/010/20140916001549.html
「昭島市耐震改修促進計画」　昭島市
https://www.city.akishima.lg.jp/s093/010/020/090/20190218162440.html
本文Ｐ 2-2-3　第２部第２章第２節　道路・橋りょうの安全確保
「都道の整備（北多摩北部建設事務所）」　東京都建設局
http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kitakita/index.html
「国道の整備（相武国道事務所）」　国土交通省
http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/

資料　２　緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係わる事務の処理要領（警視庁）　【削除】

資料　３　防災マップ

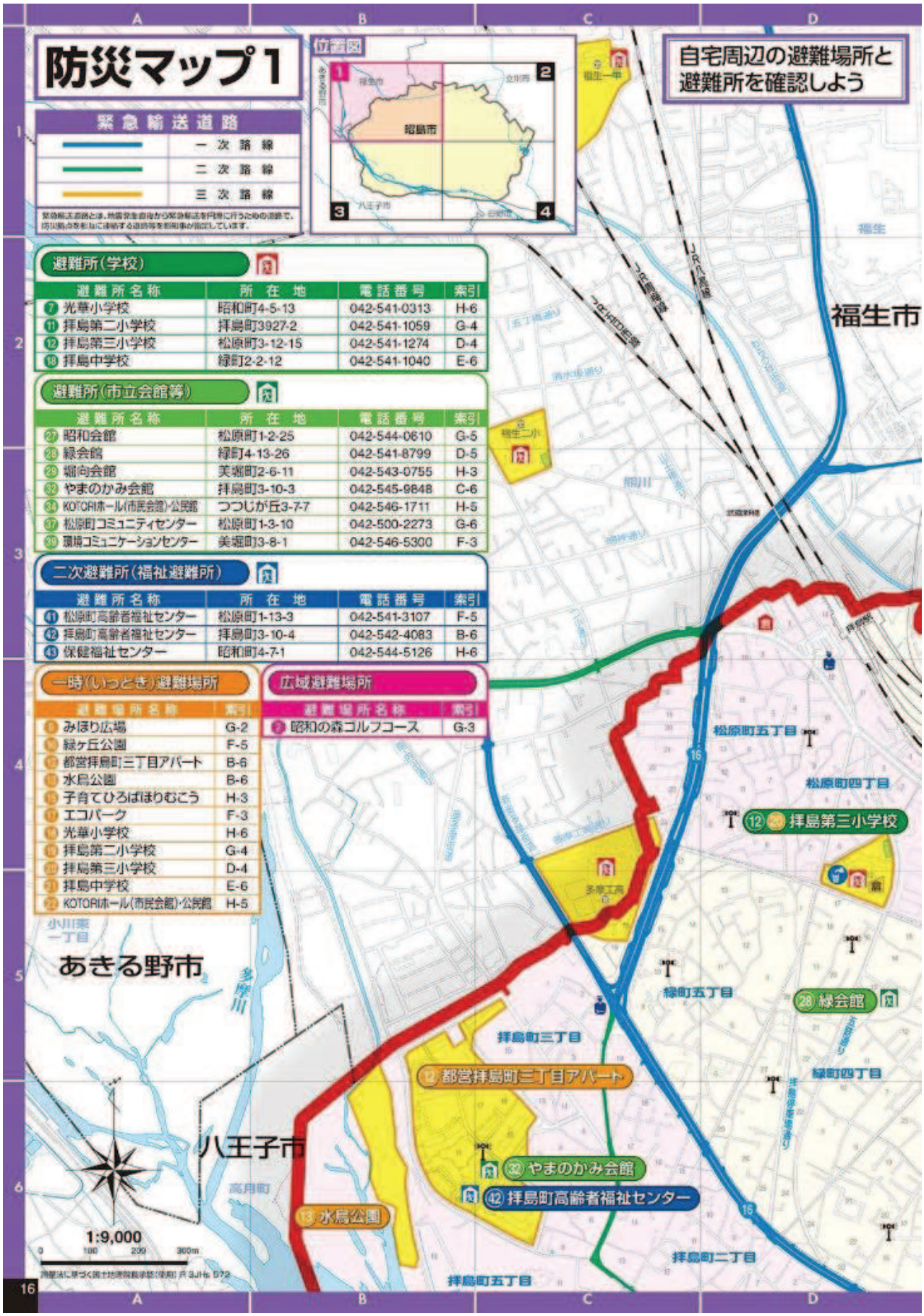
防災マップ１
自宅周辺の避難場所と避難所を確認しよう
位置図
緊急輸送道路
一次路線
二次路線
三次路線
緊急輸送道路とは、地震発生直後から緊急輸送を円滑に行うための道路で、防災拠点を相互に連絡する道路等を都知事が指定しています。
避難所（学校）
避難所名称　所在地　電話番号　索引
⑦ 光華小学校　昭和町4-5-13　042-541-0313　H-6
⑪ 拝島第二小学校　拝島町3927-2　042-541-1059　G-4
⑫ 拝島第三小学校　松原町3-12-15　042-541-1274　D-4
⑱ 拝島中学校　緑町2-2-12　042-541-1040　E-6
避難所（市立会館等）
避難所名称　所在地　電話番号　索引
㉗ 昭和会館　松原町1-2-25　042-544-0610　G-5
㉘ 緑会館　緑町4-13-26　042-541-8799　D-5
㉙ 堀向会館　美堀町2-6-11　042-543-0755　H-3
㉜ やまのかみ会館　拝島町3-10-3　042-545-9848　C-6
㉞ KOTORIホール（市民会館）・公民館　つつじが丘3-7-7　042-546-1711　H-5
㊲ 松原町コミュニティセンター　松原町1-3-10　042-500-2273　G-6
㊴ 環境コミュニケーションセンター　美堀町3-8-1　042-546-5300　F-3
二次避難所（福祉避難所）
避難所名称　所在地　電話番号　索引
㊶ 松原町高齢者福祉センター　松原町1-13-3　042-541-3107　F-5
㊷ 拝島町高齢者福祉センター　拝島町3-10-4　042-542-4083　B-6
㊸ 保健福祉センター　昭和町4-7-1　042-544-5126　H-6
一時（いっとき）避難場所
避難場所名称　索引
⑥ みほり広場　G-2
⑧ 緑ヶ丘公園　F-5
⑨ 都営拝島町三丁目アパート　B-6
⑬ 水辺公園　B-6
⑮ 子育てひろばほりむこう　H-3
⑰ エコパーク　F-3
⑦ 光華小学校　H-6
⑪ 拝島第二小学校　G-4
⑫ 拝島第三小学校　D-4
⑱ 拝島中学校　E-6
㉞ KOTORIホール（市民会館）・公民館　H-5
広域避難場所
避難場所名称　索引
② 昭和の森ゴルフコース　G-3
福生市
あきる野市
八王子市
拝島町五丁目
拝島町三丁目
拝島町二丁目
松原町五丁目
松原町四丁目
緑町五丁目
緑町四丁目
⑫ ㉑ 拝島第三小学校
㉘ 緑会館
⑨ 都営拝島町三丁目アパート
㉜ やまのかみ会館
㊷ 拝島町高齢者福祉センター
⑬ 水辺公園
1:9,000

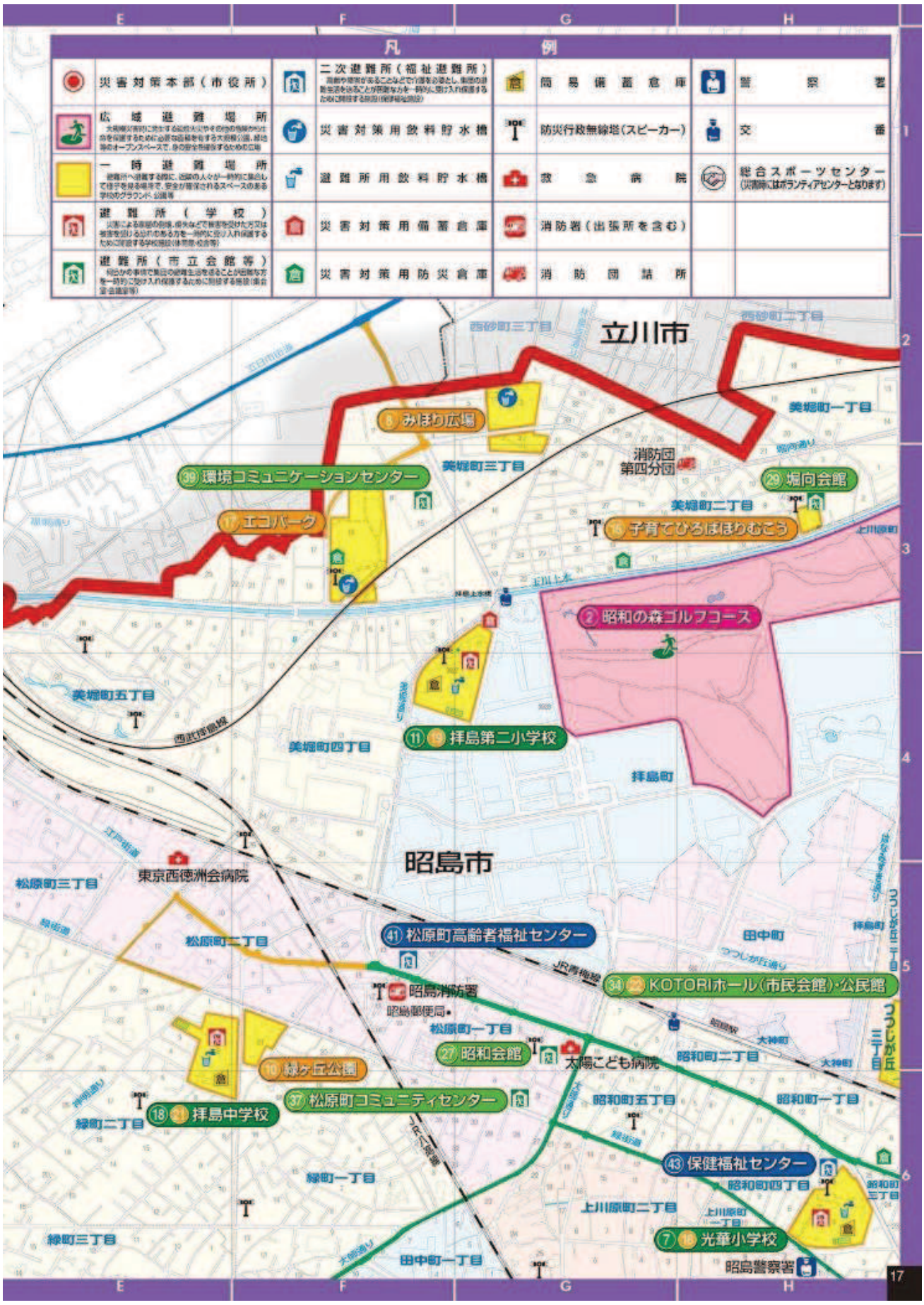
凡　例
災害対策本部（市役所）
二次避難所（福祉避難所）
簡易備蓄倉庫
警察署
広域避難場所
災害対策用飲料貯水槽
防災行政無線塔（スピーカー）
交番
一時避難場所
避難所用飲料貯水槽
救急病院
総合スポーツセンター（災害時にはボランティアセンターとなります）
避難所（学校）
災害対策用備蓄倉庫
消防署（出張所を含む）
避難所（市立会館等）
災害対策用防災倉庫
消防団詰所
立川市
昭島市
8 みほり広場
39 環境コミュニケーションセンター
17 エコパーク
29 堀向会館
16 子育てひろばほりむこう
2 昭和の森ゴルフコース
11 19 拝島第二小学校
41 松原町高齢者福祉センター
34 22 KOTORIホール（市民会館）・公民館
昭島消防署
昭島郵便局
27 昭和会館
太陽こども病院
10 緑ケ丘公園
37 松原町コミュニティセンター
18 21 拝島中学校
43 保健福祉センター
7 18 光華小学校
昭島警察署
東京西徳洲会病院
消防団第四分団
美堀町一丁目
美堀町二丁目
美堀町三丁目
美堀町四丁目
美堀町五丁目
拝島町
田中町
松原町一丁目
松原町二丁目
松原町三丁目
昭和町一丁目
昭和町二丁目
昭和町四丁目
昭和町五丁目
緑町一丁目
緑町二丁目
緑町三丁目
上川原町二丁目
田中町一丁目
西武拝島線
JR青梅線
17

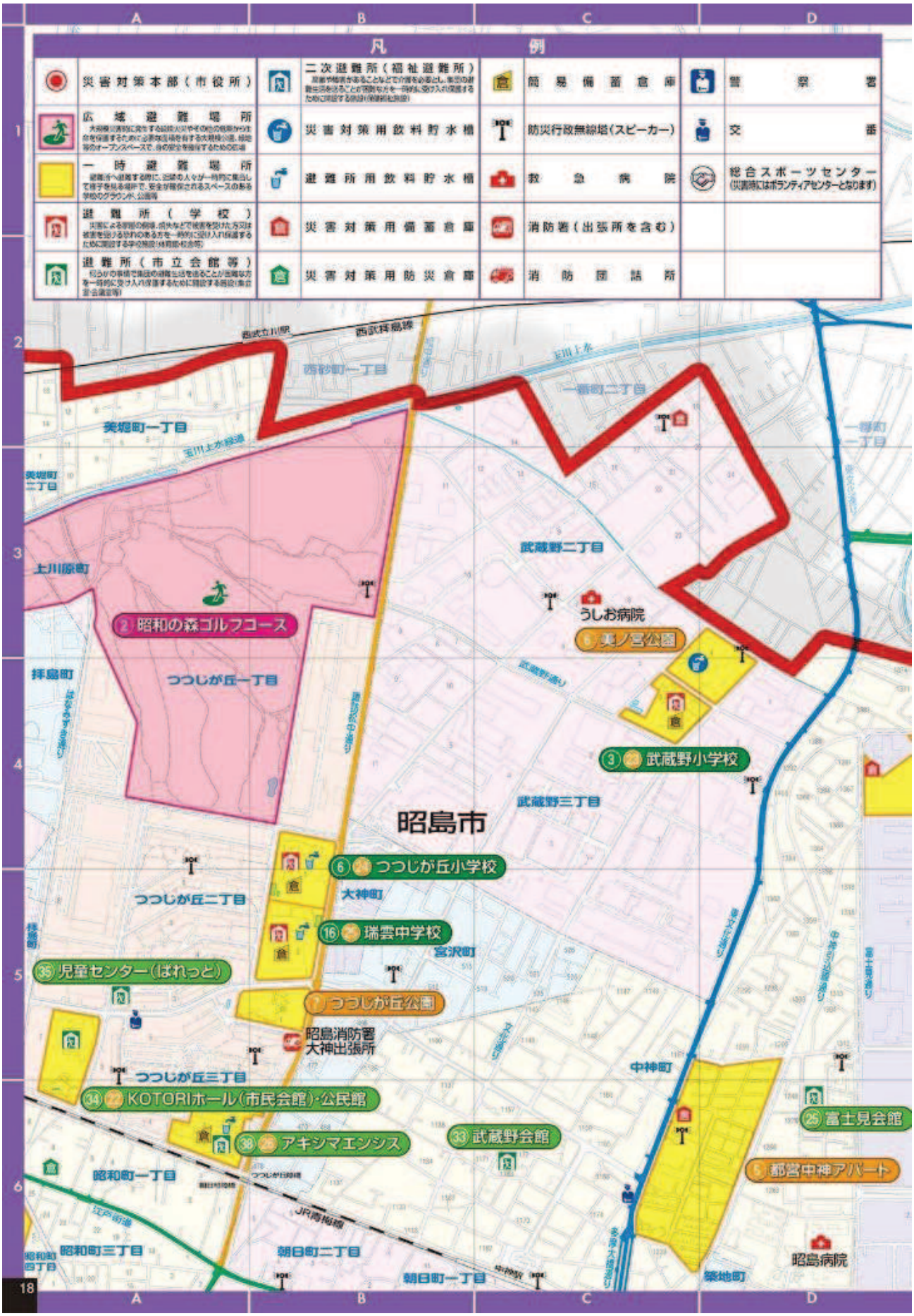
凡　例
災害対策本部（市役所）
広域避難場所
大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から生命を保護するために必要な広場を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースで、身の安全を確保するための広場
一時避難場所
避難所へ避難する際に、近隣の人々が一時的に集合して様子を見る場所で、安全が確保されるスペースのある学校のグラウンド、公園等
避難所（学校）
災害による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方又は被害を受けるおそれのある方を一時的に受け入れ保護するために開設する学の施設（体育館・校舎等）
避難所（市立会館等）
何らかの事情で集団の避難生活を送ることが困難な方を一時的に受け入れ保護するために開設する施設（集会室・会議室等）
二次避難所（福祉避難所）
災害対策用飲料貯水槽
避難所用飲料貯水槽
災害対策用備蓄倉庫
災害対策用防災倉庫
簡易備蓄倉庫
防災行政無線塔（スピーカー）
救急病院
消防署（出張所を含む）
消防団詰所
警察署
交番
総合スポーツセンター
（災害時にはボランティアセンターとなります）
西武立川駅
西武拝島線
西砂町一丁目
一番町二丁目
美堀町一丁目
玉川上水
玉川上水緑道
上川原町
武蔵野二丁目
うしお病院
2 昭和の森ゴルフコース
6 美ノ宮公園
拝島町
つつじが丘一丁目
3 22 武蔵野小学校
武蔵野三丁目
昭島市
6 24 つつじが丘小学校
大神町
つつじが丘二丁目
16 24 瑞雲中学校
宮沢町
35 児童センター（ぱれっと）
7 つつじが丘公園
昭島消防署
大神出張所
つつじが丘三丁目
中神町
34 22 KOTORIホール（市民会館）・公民館
25 富士見会館
38 26 アキシマエンシス
33 武蔵野会館
5 都営中神アパート
昭和町一丁目
JR青梅線
昭和町三丁目
朝日町二丁目
朝日町一丁目
昭島病院
築地町
18

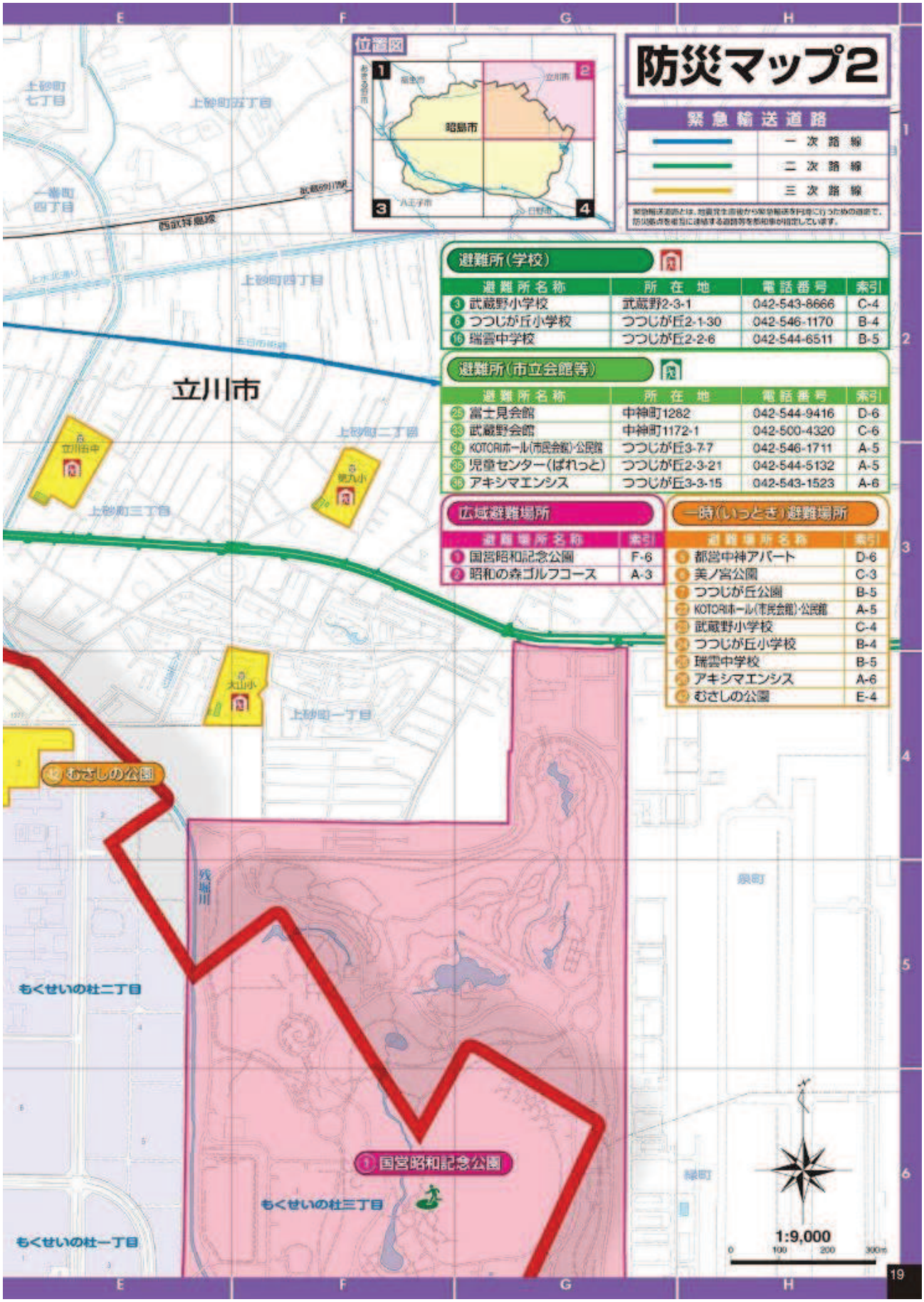

避難所（学校）

避難所名称	所在地	電話番号	索引
③ 武蔵野小学校	武蔵野2-3-1	042-543-8666	C-4
⑥ つつじが丘小学校	つつじが丘2-1-30	042-546-1170	B-4
⑯ 瑞雲中学校	つつじが丘2-2-6	042-544-6511	B-5

避難所（市立会館等）

避難所名称	所在地	電話番号	索引
㉕ 富士見会館	中神町1282	042-544-9416	D-6
㉝ 武蔵野会館	中神町1172-1	042-500-4320	C-6
㉞ KOTORIホール(市民会館)・公民館	つつじが丘3-7-7	042-546-1711	A-5
㉟ 児童センター（ぱれっと）	つつじが丘2-3-21	042-544-5132	A-5
㊱ アキシマエンシス	つつじが丘3-3-15	042-543-1523	A-6

広域避難場所

避難場所名称	索引
① 国営昭和記念公園	F-6
② 昭和の森ゴルフコース	A-3

一時（いっとき）避難場所

避難場所名称	索引
⑤ 都営中神アパート	D-6
⑥ 美ノ宮公園	C-3
⑦ つつじが丘公園	B-5
㉗ KOTORIホール(市民会館)・公民館	A-5
㉘ 武蔵野小学校	C-4
㉙ つつじが丘小学校	B-4
㉚ 瑞雲中学校	B-5
㉛ アキシマエンシス	A-6
㊷ むさしの公園	E-4

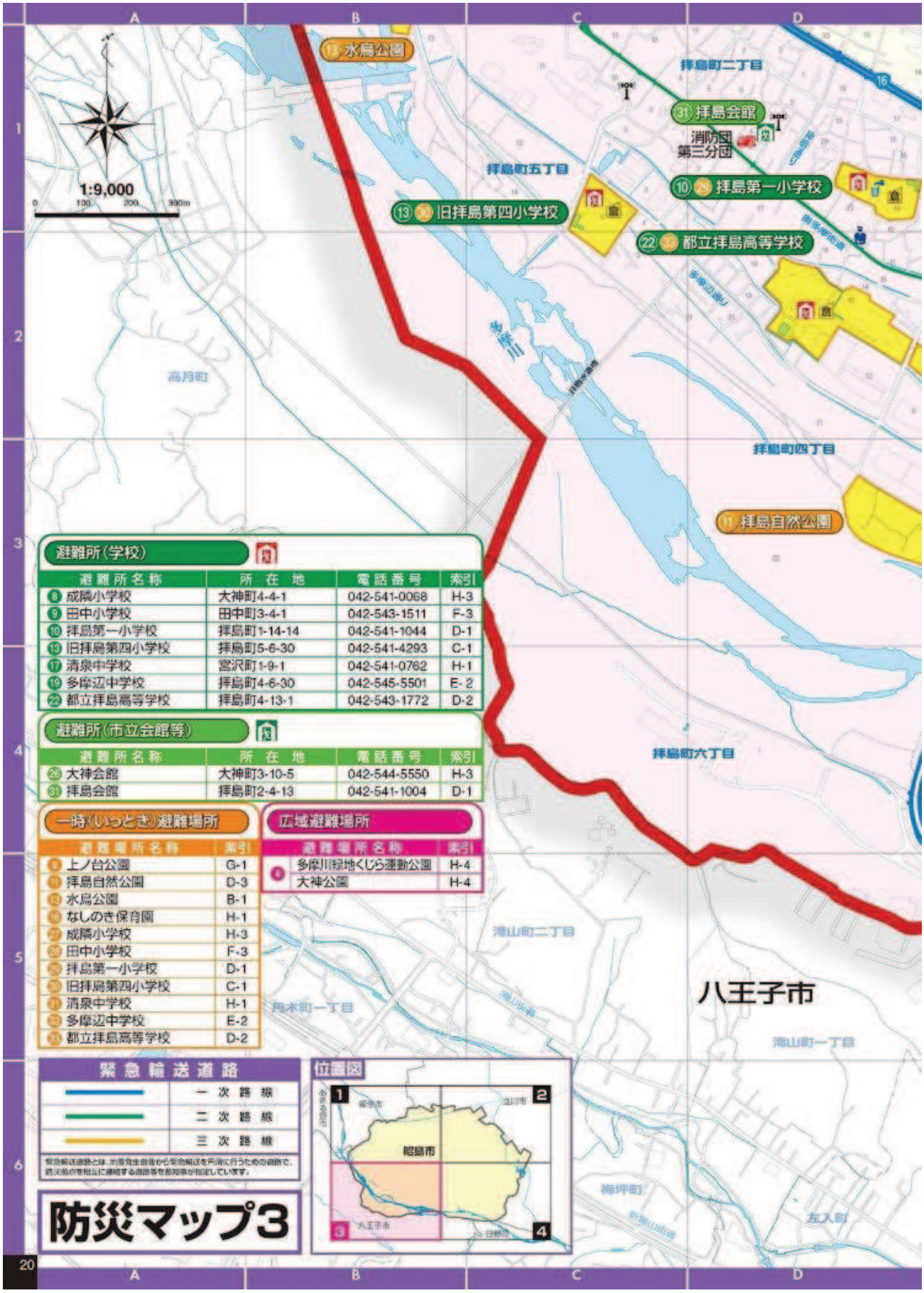

避難所（学校）

避難所名称	所在地	電話番号	索引
8 成隣小学校	大神町4-4-1	042-541-0068	H-3
9 田中小学校	田中町3-4-1	042-543-1511	F-3
10 拝島第一小学校	拝島町1-14-14	042-541-1044	D-1
13 旧拝島第四小学校	拝島町5-6-30	042-541-4293	C-1
17 清泉中学校	宮沢町1-9-1	042-541-0762	H-1
19 多摩辺中学校	拝島町4-6-30	042-545-5501	E-2
22 都立拝島高等学校	拝島町4-13-1	042-543-1772	D-2

避難所（市立会館等）

避難所名称	所在地	電話番号	索引
29 大神会館	大神町3-10-5	042-544-5550	H-3
31 拝島会館	拝島町2-4-13	042-541-1004	D-1

一時（いっとき）避難場所

避難場所名称	索引
5 上ノ台公園	G-1
11 拝島自然公園	D-3
13 水鳥公園	B-1
15 なしのき保育園	H-1
17 成隣小学校	H-3
20 田中小学校	F-3
29 拝島第一小学校	D-1
30 旧拝島第四小学校	C-1
31 清泉中学校	H-1
32 多摩辺中学校	E-2
33 都立拝島高等学校	D-2

広域避難場所

避難場所名称	索引
1 多摩川緑地くじら運動公園	H-4
大神公園	H-4

E
F
G
H
緑町三丁目
緑町一丁目
上川原町二丁目
昭和町四丁目
昭島警察署
上川原町一丁目
17 31 清泉中学校
上川原町三丁目
田中町一丁目
拝島町一丁目
9 上ノ台公園
昭島市役所
16 なしのき保育園
宮沢町一丁目
大神町二丁目
19 35 多摩辺中学校
大神町一丁目
宮沢町二丁目
田中町二丁目
田中町三丁目
26 大神会館
大神町三丁目
9 28 田中小学校
昭島市
8 27 成隣小学校
宮沢町三丁目
田中町四丁目
大神町四丁目
4 大神公園
多摩川
4 多摩川緑地くじら運動公園
清掃センター
平町
丸山町
凡　例
災害対策本部（市役所）
広域避難場所
一時避難場所
避難所（学校）
避難所（市立会館等）
二次避難所（福祉避難所）
災害対策用飲料貯水槽
避難所用飲料貯水槽
災害対策用備蓄倉庫
災害対策用防災倉庫
簡易備蓄倉庫
防災行政無線塔（スピーカー）
救急病院
消防署（出張所を含む）
消防団詰所
警察署
交番
総合スポーツセンター
21

昭和町四丁目
昭和町三丁目
水道部
朝日町二丁目
朝日町一丁目
中神町
昭島病院
富士見丘小学校
築地町
福島町
勤労商工市民センター
朝日町四丁目
玉川町二丁目
玉川町一丁目
清泉中学校
朝日町三丁目
朝日町高齢者福祉センター
中神小学校
宮沢町一丁目
玉川町四丁目
昭和中学校
昭島消防署昭和出張所
（令和4年9月開所予定）
朝日会館
朝日町五丁目
玉川町五丁目
宮沢町二丁目
中神町一丁目
玉川会館
総合スポーツセンター
玉川町三丁目
昭島市
消防団第二分団
消防団第一分団
玉川小学校
中神町二丁目
福島町一丁目
福島町二丁目
共成小学校
宮沢町三丁目
都多摩川上流水再生センター
中神町三丁目
福島会館
郷地町二丁目
多摩川緑地くじら運動公園
福島中学校
多摩川
福島町三丁目
郷地町三丁目
小宮町
八王子市
凡例
災害対策本部（市役所）
二次避難所（福祉避難所）
簡易備蓄倉庫
警察署
広域避難場所
災害対策用飲料貯水槽
防災行政無線塔（スピーカー）
交番
一時避難場所
避難所用飲料貯水槽
救急病院
総合スポーツセンター（災害時にはボランティアセンターとなります）
避難所（学校）
災害対策用備蓄倉庫
消防署（出張所を含む）
避難所（市立会館等）
災害対策用防災倉庫
消防団詰所

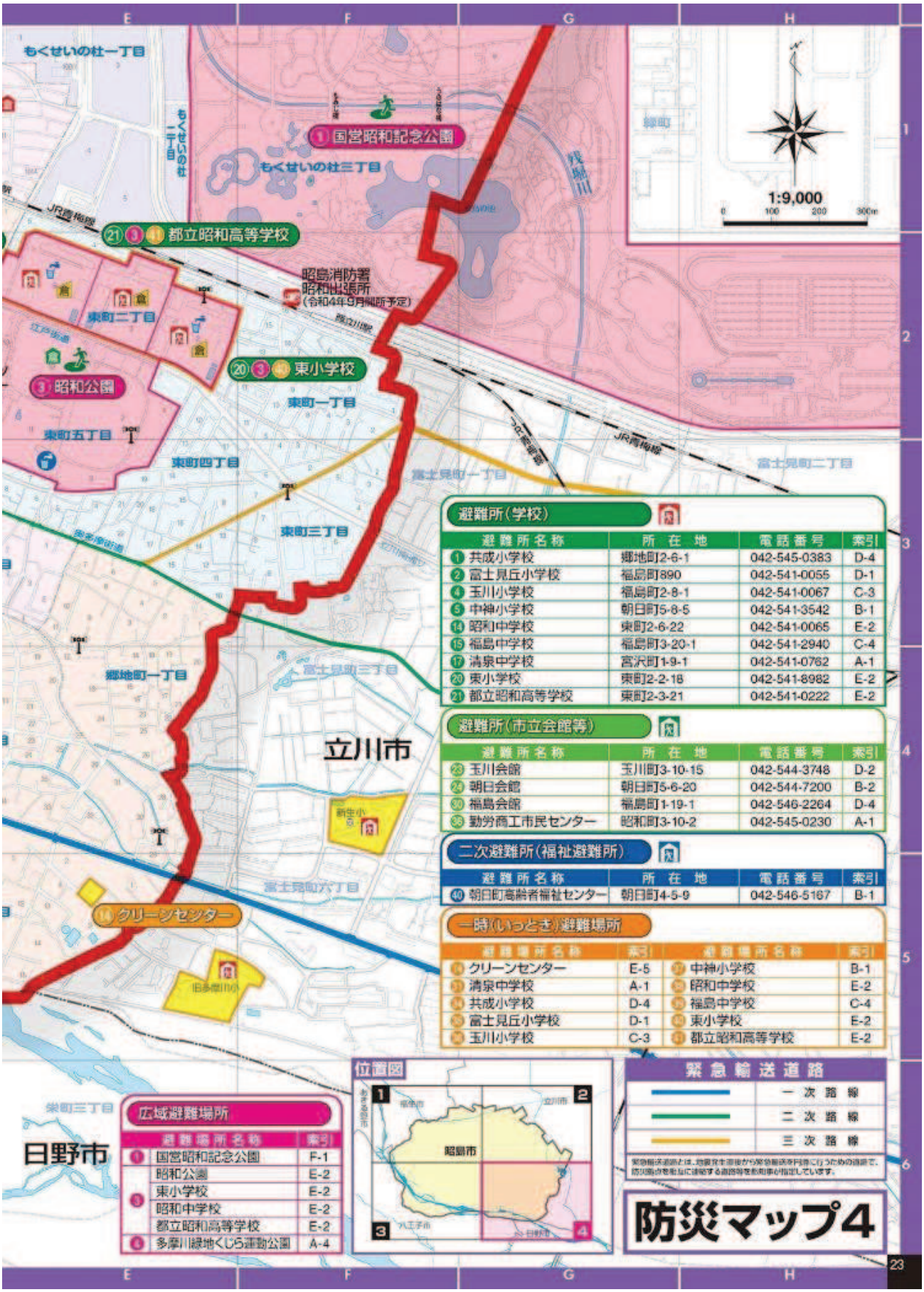
もくせいの杜一丁目
もくせいの杜二丁目
もくせいの杜三丁目
① 国営昭和記念公園
残堀川
JR青梅線
㉑③⑪ 都立昭和高等学校
昭島消防署
昭和出張所
（令和4年9月開所予定）
東町二丁目
江戸街道
③ 昭和公園
⑳③⑩ 東小学校
東町一丁目
東町五丁目
東町四丁目
東町三丁目
富士見町一丁目
富士見町二丁目
郷地町一丁目
富士見町三丁目
立川市
新生小
富士見町六丁目
⑭ クリーンセンター
旧多摩川小
栄町三丁目
日野市
緑町
1:9,000
0 100 200 300m
避難所（学校）
避難所名称 所在地 電話番号 索引
① 共成小学校 郷地町2-6-1 042-545-0383 D-4
② 富士見丘小学校 福島町890 042-541-0055 D-1
④ 玉川小学校 福島町2-8-1 042-541-0067 C-3
⑤ 中神小学校 朝日町5-8-5 042-541-3542 B-1
⑭ 昭和中学校 東町2-6-22 042-541-0065 E-2
⑮ 福島中学校 福島町3-20-1 042-541-2940 C-4
⑰ 清泉中学校 宮沢町1-9-1 042-541-0762 A-1
⑳ 東小学校 東町2-2-18 042-541-8982 E-2
㉑ 都立昭和高等学校 東町2-3-21 042-541-0222 E-2
避難所（市立会館等）
避難所名称 所在地 電話番号 索引
㉓ 玉川会館 玉川町3-10-15 042-544-3748 D-2
㉔ 朝日会館 朝日町5-6-20 042-544-7200 B-2
㉚ 福島会館 福島町1-19-1 042-546-2264 D-4
㊳ 勤労商工市民センター 昭和町3-10-2 042-545-0230 A-1
二次避難所（福祉避難所）
避難所名称 所在地 電話番号 索引
㊵ 朝日町高齢者福祉センター 朝日町4-5-9 042-546-5167 B-1
一時（いっとき）避難場所
避難場所名称 索引 避難場所名称 索引
⑭ クリーンセンター E-5 ⑤ 中神小学校 B-1
⑰ 清泉中学校 A-1 ⑭ 昭和中学校 E-2
④ 共成小学校 D-4 ⑮ 福島中学校 C-4
② 富士見丘小学校 D-1 ⑳ 東小学校 E-2
㉑ 玉川小学校 C-3 ㉑ 都立昭和高等学校 E-2
広域避難場所
避難場所名称 索引
① 国営昭和記念公園 F-1
③ 昭和公園 E-2
東小学校 E-2
昭和中学校 E-2
都立昭和高等学校 E-2
④ 多摩川緑地くじら運動公園 A-4
位置図
1 2 3 4
福生市
立川市
昭島市
八王子市
日野市
緊急輸送道路
一次路線
二次路線
三次路線
緊急輸送道路とは、地震発生直後から緊急輸送を円滑に行うための道路で、防災拠点を相互に連絡する道路等を自治体が指定しています。
防災マップ4
23

資料　4　ハザードマップ

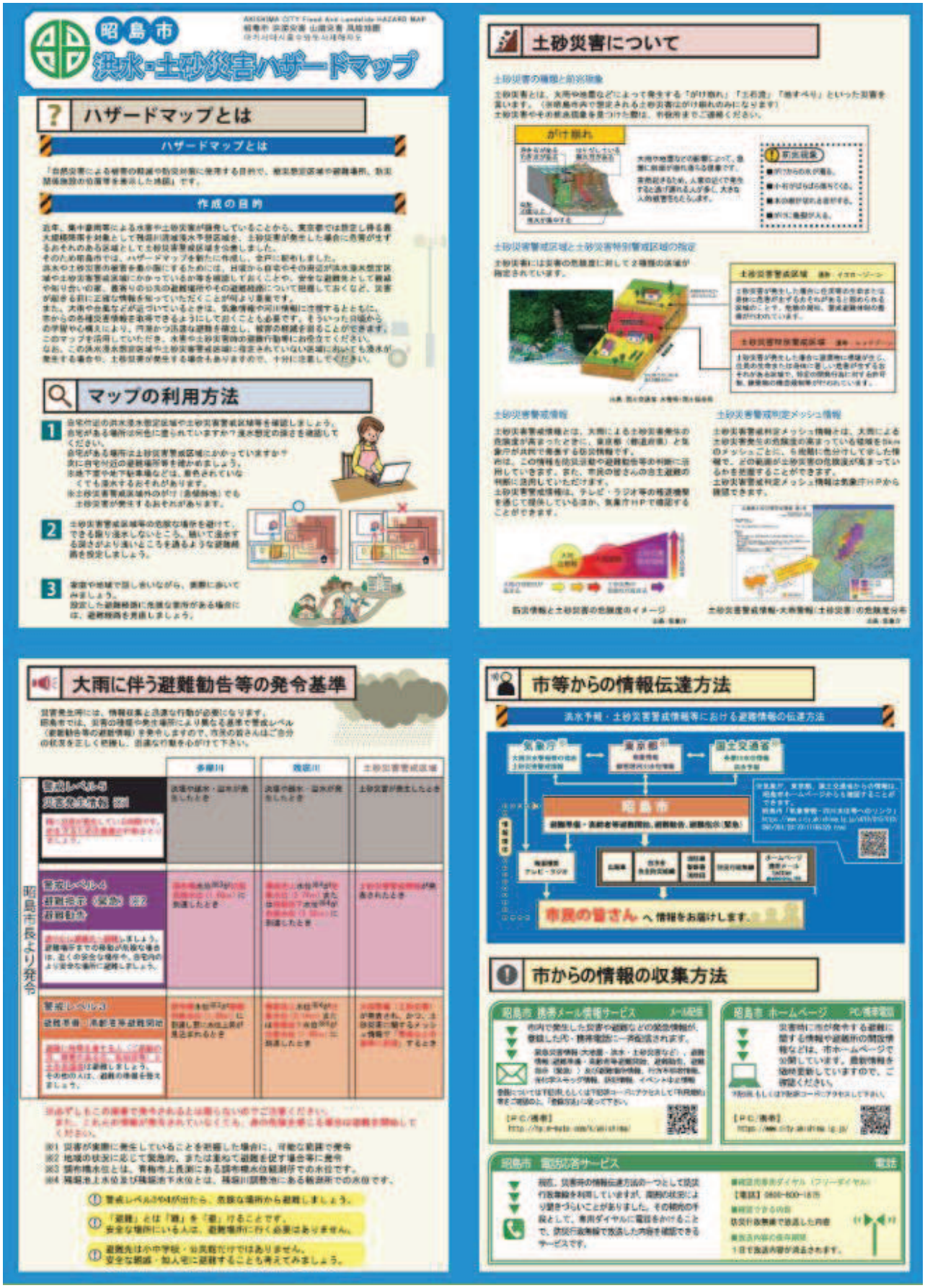
昭島市
洪水・土砂災害ハザードマップ
ハザードマップとは
ハザードマップとは
作成の目的
マップの利用方法
土砂災害について
土砂災害警戒情報
土砂災害警戒判定メッシュ情報
大雨に伴う避難勧告等の発令基準
多摩川
残堀川
土砂災害警戒区域
昭島市長より発令
市等からの情報伝達方法
洪水予報・土砂災害警戒情報等における避難情報の伝達方法
気象庁
東京都
国土交通省
昭島市
市民の皆さん へ情報をお届けします。
市からの情報の収集方法
昭島市 携帯メール情報サービス
昭島市 ホームページ
昭島市 電話応答サービス

避難にあたっての心得

1 正確な情報を確認

テレビやラジオ、インターネット等で最新の気象情報や災害情報、避難情報を確認しましょう。

2 早めの避難を心掛ける

市から避難情報が発表されていなくても、気象情報等から判断し、自主的に親戚や知り合いの家等に避難しましょう。個々の状況により、避難にかかる時間は異なります。移動時間を考えて早めに避難することを心掛けましょう。

3 避難時には非常持ち出し品を

普段から避難に必要なものを準備し、避難に支障が出ない分量をリュックにまとめて、避難先へ持っていきましょう。特に、常備薬等、なくてはならないもので、他の人が持ち得ていないものについては必ず持っていきましょう。

4 避難が難しい時は、頑丈な建物の２階以上へ

50 cm以上の水深があると、大人でも歩行が困難になり、屋外での避難は危険がともします。どうしても避難場所への避難が困難なときは、近くの頑丈な建物の2階以上のより高いところに避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（家から離れた部屋や2階以上）に避難しましょう。

5 車での避難は控えて

車での避難は冠水している道路で動けなくなる事例や、渋滞が発生し円滑に避難できなかった事例があります。また、歩行時に発生する道による歩行避難者への妨害など車の使用に起因する周辺への危険性もあります。なお、歩行避難が困難で、車による避難がやむを得ない場合は、車避難の受入が可能な施設に避難してください。※車避難受入が可能な避難所については市ホームページ等に掲示を予定しています。

6 ペットの同行避難について

様々な人が避難する避難所においては動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等が避難していることが考えられるため、ペットを連れて避難所に避難する場合は、ゲージ等に入れ、他の避難者への迷惑にならないように飼い主が責任を持って世話をしてください。併せて、ペットの避難に必要な食べ物等も用意してください。※ペット受入が可能な避難所については市ホームページ等に掲示を予定しています。

わが家の防災メモ

家族で話し合って確認しましょう！

わが家の緊急連絡先は

わが家の避難場所は

待ち合わせ場所は

非常持ち出し品

下記非常持ち出し品を参考に、わが家の非常持ち出し品を確認しましょう！
※個々の状況により避難に必要なものは異なります。日頃から確認し、準備しておきましょう。

- 食料品：飲料水、主食、レトルト食品など
- 衣類：下着、タオル、靴下、手袋、帽子、雨具など
- 救急用品：救急医薬品、常備薬、マスク、絆創膏、生理用品など
- 貴重品：現金、貯金通帳、印鑑、健康保険証、身分証明書など
- 道具：携帯電話、携帯ラジオ、使い捨てのカイロ、石鹸、乾電池、ナイフ、ライター、ティッシュ、使い捨ての食器、缶切、携帯電話用充電器など

わが家の非常持ち出し品は

災害時の連絡方法

災害発生時には電話などが繋がりにくくなります。
家族や友人の安否確認、連絡を取るには NTT東日本の災害用伝言サービスを利用しましょう。

災害用伝言ダイヤル

伝言の録音方法

伝言の再生方法

① 「171」をダイヤルすると、ガイダンスが流れます。

1 「1」をダイヤル

2 「2」をダイヤル

【被災地の方】ご自宅、または伝言録音の方だけ、確認用の方の電話番号を、市外局番からダイヤルして下さい。

【被災地以外の方】連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルして下さい。

伝言の録音（3分間以内）

伝言の再生

災害用伝言板　web171

https://www.web171.jp へアクセスまたは「web171」を検索 ▶ 電話番号を入力 ▶ 伝言の登録・確認

その他の機関からの情報の収集方法

インターネット上には、防災や災害時に役立つさまざまな情報があります。これらを活用して、災害から身を守るために役立てましょう。

NHK データ放送　テレビ・携帯

警報や注意報などの情報、発生した災害の避難などの緊急情報が、テレビのデータ放送で確認できます。

【テレビ操作】①「地域」（または「テレビ」）を選択し、リモコンの「d」ボタンを押す。②「防災情報」・「天気情報」を選択する。
【リンク情報】登録番号を選択してください。

Yahoo！防災速報　PC/携帯電話

避難情報や豪雨予報などの災害情報や各地の予報・予測をパソコンや携帯のメール、スマートフォンアプリのプッシュ通知で確認できます。

【PC/携帯】https://eqs.yahoo.co.jp/
【スマートフォン】専用記録コードを参照ください

川の防災情報　PC/携帯電話

■河川水位・カメラ　■雨量情報
■ダム放流通知　■河川の予警報等

多摩川の水位やカメラ映像、予報、警報・注意報及び雨量情報等を確認することができます。

【PC/携帯】https://www.river.go.jp/portal/

気象庁ホームページ　PC/携帯電話

■天気・気象情報
■土砂災害・洪水情報
■地震情報

【PC/携帯】https://www.jma.go.jp/jma/index.html

東京都防災アプリ　PC/携帯電話

避難情報や災害情報などを携帯・スマートフォンで確認できます。

■東京都防災アプリ
【PC/携帯】https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/10044.html

洪水からの避難

状況に応じて適切な避難行動をとりましょう。

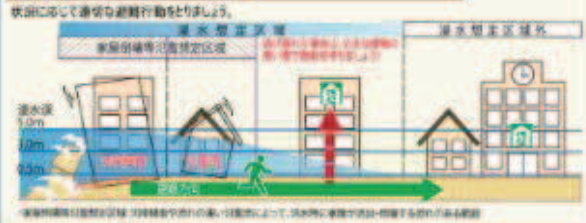

※家屋倒壊等氾濫想定区域（浸水時に家屋が流されるおそれがある区域）：浸水時に家屋が流されるおそれがある区域

マイ・タイムライン

東京都では「東京マイ・タイムライン」を通じてマイ・タイムラインの作成を支援しています。
下記ホームページを参考にして作成してみましょう。
東京都防災ホームページ https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/mytimeline/index.html

警戒レベル	気象情報・避難情報等	避難行動の例等	私と家族の行動
警戒レベル5	氾濫発生情報 大雨特別警報　等 災害発生情報 （周囲の状況を確認）	避難先に移動 （避難が困難な場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難）	わが家の避難先
警戒レベル4	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報　等 避難指示（緊急） （周囲の状況を確認） 避難勧告 （周囲の状況を確認）	家族全員避難 避難先までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難	いつ、何をするか避難に備えた行動を家族で話し合って、今のうちに自分たちの行動を書きだそう！
警戒レベル3	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報・土砂災害警戒情報 避難準備・高齢者等避難開始 （周囲の状況を確認）	避難に時間のかかる家族は先に避難 その他の家族はいつでも避難を開始できる体制を確保	
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 自主避難	避難先、避難経路の確認 非常持ち出し品の確認	
警戒レベル1	早期注意情報	テレビやラジオ等で最新の気象情報を確認	

高　危険度　低

各種の情報は、状況によっては、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。

防災関連機関

施設名称	電話番号	施設名称	電話番号
昭島市役所	(042) 544-5111	東京電力（停電・設備に関するお問い合わせ）	0120-995-007
昭島消防署	(042) 545-0119		(03) 6375-9800（有料）
昭島警察署	(042) 546-0110	NTT東日本（電話サービス等の故障受付窓口）	113
北多摩北部医療事務所	(042) 540-9501	国土交通省 関東地方整備局 立川出張所	(042) 523-4000
東京都福祉保健局北部保健所	(0120-389-245)	東京電力 東巣山	(042) 492-7182

ホザードマップに関するお問い合わせは　昭島市 総務部 防災課　TEL：042-544-5111　FAX：042-544-7552

昭島市
洪水・土砂災害ハザードマップ
凡例
みほり広場
子育てひろば
ほりもこう
昭和の森ゴルフコース
昭和第一小学校
昭和第二小学校
昭和第三小学校
昭和第四小学校
昭和第五小学校
昭和第六小学校
昭和第七小学校
昭和第八小学校
昭和第九小学校
昭和第十小学校
昭和第十一小学校
昭和第十二小学校
昭和第十三小学校
昭和第十四小学校
昭和第十五小学校
昭和第十六小学校
昭和第十七小学校
昭和第十八小学校
昭和第十九小学校
昭和第二十小学校
昭和第二十一小学校
昭和第二十二小学校
昭和第二十三小学校
昭和第二十四小学校
昭和第二十五小学校
昭和第二十六小学校
昭和第二十七小学校
昭和第二十八小学校
昭和第二十九小学校
昭和第三十小学校
昭和第三十一小学校
昭和第三十二小学校
昭和第三十三小学校
昭和第三十四小学校
昭和第三十五小学校
昭和第三十六小学校
昭和第三十七小学校
昭和第三十八小学校
昭和第三十九小学校
昭和第四十小学校
昭和第四十一小学校
昭和第四十二小学校
昭和第四十三小学校
昭和第四十四小学校
昭和第四十五小学校
昭和第四十六小学校
昭和第四十七小学校
昭和第四十八小学校
昭和第四十九小学校
昭和第五十小学校
昭和第五十一小学校
昭和第五十二小学校
昭和第五十三小学校
昭和第五十四小学校
昭和第五十五小学校
昭和第五十六小学校
昭和第五十七小学校
昭和第五十八小学校
昭和第五十九小学校
昭和第六十小学校
昭和第六十一小学校
昭和第六十二小学校
昭和第六十三小学校
昭和第六十四小学校
昭和第六十五小学校
昭和第六十六小学校
昭和第六十七小学校
昭和第六十八小学校
昭和第六十九小学校
昭和第七十小学校
昭和第七十一小学校
昭和第七十二小学校
昭和第七十三小学校
昭和第七十四小学校
昭和第七十五小学校
昭和第七十六小学校
昭和第七十七小学校
昭和第七十八小学校
昭和第七十九小学校
昭和第八十小学校
昭和第八十一小学校
昭和第八十二小学校
昭和第八十三小学校
昭和第八十四小学校
昭和第八十五小学校
昭和第八十六小学校
昭和第八十七小学校
昭和第八十八小学校
昭和第八十九小学校
昭和第九十小学校
昭和第九十一小学校
昭和第九十二小学校
昭和第九十三小学校
昭和第九十四小学校
昭和第九十五小学校
昭和第九十六小学校
昭和第九十七小学校
昭和第九十八小学校
昭和第九十九小学校
昭和第百小学校
昭和第百一小学校
昭和第百二小学校
昭和第百三小学校
昭和第百四小学校
昭和第百五小学校
昭和第百六小学校
昭和第百七小学校
昭和第百八小学校
昭和第百九小学校
昭和第百十小学校
昭和第百十一小学校
昭和第百十二小学校
昭和第百十三小学校
昭和第百十四小学校
昭和第百十五小学校
昭和第百十六小学校
昭和第百十七小学校
昭和第百十八小学校
昭和第百十九小学校
昭和第百二十小学校
昭和第百二十一小学校
昭和第百二十二小学校
昭和第百二十三小学校
昭和第百二十四小学校
昭和第百二十五小学校
昭和第百二十六小学校
昭和第百二十七小学校
昭和第百二十八小学校
昭和第百二十九小学校
昭和第百三十小学校
昭和第百三十一小学校
昭和第百三十二小学校
昭和第百三十三小学校
昭和第百三十四小学校
昭和第百三十五小学校
昭和第百三十六小学校
昭和第百三十七小学校
昭和第百三十八小学校
昭和第百三十九小学校
昭和第百四十小学校
昭和第百四十一小学校
昭和第百四十二小学校
昭和第百四十三小学校
昭和第百四十四小学校
昭和第百四十五小学校
昭和第百四十六小学校
昭和第百四十七小学校
昭和第百四十八小学校
昭和第百四十九小学校
昭和第百五十小学校
昭和第百五十一小学校
昭和第百五十二小学校
昭和第百五十三小学校
昭和第百五十四小学校
昭和第百五十五小学校
昭和第百五十六小学校
昭和第百五十七小学校
昭和第百五十八小学校
昭和第百五十九小学校
昭和第百六十小学校
昭和第百六十一小学校
昭和第百六十二小学校
昭和第百六十三小学校
昭和第百六十四小学校
昭和第百六十五小学校
昭和第百六十六小学校
昭和第百六十七小学校
昭和第百六十八小学校
昭和第百六十九小学校
昭和第百七十小学校
昭和第百七十一小学校
昭和第百七十二小学校
昭和第百七十三小学校
昭和第百七十四小学校
昭和第百七十五小学校
昭和第百七十六小学校
昭和第百七十七小学校
昭和第百七十八小学校
昭和第百七十九小学校
昭和第百八十小学校
昭和第百八十一小学校
昭和第百八十二小学校
昭和第百八十三小学校
昭和第百八十四小学校
昭和第百八十五小学校
昭和第百八十六小学校
昭和第百八十七小学校
昭和第百八十八小学校
昭和第百八十九小学校
昭和第百九十小学校
昭和第百九十一小学校
昭和第百九十二小学校
昭和第百九十三小学校
昭和第百九十四小学校
昭和第百九十五小学校
昭和第百九十六小学校
昭和第百九十七小学校
昭和第百九十八小学校
昭和第百九十九小学校
昭和第二百小学校
昭和第二百一小学校
昭和第二百二小学校
昭和第二百三小学校
昭和第二百四小学校
昭和第二百五小学校
昭和第二百六小学校
昭和第二百七小学校
昭和第二百八小学校
昭和第二百九小学校
昭和第二百十小学校
昭和第二百十一小学校
昭和第二百十二小学校
昭和第二百十三小学校
昭和第二百十四小学校
昭和第二百十五小学校
昭和第二百十六小学校
昭和第二百十七小学校
昭和第二百十八小学校
昭和第二百十九小学校
昭和第二百二十小学校
昭和第二百二十一小学校
昭和第二百二十二小学校
昭和第二百二十三小学校
昭和第二百二十四小学校
昭和第二百二十五小学校
昭和第二百二十六小学校
昭和第二百二十七小学校
昭和第二百二十八小学校
昭和第二百二十九小学校
昭和第二百三十小学校
昭和第二百三十一小学校
昭和第二百三十二小学校
昭和第二百三十三小学校
昭和第二百三十四小学校
昭和第二百三十五小学校
昭和第二百三十六小学校
昭和第二百三十七小学校
昭和第二百三十八小学校
昭和第二百三十九小学校
昭和第二百四十小学校
昭和第二百四十一小学校
昭和第二百四十二小学校
昭和第二百四十三小学校
昭和第二百四十四小学校
昭和第二百四十五小学校
昭和第二百四十六小学校
昭和第二百四十七小学校
昭和第二百四十八小学校
昭和第二百四十九小学校
昭和第二百五十小学校
昭和第二百五十一小学校
昭和第二百五十二小学校
昭和第二百五十三小学校
昭和第二百五十四小学校
昭和第二百五十五小学校
昭和第二百五十六小学校
昭和第二百五十七小学校
昭和第二百五十八小学校
昭和第二百五十九小学校
昭和第二百六十小学校
昭和第二百六十一小学校
昭和第二百六十二小学校
昭和第二百六十三小学校
昭和第二百六十四小学校
昭和第二百六十五小学校
昭和第二百六十六小学校
昭和第二百六十七小学校
昭和第二百六十八小学校
昭和第二百六十九小学校
昭和第二百七十小学校
昭和第二百七十一小学校
昭和第二百七十二小学校
昭和第二百七十三小学校
昭和第二百七十四小学校
昭和第二百七十五小学校
昭和第二百七十六小学校
昭和第二百七十七小学校
昭和第二百七十八小学校
昭和第二百七十九小学校
昭和第二百八十小学校
昭和第二百八十一小学校
昭和第二百八十二小学校
昭和第二百八十三小学校
昭和第二百八十四小学校
昭和第二百八十五小学校
昭和第二百八十六小学校
昭和第二百八十七小学校
昭和第二百八十八小学校
昭和第二百八十九小学校
昭和第二百九十小学校
昭和第二百九十一小学校
昭和第二百九十二小学校
昭和第二百九十三小学校
昭和第二百九十四小学校
昭和第二百九十五小学校
昭和第二百九十六小学校
昭和第二百九十七小学校
昭和第二百九十八小学校
昭和第二百九十九小学校
昭和第三百小学校
昭和第三百一小学校
昭和第三百二小学校
昭和第三百三小学校
昭和第三百四小学校
昭和第三百五小学校
昭和第三百六小学校
昭和第三百七小学校
昭和第三百八小学校
昭和第三百九小学校
昭和第三百十小学校
昭和第三百十一小学校
昭和第三百十二小学校
昭和第三百十三小学校
昭和第三百十四小学校
昭和第三百十五小学校
昭和第三百十六小学校
昭和第三百十七小学校
昭和第三百十八小学校
昭和第三百十九小学校
昭和第三百二十小学校
昭和第三百二十一小学校
昭和第三百二十二小学校
昭和第三百二十三小学校
昭和第三百二十四小学校
昭和第三百二十五小学校
昭和第三百二十六小学校
昭和第三百二十七小学校
昭和第三百二十八小学校
昭和第三百二十九小学校
昭和第三百三十小学校
昭和第三百三十一小学校
昭和第三百三十二小学校
昭和第三百三十三小学校
昭和第三百三十四小学校
昭和第三百三十五小学校
昭和第三百三十六小学校
昭和第三百三十七小学校
昭和第三百三十八小学校
昭和第三百三十九小学校
昭和第三百四十小学校
昭和第三百四十一小学校
昭和第三百四十二小学校
昭和第三百四十三小学校
昭和第三百四十四小学校
昭和第三百四十五小学校
昭和第三百四十六小学校
昭和第三百四十七小学校
昭和第三百四十八小学校
昭和第三百四十九小学校
昭和第三百五十小学校
昭和第三百五十一小学校
昭和第三百五十二小学校
昭和第三百五十三小学校
昭和第三百五十四小学校
昭和第三百五十五小学校
昭和第三百五十六小学校
昭和第三百五十七小学校
昭和第三百五十八小学校
昭和第三百五十九小学校
昭和第三百六十小学校
昭和第三百六十一小学校
昭和第三百六十二小学校
昭和第三百六十三小学校
昭和第三百六十四小学校
昭和第三百六十五小学校
昭和第三百六十六小学校
昭和第三百六十七小学校
昭和第三百六十八小学校
昭和第三百六十九小学校
昭和第三百七十小学校
昭和第三百七十一小学校
昭和第三百七十二小学校
昭和第三百七十三小学校
昭和第三百七十四小学校
昭和第三百七十五小学校
昭和第三百七十六小学校
昭和第三百七十七小学校
昭和第三百七十八小学校
昭和第三百七十九小学校
昭和第三百八十小学校
昭和第三百八十一小学校
昭和第三百八十二小学校
昭和第三百八十三小学校
昭和第三百八十四小学校
昭和第三百八十五小学校
昭和第三百八十六小学校
昭和第三百八十七小学校
昭和第三百八十八小学校
昭和第三百八十九小学校
昭和第三百九十小学校
昭和第三百九十一小学校
昭和第三百九十二小学校
昭和第三百九十三小学校
昭和第三百九十四小学校
昭和第三百九十五小学校
昭和第三百九十六小学校
昭和第三百九十七小学校
昭和第三百九十八小学校
昭和第三百九十九小学校
昭和第四百小学校
昭和第四百一小学校
昭和第四百二小学校
昭和第四百三小学校
昭和第四百四小学校
昭和第四百五小学校
昭和第四百六小学校
昭和第四百七小学校
昭和第四百八小学校
昭和第四百九小学校
昭和第四百十小学校
昭和第四百十一小学校
昭和第四百十二小学校
昭和第四百十三小学校
昭和第四百十四小学校
昭和第四百十五小学校
昭和第四百十六小学校
昭和第四百十七小学校
昭和第四百十八小学校
昭和第四百十九小学校
昭和第四百二十小学校
昭和第四百二十一小学校
昭和第四百二十二小学校
昭和第四百二十三小学校
昭和第四百二十四小学校
昭和第四百二十五小学校
昭和第四百二十六小学校
昭和第四百二十七小学校
昭和第四百二十八小学校
昭和第四百二十九小学校
昭和第四百三十小学校
昭和第四百三十一小学校
昭和第四百三十二小学校
昭和第四百三十三小学校
昭和第四百三十四小学校
昭和第四百三十五小学校
昭和第四百三十六小学校
昭和第四百三十七小学校
昭和第四百三十八小学校
昭和第四百三十九小学校
昭和第四百四十小学校
昭和第四百四十一小学校
昭和第四百四十二小学校
昭和第四百四十三小学校
昭和第四百四十四小学校
昭和第四百四十五小学校
昭和第四百四十六小学校
昭和第四百四十七小学校
昭和第四百四十八小学校
昭和第四百四十九小学校
昭和第四百五十小学校
昭和第四百五十一小学校
昭和第四百五十二小学校
昭和第四百五十三小学校
昭和第四百五十四小学校
昭和第四百五十五小学校
昭和第四百五十六小学校
昭和第四百五十七小学校
昭和第四百五十八小学校
昭和第四百五十九小学校
昭和第四百六十小学校
昭和第四百六十一小学校
昭和第四百六十二小学校
昭和第四百六十三小学校
昭和第四百六十四小学校
昭和第四百六十五小学校
昭和第四百六十六小学校
昭和第四百六十七小学校
昭和第四百六十八小学校
昭和第四百六十九小学校
昭和第四百七十小学校
昭和第四百七十一小学校
昭和第四百七十二小学校
昭和第四百七十三小学校
昭和第四百七十四小学校
昭和第四百七十五小学校
昭和第四百七十六小学校
昭和第四百七十七小学校
昭和第四百七十八小学校
昭和第四百七十九小学校
昭和第四百八十小学校
昭和第四百八十一小学校
昭和第四百八十二小学校
昭和第四百八十三小学校
昭和第四百八十四小学校
昭和第四百八十五小学校
昭和第四百八十六小学校
昭和第四百八十七小学校
昭和第四百八十八小学校
昭和第四百八十九小学校
昭和第四百九十小学校
昭和第四百九十一小学校
昭和第四百九十二小学校
昭和第四百九十三小学校
昭和第四百九十四小学校
昭和第四百九十五小学校
昭和第四百九十六小学校
昭和第四百九十七小学校
昭和第四百九十八小学校
昭和第四百九十九小学校
昭和第五百小学校
昭和第五百一小学校
昭和第五百二小学校
昭和第五百三小学校
昭和第五百四小学校
昭和第五百五小学校
昭和第五百六小学校
昭和第五百七小学校
昭和第五百八小学校
昭和第五百九小学校
昭和第五百十小学校
昭和第五百十一小学校
昭和第五百十二小学校
昭和第五百十三小学校
昭和第五百十四小学校
昭和第五百十五小学校
昭和第五百十六小学校
昭和第五百十七小学校
昭和第五百十八小学校
昭和第五百十九小学校
昭和第五百二十小学校
昭和第五百二十一小学校
昭和第五百二十二小学校
昭和第五百二十三小学校
昭和第五百二十四小学校
昭和第五百二十五小学校
昭和第五百二十六小学校
昭和第五百二十七小学校
昭和第五百二十八小学校
昭和第五百二十九小学校
昭和第五百三十小学校
昭和第五百三十一小学校
昭和第五百三十二小学校
昭和第五百三十三小学校
昭和第五百三十四小学校
昭和第五百三十五小学校
昭和第五百三十六小学校
昭和第五百三十七小学校
昭和第五百三十八小学校
昭和第五百三十九小学校
昭和第五百四十小学校
昭和第五百四十一小学校
昭和第五百四十二小学校
昭和第五百四十三小学校
昭和第五百四十四小学校
昭和第五百四十五小学校
昭和第五百四十六小学校
昭和第五百四十七小学校
昭和第五百四十八小学校
昭和第五百四十九小学校
昭和第五百五十小学校
昭和第五百五十一小学校
昭和第五百五十二小学校
昭和第五百五十三小学校
昭和第五百五十四小学校
昭和第五百五十五小学校
昭和第五百五十六小学校
昭和第五百五十七小学校
昭和第五百五十八小学校
昭和第五百五十九小学校
昭和第五百六十小学校
昭和第五百六十一小学校
昭和第五百六十二小学校
昭和第五百六十三小学校
昭和第五百六十四小学校
昭和第五百六十五小学校
昭和第五百六十六小学校
昭和第五百六十七小学校
昭和第五百六十八小学校
昭和第五百六十九小学校
昭和第五百七十小学校
昭和第五百七十一小学校
昭和第五百七十二小学校
昭和第五百七十三小学校
昭和第五百七十四小学校
昭和第五百七十五小学校
昭和第五百七十六小学校
昭和第五百七十七小学校
昭和第五百七十八小学校
昭和第五百七十九小学校
昭和第五百八十小学校
昭和第五百八十一小学校
昭和第五百八十二小学校
昭和第五百八十三小学校
昭和第五百八十四小学校
昭和第五百八十五小学校
昭和第五百八十六小学校
昭和第五百八十七小学校
昭和第五百八十八小学校
昭和第五百八十九小学校
昭和第五百九十小学校
昭和第五百九十一小学校
昭和第五百九十二小学校
昭和第五百九十三小学校
昭和第五百九十四小学校
昭和第五百九十五小学校
昭和第五百九十六小学校
昭和第五百九十七小学校
昭和第五百九十八小学校
昭和第五百九十九小学校
昭和第六百小学校
昭和第六百一小学校
昭和第六百二小学校
昭和第六百三小学校
昭和第六百四小学校
昭和第六百五小学校
昭和第六百六小学校
昭和第六百七小学校
昭和第六百八小学校
昭和第六百九小学校
昭和第六百十小学校
昭和第六百十一小学校
昭和第六百十二小学校
昭和第六百十三小学校
昭和第六百十四小学校
昭和第六百十五小学校
昭和第六百十六小学校
昭和第六百十七小学校
昭和第六百十八小学校
昭和第六百十九小学校
昭和第六百二十小学校
昭和第六百二十一小学校
昭和第六百二十二小学校
昭和第六百二十三小学校
昭和第六百二十四小学校
昭和第六百二十五小学校
昭和第六百二十六小学校
昭和第六百二十七小学校
昭和第六百二十八小学校
昭和第六百二十九小学校
昭和第六百三十小学校
昭和第六百三十一小学校
昭和第六百三十二小学校
昭和第六百三十三小学校
昭和第六百三十四小学校
昭和第六百三十五小学校
昭和第六百三十六小学校
昭和第六百三十七小学校
昭和第六百三十八小学校
昭和第六百三十九小学校
昭和第六百四十小学校
昭和第六百四十一小学校
昭和第六百四十二小学校
昭和第六百四十三小学校
昭和第六百四十四小学校
昭和第六百四十五小学校
昭和第六百四十六小学校
昭和第六百四十七小学校
昭和第六百四十八小学校
昭和第六百四十九小学校
昭和第六百五十小学校
昭和第六百五十一小学校
昭和第六百五十二小学校
昭和第六百五十三小学校
昭和第六百五十四小学校
昭和第六百五十五小学校
昭和第六百五十六小学校
昭和第六百五十七小学校
昭和第六百五十八小学校
昭和第六百五十九小学校
昭和第六百六十小学校
昭和第六百六十一小学校
昭和第六百六十二小学校
昭和第六百六十三小学校
昭和第六百六十四小学校
昭和第六百六十五小学校
昭和第六百六十六小学校
昭和第六百六十七小学校
昭和第六百六十八小学校
昭和第六百六十九小学校
昭和第六百七十小学校
昭和第六百七十一小学校
昭和第六百七十二小学校
昭和第六百七十三小学校
昭和第六百七十四小学校
昭和第六百七十五小学校
昭和第六百七十六小学校
昭和第六百七十七小学校
昭和第六百七十八小学校
昭和第六百七十九小学校
昭和第六百八十小学校
昭和第六百八十一小学校
昭和第六百八十二小学校
昭和第六百八十三小学校
昭和第六百八十四小学校
昭和第六百八十五小学校
昭和第六百八十六小学校
昭和第六百八十七小学校
昭和第六百八十八小学校
昭和第六百八十九小学校
昭和第六百九十小学校
昭和第六百九十一小学校
昭和第六百九十二小学校
昭和第六百九十三小学校
昭和第六百九十四小学校
昭和第六百九十五小学校
昭和第六百九十六小学校
昭和第六百九十七小学校
昭和第六百九十八小学校
昭和第六百九十九小学校
昭和第七百小学校
昭和第七百一小学校
昭和第七百二小学校
昭和第七百三小学校
昭和第七百四小学校
昭和第七百五小学校
昭和第七百六小学校
昭和第七百七小学校
昭和第七百八小学校
昭和第七百九小学校
昭和第七百十小学校
昭和第七百十一小学校
昭和第七百十二小学校
昭和第七百十三小学校
昭和第七百十四小学校
昭和第七百十五小学校
昭和第七百十六小学校
昭和第七百十七小学校
昭和第七百十八小学校
昭和第七百十九小学校
昭和第七百二十小学校
昭和第七百二十一小学校
昭和第七百二十二小学校
昭和第七百二十三小学校
昭和第七百二十四小学校
昭和第七百二十五小学校
昭和第七百二十六小学校
昭和第七百二十七小学校
昭和第七百二十八小学校
昭和第七百二十九小学校
昭和第七百三十小学校
昭和第七百三十一小学校
昭和第七百三十二小学校
昭和第七百三十三小学校
昭和第七百三十四小学校
昭和第七百三十五小学校
昭和第七百三十六小学校
昭和第七百三十七小学校
昭和第七百三十八小学校
昭和第七百三十九小学校
昭和第七百四十小学校
昭和第七百四十一小学校
昭和第七百四十二小学校
昭和第七百四十三小学校
昭和第七百四十四小学校
昭和第七百四十五小学校
昭和第七百四十六小学校
昭和第七百四十七小学校
昭和第七百四十八小学校
昭和第七百四十九小学校
昭和第七百五十小学校
昭和第七百五十一小学校
昭和第七百五十二小学校
昭和第七百五十三小学校
昭和第七百五十四小学校
昭和第七百五十五小学校
昭和第七百五十六小学校
昭和第七百五十七小学校
昭和第七百五十八小学校
昭和第七百五十九小学校
昭和第七百六十小学校
昭和第七百六十一小学校
昭和第七百六十二小学校
昭和第七百六十三小学校
昭和第七百六十四小学校
昭和第七百六十五小学校
昭和第七百六十六小学校
昭和第七百六十七小学校
昭和第七百六十八小学校
昭和第七百六十九小学校
昭和第七百七十小学校
昭和第七百七十一小学校
昭和第七百七十二小学校
昭和第七百七十三小学校
昭和第七百七十四小学校
昭和第七百七十五小学校
昭和第七百七十六小学校
昭和第七百七十七小学校
昭和第七百七十八小学校
昭和第七百七十九小学校
昭和第七百八十小学校
昭和第七百八十一小学校
昭和第七百八十二小学校
昭和第七百八十三小学校
昭和第七百八十四小学校
昭和第七百八十五小学校
昭和第七百八十六小学校
昭和第七百八十七小学校
昭和第七百八十八小学校
昭和第七百八十九小学校
昭和第七百九十小学校
昭和第七百九十一小学校
昭和第七百九十二小学校
昭和第七百九十三小学校
昭和第七百九十四小学校
昭和第七百九十五小学校
昭和第七百九十六小学校
昭和第七百九十七小学校
昭和第七百九十八小学校
昭和第七百九十九小学校
昭和第八百小学校
昭和第八百一小学校
昭和第八百二小学校
昭和第八百三小学校
昭和第八百四小学校
昭和第八百五小学校
昭和第八百六小学校
昭和第八百七小学校
昭和第八百八小学校
昭和第八百九小学校
昭和第八百十小学校
昭和第八百十一小学校
昭和第八百十二小学校
昭和第八百十三小学校
昭和第八百十四小学校
昭和第八百十五小学校
昭和第八百十六小学校
昭和第八百十七小学校
昭和第八百十八小学校
昭和第八百十九小学校
昭和第八百二十小学校
昭和第八百二十一小学校
昭和第八百二十二小学校
昭和第八百二十三小学校
昭和第八百二十四小学校
昭和第八百二十五小学校
昭和第八百二十六小学校
昭和第八百二十七小学校
昭和第八百二十八小学校
昭和第八百二十九小学校
昭和第八百三十小学校
昭和第八百三十一小学校
昭和第八百三十二小学校
昭和第八百三十三小学校
昭和第八百三十四小学校
昭和第八百三十五小学校
昭和第八百三十六小学校
昭和第八百三十七小学校
昭和第八百三十八小学校
昭和第八百三十九小学校
昭和第八百四十小学校
昭和第八百四十一小学校
昭和第八百四十二小学校
昭和第八百四十三小学校
昭和第八百四十四小学校
昭和第八百四十五小学校
昭和第八百四十六小学校
昭和第八百四十七小学校
昭和第八百四十八小学校
昭和第八百四十九小学校
昭和第八百五十小学校
昭和第八百五十一小学校
昭和第八百五十二小学校
昭和第八百五十三小学校
昭和第八百五十四小学校
昭和第八百五十五小学校
昭和第八百五十六小学校
昭和第八百五十七小学校
昭和第八百五十八小学校
昭和第八百五十九小学校
昭和第八百六十小学校
昭和第八百六十一小学校
昭和第八百六十二小学校
昭和第八百六十三小学校
昭和第八百六十四小学校
昭和第八百六十五小学校
昭和第八百六十六小学校
昭和第八百六十七小学校
昭和第八百六十八小学校
昭和第八百六十九小学校
昭和第八百七十小学校
昭和第八百七十一小学校
昭和第八百七十二小学校
昭和第八百七十三小学校
昭和第八百七十四小学校
昭和第八百七十五小学校
昭和第八百七十六小学校
昭和第八百七十七小学校
昭和第八百七十八小学校
昭和第八百七十九小学校
昭和第八百八十小学校
昭和第八百八十一小学校
昭和第八百八十二小学校
昭和第八百八十三小学校
昭和第八百八十四小学校
昭和第八百八十五小学校
昭和第八百八十六小学校
昭和第八百八十七小学校
昭和第八百八十八小学校
昭和第八百八十九小学校
昭和第八百九十小学校
昭和第八百九十一小学校
昭和第八百九十二小学校
昭和第八百九十三小学校
昭和第八百九十四小学校
昭和第八百九十五小学校
昭和第八百九十六小学校
昭和第八百九十七小学校
昭和第八百九十八小学校
昭和第八百九十九小学校
昭和第九百小学校
昭和第九百一小学校
昭和第九百二小学校
昭和第九百三小学校
昭和第九百四小学校
昭和第九百五小学校
昭和第九百六小学校
昭和第九百七小学校
昭和第九百八小学校
昭和第九百九小学校
昭和第九百十小学校
昭和第九百十一小学校
昭和第九百十二小学校
昭和第九百十三小学校
昭和第九百十四小学校
昭和第九百十五小学校
昭和第九百十六小学校
昭和第九百十七小学校
昭和第九百十八小学校
昭和第九百十九小学校
昭和第九百二十小学校
昭和第九百二十一小学校
昭和第九百二十二小学校
昭和第九百二十三小学校
昭和第九百二十四小学校
昭和第九百二十五小学校
昭和第九百二十六小学校
昭和第九百二十七小学校
昭和第九百二十八小学校
昭和第九百二十九小学校
昭和第九百三十小学校
昭和第九百三十一小学校
昭和第九百三十二小学校
昭和第九百三十三小学校
昭和第九百三十四小学校
昭和第九百三十五小学校
昭和第九百三十六小学校
昭和第九百三十七小学校
昭和第九百三十八小学校
昭和第九百三十九小学校
昭和第九百四十小学校
昭和第九百四十一小学校
昭和第九百四十二小学校
昭和第九百四十三小学校
昭和第九百四十四小学校
昭和第九百四十五小学校
昭和第九百四十六小学校
昭和第九百四十七小学校
昭和第九百四十八小学校
昭和第九百四十九小学校
昭和第九百五十小学校
昭和第九百五十一小学校
昭和第九百五十二小学校
昭和第九百五十三小学校
昭和第九百五十四小学校
昭和第九百五十五小学校
昭和第九百五十六小学校
昭和第九百五十七小学校
昭和第九百五十八小学校
昭和第九百五十九小学校
昭和第九百六十小学校
昭和第九百六十一小学校
昭和第九百六十二小学校
昭和第九百六十三小学校
昭和第九百六十四小学校
昭和第九百六十五小学校
昭和第九百六十六小学校
昭和第九百六十七小学校
昭和第九百六十八小学校
昭和第九百六十九小学校
昭和第九百七十小学校
昭和第九百七十一小学校
昭和第九百七十二小学校
昭和第九百七十三小学校
昭和第九百七十四小学校
昭和第九百七十五小学校
昭和第九百七十六小学校
昭和第九百七十七小学校
昭和第九百七十八小学校
昭和第九百七十九小学校
昭和第九百八十小学校
昭和第九百八十一小学校
昭和第九百八十二小学校
昭和第九百八十三小学校
昭和第九百八十四小学校
昭和第九百八十五小学校
昭和第九百八十六小学校
昭和第九百八十七小学校
昭和第九百八十八小学校
昭和第九百八十九小学校
昭和第九百九十小学校
昭和第九百九十一小学校
昭和第九百九十二小学校
昭和第九百九十三小学校
昭和第九百九十四小学校
昭和第九百九十五小学校
昭和第九百九十六小学校
昭和第九百九十七小学校
昭和第九百九十八小学校
昭和第九百九十九小学校
昭和第千小学校
昭和第千一小学校
昭和第千二小学校
昭和第千三小学校
昭和第千四小学校
昭和第千五小学校
昭和第千六小学校
昭和第千七小学校
昭和第千八小学校
昭和第千九小学校
昭和第千十小学校
昭和第千十一小学校
昭和第千十二小学校
昭和第千十三小学校
昭和第千十四小学校
昭和第千十五小学校
昭和第千十六小学校
昭和第千十七小学校
昭和第千十八小学校
昭和第千十九小学校
昭和第千二十小学校
昭和第千二十一小学校
昭和第千二十二小学校
昭和第千二十三小学校
昭和第千二十四小学校
昭和第千二十五小学校
昭和第千二十六小学校
昭和第千二十七小学校
昭和第千二十八小学校
昭和第千二十九小学校
昭和第千三十小学校
昭和第千三十一小学校
昭和第千三十二小学校
昭和第千三十三小学校
昭和第千三十四小学校
昭和第千三十五小学校
昭和第千三十六小学校
昭和第千三十七小学校
昭和第千三十八小学校
昭和第千三十九小学校
昭和第千四十小学校
昭和第千四十一小学校
昭和第千四十二小学校
昭和第千四十三小学校
昭和第千四十四小学校
昭和第千四十五小学校
昭和第千四十六小学校
昭和第千四十七小学校
昭和第千四十八小学校
昭和第千四十九小学校
昭和第千五十小学校
昭和第千五十一小学校
昭和第千五十二小学校
昭和第千五十三小学校
昭和第千五十四小学校
昭和第千五十五小学校
昭和第千五十六小学校
昭和第千五十七小学校
昭和第千五十八小学校
昭和第千五十九小学校
昭和第千六十小学校
昭和第千六十一小学校
昭和第千六十二小学校
昭和第千六十三小学校
昭和第千六十四小学校
昭和第千六十五小学校
昭和第千六十六小学校
昭和第千六十七小学校
昭和第千六十八小学校
昭和第千六十九小学校
昭和第千七十小学校
昭和第千七十一小学校
昭和第千七十二小学校
昭和第千七十三小学校
昭和第千七十四小学校
昭和第千七十五小学校
昭和第千七十六小学校
昭和第千七十七小学校
昭和第千七十八小学校
昭和第千七十九小学校
昭和第千八十小学校
昭和第千八十一小学校
昭和第千八十二小学校
昭和第千八十三小学校
昭和第千八十四小学校
昭和第千八十五小学校
昭和第千八十六小学校
昭和第千八十七小学校
昭和第千八十八小学校
昭和第千八十九小学校
昭和第千九十小学校
昭和第千九十一小学校
昭和第千九十二小学校
昭和第千九十三小学校
昭和第千九十四小学校
昭和第千九十五小学校
昭和第千九十六小学校
昭和第千九十七小学校
昭和第千九十八小学校
昭和第千九十九小学校
昭和第二千小学校
昭和第二千一小学校
昭和第二千二小学校
昭和第二千三小学校
昭和第二千四小学校
昭和第二千五小学校
昭和第二千六小学校
昭和第二千七小学校
昭和第二千八小学校
昭和第二千九小学校
昭和第二千十小学校
昭和第二千十一小学校
昭和第二千十二小学校
昭和第二千十三小学校
昭和第二千十四小学校
昭和第二千十五小学校
昭和第二千十六小学校
昭和第二千十七小学校
昭和第二千十八小学校
昭和第二千十九小学校
昭和第二千二十小学校
昭和第二千二十一小学校
昭和第二千二十二小学校
昭和第二千二十三小学校
昭和第二千二十四小学校
昭和第二千二十五小学校
昭和第二千二十六小学校
昭和第二千二十七小学校
昭和第二千二十八小学校
昭和第二千二十九小学校
昭和第二千三十小学校
昭和第二千三十一小学校
昭和第二千三十二小学校
昭和第二千三十三小学校
昭和第二千三十四小学校
昭和第二千三十五小学校
昭和第二千三十六小学校
昭和第二千三十七小学校
昭和第二千三十八小学校
昭和第二千三十九小学校
昭和第二千四十小学校
昭和第二千四十一小学校
昭和第二千四十二小学校
昭和第二千四十三小学校
昭和第二千四十四小学校
昭和第二千四十五小学校
昭和第二千四十六小学校
昭和第二千四十七小学校
昭和第二千四十八小学校
昭和第二千四十九小学校
昭和第二千五十小学校
昭和第二千五十一小学校
昭和第二千五十二小学校
昭和第二千五十三小学校
昭和第二千五十四小学校
昭和第二千五十五小学校
昭和第二千五十六小学校
昭和第二千五十七小学校
昭和第二千五十八小学校
昭和第二千五十九小学校
昭和第二千六十小学校
昭和第二千六十一小学校
昭和第二千六十二小学校
昭和第二千六十三小学校
昭和第二千六十四小学校
昭和第二千六十五小学校
昭和第二千六十六小学校
昭和第二千六十七小学校
昭和第二千六十八小学校
昭和第二千六十九小学校
昭和第二千七十小学校
昭和第二千七十一小学校
昭和第二千七十二小学校
昭和第二千七十三小学校
昭和第二千七十四小学校
昭和第二千七十五小学校
昭和第二千七十六小学校
昭和第二千七十七小学校
昭和第二千七十八小学校
昭和第二千七十九小学校
昭和第二千八十小学校
昭和第二千八十一小学校
昭和第二千八十二小学校
昭和第二千八十三小学校
昭和第二千八十四小学校
昭和第二千八十五小学校
昭和第二千八十六小学校
昭和第二千八十七小学校
昭和第二千八十八小学校
昭和第二千八十九小学校
昭和第二千九十小学校
昭和第二千九十一小学校
昭和第二千九十二小学校
昭和第二千九十三小学校
昭和第二千九十四小学校
昭和第二千九十五小学校
昭和第二千九十六小学校
昭和第二千九十七小学校
昭和第二千九十八小学校
昭和第二千九十九小学校
昭和第三千小学校
昭和第三千一小学校
昭和第三千二小学校
昭和第三千三小学校
昭和第三千四小学校
昭和第三千五小学校
昭和第三千六小学校
昭和第三千七小学校
昭和第三千八小学校
昭和第三千九小学校
昭和第三千十小学校
昭和第三千十一小学校
昭和第三千十二小学校
昭和第三千十三小学校
昭和第三千十四小学校
昭和第三千十五小学校
昭和第三千十六小学校
昭和第三千十七小学校
昭和第三千十八小学校
昭和第三千十九小学校
昭和第三千二十小学校
昭和第三千二十一小学校
昭和第三千二十二小学校
昭和第三千二十三小学校
昭和第三千二十四小学校
昭和第三千二十五小学校
昭和第三千二十六小学校
昭和第三千二十七小学校
昭和第三千二十八小学校
昭和第三千二十九小学校
昭和第三千三十小学校
昭和第三千三十一小学校
昭和第三千三十二小学校
昭和第三千三十三小学校
昭和第三千三十四小学校
昭和第三千三十五小学校
昭和第三千三十六小学校
昭和第三千三十七小学校
昭和第三千三十八小学校
昭和第三千三十九小学校
昭和第三千四十小学校
昭和第三千四十一小学校
昭和第三千四十二小学校
昭和第三千四十三小学校
昭和第三千四十四小学校
昭和第三千四十五小学校
昭和第三千四十六小学校
昭和第三千四十七小学校
昭和第三千四十八小学校
昭和第三千四十九小学校
昭和第三千五十小学校
昭和第三千五十一小学校
昭和第三千五十二小学校
昭和第三千五十三小学校
昭和第三千五十四小学校
昭和第三千五十五小学校
昭和第三千五十六小学校
昭和第三千五十七小学校
昭和第三千五十八小学校
昭和第三千五十九小学校
昭和第三千六十小学校
昭和第三千六十一小学校
昭和第三千六十二小学校
昭和第三千六十三小学校
昭和第三千六十四小学校
昭和第三千六十五小学校
昭和第三千六十六小学校
昭和第三千六十七小学校
昭和第三千六十八小学校
昭和第三千六十九小学校
昭和第三千七十小学校
昭和第三千七十一小学校
昭和第三千七十二小学校
昭和第三千七十三小学校
昭和第三千七十四小学校
昭和第三千七十五小学校
昭和第三千七十六小学校
昭和第三千七十七小学校
昭和第三千七十八小学校
昭和第三千七十九小学校
昭和第三千八十小学校
昭和第三千八十一小学校
昭和第三千八十二小学校
昭和第三千八十三小学校
昭和第三千八十四小学校
昭和第三千八十五小学校
昭和第三千八十六小学校
昭和第三千八十七小学校
昭和第三千八十八小学校
昭和第三千八十九小学校
昭和第

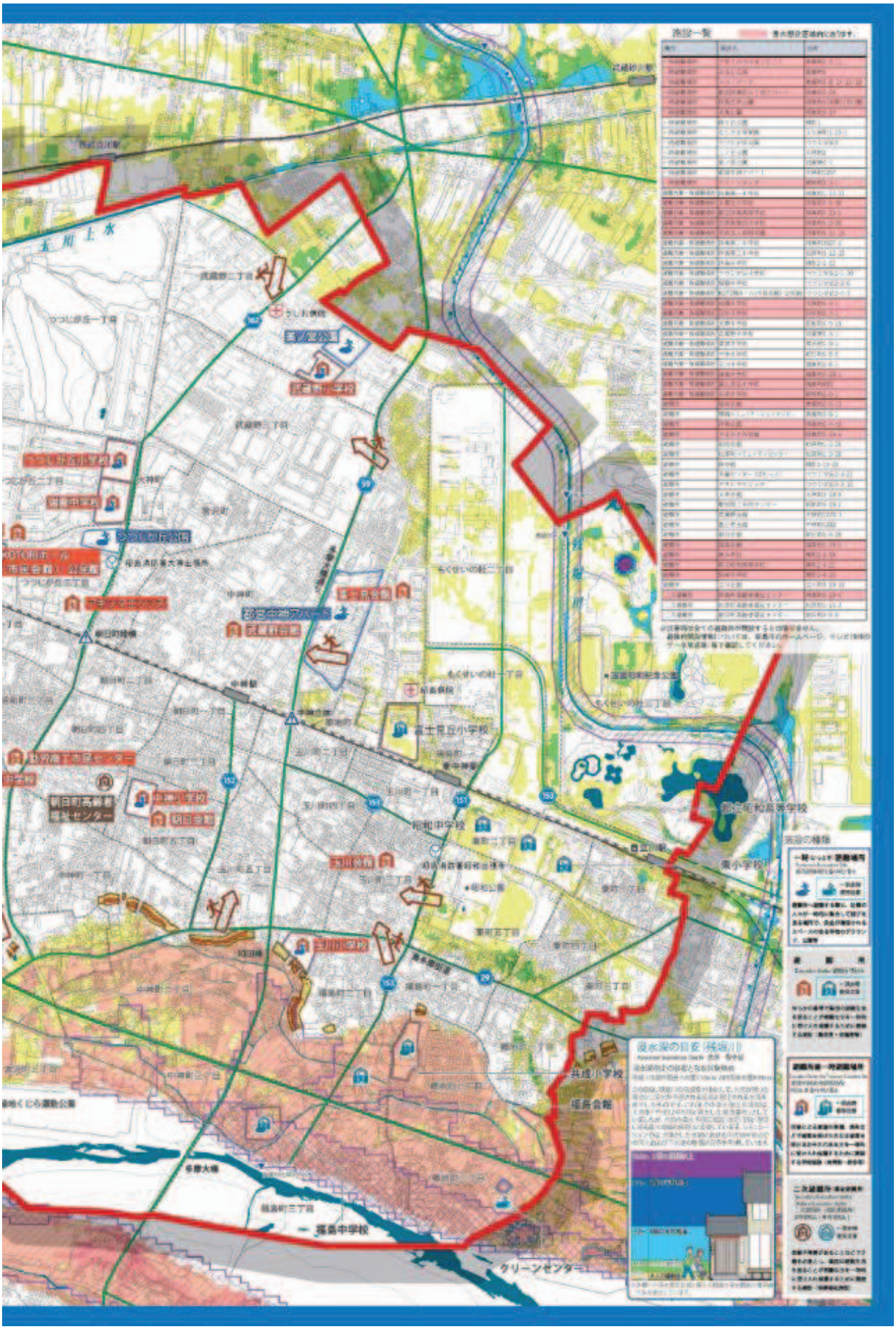
施設一覧
玉川上水
武蔵野二丁目
つつじが丘一丁目
つつじが丘二丁目
つつじが丘三丁目
大神町
東沢町
中神町
中神駅
朝日町一丁目
朝日町二丁目
朝日町五丁目
朝日町高齢者福祉センター
朝日公園
もくせいの杜一丁目
もくせいの杜二丁目
もくせいの杜三丁目
富士見丘小学校
昭和中学校
昭和公園
東小学校
共成小学校
塚島会館
塚島中学校
クリーンセンター
玉川小学校
東町五丁目
東町四丁目
東町三丁目
塚島町一丁目
塚島町二丁目
塚島町三丁目
塚島大橋
中神駅
浸水深の目安（残地）

資料　５　自主防災組織（部）規約【例】

（名称及び本部）

第１条　本会は、○○○○自主防災組織（部）と称し、災害時における応急対策活動を円滑且つ的確に行うため当自治会内に本部を置く。

（組織）

第２条　本会は、○○○○の地域内にある全世帯を会員とし、別表の組織で構成する。

（目的）

第３条　本会は、地域住民の自主防災組織として、防災意識の高揚及び防災訓練の実施等を積極的に行うと共に、震災時においては初期消火、避難誘導、救護活動、防犯活動及び物資調達等にあたり、地域住民の災害防止に万全を期することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、防災に関する事業を行うため次の部を置く。

１．広報部　　２．防火部　　３．予防部　　４．調達部

（各部の担当業務）

第５条　本会に設置された各部の担当業務は、次のとおりとする。

１．広報部　　防災意識の普及及び高揚を図るための活動

２．防火部　　出火防止の徹底と初期消火訓練の実施

３．予防部　　地域内の防災点検及び避難対策の周知、震災訓練の実施

４．調達部　　予防活動を推進するための物資の調達及び装備品の保守管理

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

会長　１名　　副会長　○名

部長　○名　　副部長　○名

班長　○名

（役員の任務）

第７条　役員の任務は次のとおりとする。

１．会長は本会を代表し、会務を統括する。

２．副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

３．部長は副部長を指揮し、防災業務の指導にあたる。

４．副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

５．班長は各部長の指示に従って班内の防災業務にあたる。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充のため選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

（会員の任務）

第９条　会員は、役員の指揮及び指導に従って積極的に参加し、且つ行動するものとする。

（費用）

第 10 条　本会の運営に要する費用は、自治会費より支出するものとする。

（運営規定）

第 11 条　本会の運営については原則としてこの規約によって律するが、予測しない緊急事態が発生した場合は、この規約にかかわらず役員会に処理を委任する。

（協力組織）

第 12 条　本会の目的達成と円滑化のため、近隣及び各種団体の協力を得るものとする。

（施行期日）

第 13 条　この規約は、平成○○年○○月○○日から施行する。

資料　６　東京都防災ボランティアに関する要綱（都総務局）

平成７年５月11日
６総災防第　280号
総務局長決定

（目　　的）
第１条　この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、都民によるボランティア活動を支援し、もって被災地域における円滑な応急対策活動の実施に資することを目的とする。
（定　　義）
第２条　この要綱において「防災ボランティア」とは、震災等の大規模な災害発生時において、第５条の規定による知事の要請に基づき、第３条に規定する活動に従事する者をいう。
（防災ボランティア活動の種類及び資格）
第３条　防災ボランティアが従事する活動の種類及び該当活動に必要な資格は、別表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄に定める資格とする。
（防災ボランティアの登録等）
第４条　防災ボランティアになろうとする者は、防災ボランティア登録申込書（第１号様式）を知事に提出しなければならない。
２　前項に規定する申込書の提出があったときは、知事は、申込者に対し、必要な講習、訓練を受けさせるものとする。
３　知事は、前項の講習などを終了した者を防災ボランティアとして登録し、防災ボランティア登録証（第２号様式）を交付する。
（防災ボランティアの出動）
第５条　知事は、災害救助法（昭和22年法律第 118号）の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害が発生した場合において、被害を受けた地域の区市町村長の要請に基づき、防災ボランティアに対し、出動を要請するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要と認めたときは、防災ボランティアに対し出動を要請できるものとする。
（出動経費の負担）
第６条　防災ボランティアの活動に要する交通費、食費、宿泊費等の実費（現物支給を含む。）は、出動を要請した区市町村長が負担するものとする。ただし、前条第２項の規定による出動経費については、知事が負担するものとする。
（損害補償）
第７条　防災ボランティアが、活動中の事故により死亡し、又は障害を受けたときは、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）の規定に準じて、補償するものとする。
（被服等の支給）
第８条　災害現場における円滑な業務遂行に資するため、活動内容に対応した被服等を、防災ボランティアに対し支給する。

（登録事項の変更手続き等）

第９条　防災ボランティアは、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届（第３号様式）により、知事に提出しなければならない。

（委　　任）

第10条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　　則

この要綱は、平成７年５月11日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成８年８月23日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和４年１月 24 日から施行する。

別表

種　　別	資　　格
建築物の応急危険度判定	建築士法（昭和25年法律第 202号）に定める建築士又は知事が特に必要と認めた者であって、都内に住所を有するもの又は勤務地を有するもの
語学ボランティア	別に定める基準に該当する者又は知事が特に必要と認めた者であって、都内に住所を有し、勤務し、又は在学するもので、満18歳以上のもの

別記

第１号様式

年　　月　　日

東京都防災ボランティア登録申込書

東京都知事　殿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、東京都防災ボランティアとして活動したいので、下記のとおり申込みます。

ボランティア活動の種類	
免許等の種類・登録番号	第　　号
住　　所	〒 電話　（　　） FAX　（　　）
（ふりがな） 氏　　名	
生　年　月　日	年　　月　　日生　（男・女）
（ふりがな） 勤　務　先 （ふりがな） 学　　校	名　称 電話　（　　） 所在地 〒　　FAX　（　　）
緊急時の連絡先	電話　（　　） FAX　（　　）

別記

第２号様式

東京防災ボランティア登録証

写　真

氏名

年　　月　　日生

Ｎｏ　　種類

登録年月日　　年　　月　　日

上記の者は、東京防災ボランティアであることを証明する。

東　京　都　知　事　　印

別記

第３号様式

年　　月　　日

東京都防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届

東京都知事　殿

氏名

□防災ボランティアの登録事項を変更したので、

□防災ボランティアの登録を抹消したいので、下記のとおり届け出ます。

ボランティア活動の種類		
免許等の種類・登録番号		第　　号
変更	変　更　前	
	変　更　後	
	変更年月日	年　　月　　日
抹消	抹消理由	
	抹消年月日	年　　月　　日

資料　7　消防団相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号以下「法」という。）第 21 条の規定にもとづく八王子市と昭島市との消防相互応援協定を次のように締結する。

第１条　法第 21 条の規定にもとづく八王子市（以下「甲」という。）と昭島市（以下「乙」という。）との消防の相互応援に関しては、この協定の定めるところによる。

第２条　この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互間の消防力を活用してその被害を最小限に防止することを目的とする。

第３条　相互応援の方法は､次の各号に掲げるとおりとする。

１、普通応援

別紙に定める区域内に発生した火災等を受報または認知したとき、応援側から２隊以内出場するものとし、延焼火災のときはさらに１隊出場するものとする。

２、特別応援

甲乙いずれかの区域内に大火災等が発生し、特に応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は、応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊については、応援側において決定するものとする。

第４条　応援、出場した消防隊は、すべて現地の最高責任者の指揮のもとに行動するものとする。

第５条　応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現地最高責任者に報告するものとする。

第６条　応援のために要した経常的経費並びに事故（隊員、器材、その他）により生じた経費は、被応援側の負担とする。

第７条　協定の適正な運用を期すために必要な各種消防情報等を相互に通報するものとする。

第８条　この協定に実施について疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議してこれを解決するものとする。

第９条　本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通を所持するものとする。

附　　則

この協定書は、昭和 44 年 12 月１日から効力を生ずる。

八王子市長　　植　竹　圓　次

昭 島 市 長　　新　藤　元　義

消防団応援協定区域

昭島市

郷地町

福島町

築地町

中神町

宮沢町

大神町

田中町

拝島町

の各町から
奥多摩街道

以南

八王子市

平　町

小宮町

石川町

宇津木町

滝山町一丁目

滝山町二丁目

左入町

の内滝山街道

以北

消防相互応援協定に関する覚書

八王子市（以下「甲」という）と昭島市（以下「乙」という）とは、消防団消防相互応援協定の適切な運用を図るため、この覚書きを交換する。

第１　第３条に規定する応援を要請する場合には次の事項をでき得る限り明らかにするものとする。

(1)　災害の概要及び応援を要請する理由

(2)　応援を要請する消防隊等の数

(3)　活動内容

(4)　集結場所

第２　第４条に規定する現地の最高指揮者とは、災害地の所轄消防長、消防署長又はその職務を代理するものをいう。

第３　第６条第２項に規定する経費とは消防活動が長時間にわたり燃料、資機材の補給もしくは、給食等を必要とする場合をいう。

第４　応援出場した消防隊員が消防業務により、負傷し疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援側の負担とする。

第５　第７条に規定する消防情報は、消防団の増減、消防水利の変更等をいう。

第６　この覚書きに特別の定めがあるものを除くほか必要な事項は甲乙の長が協議して定める。

附　　則

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通を所持するものとする。

昭和 44 年 12 月１日

八王子市長　　植　竹　圓　次

昭 島 市 長　　新　藤　元　義

資料　８　相互応援協定

第１条　消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づく立川市・昭島市・国立市・東大和市・武蔵村山市の５市における消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第２条　この協定は、水、火災等に際して、５市の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

第３条　この協定により出動する消防隊は、５市管内消防団とする。

第４条　相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1)　普通応援

５市管内の行政境付近に発生した火災等を受報又は認知した場合の応援出動は、行政境に接する市に限るものとし、別令なく２隊以内の出動とする。ただし、延焼火災等の恐れがある場合は、さらに１隊出動するものとする。

(2)　特別応援

５市管内に大火災等が発生し、応援を必要とする場合は、前号の規定にかかわらず、市長又は消防団長の要請若しくは状況判断により応援出動するものとする。ただし、応援隊数については応援側において決定する。

第５条　応援出動隊の長は、すべて現場にある被応援側最高指揮者に従うものとする。

第６条　応援出動隊の長は、現場到着時及び引揚げ時に防災行動の状況を、現場最高指揮者に報告するものとする。

第７条　応援のために要した経費及び事故（隊員、機器の損傷等）により生じた経費は、それぞれ応援した側の負担とする。

２　前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第８条　５市は、この協定に基づき応援出動業務が円滑に行われるよう毎年関係資料を相互に交換するものとする。

第９条　この協定に規定した事項以外に協定の必要が生じたときは、総会（市長５名、消防団長５名）により決定するものとする。

第 10 条　本協定を証するため、正本５通を作成し各１通を保存するものとする。

第 11 条　この協定は、昭和 40 年９月 10 日から実施する。

一部改正　　昭和 48 年４月１日

一部改正　　平成２年４月１日

資料　９　東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目 的）

第１条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援

（２）居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん

（３）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

（４）前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第３条　被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。

（１）災害時等の状況

（２）協力の内容

（３）協力の期間

（４）協力の場所

（５）その他必要な事項

２　被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第２条第１項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

３　前２項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　前条第１項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

２　前条第２項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

３　知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

（自主協力）

第５条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第３条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

（協力費用の負担区分）

第６条　第４条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

２　協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。

３　第１項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。

４　前３項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

（都の役割）

第７条　都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

２　都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

（他の協定との関係）

第８条　この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

（適 用）

第 10 条　この協定は、令和３年 12 月 27 日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書４通を作成し、各１通を保有するものとする。

令和３年 12 月 27 日

東京都
代表者　東京都知事

都内２３特別区（別表のとおり）
代表者　江東区長（特別区長会会長）

都内２６市（別表のとおり）
代表者　町田市長（東京都市長会会長）

都内１３町村（別表のとおり）
代表者　瑞穂町長（東京都町村会会長）

（別表）

都内２３特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内２６市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内１３町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

資料　10　震災時の相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市３町１村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第２条　市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　被災者を一時収容するための施設の提供

(5)　救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(6)　ボランティアの斡旋

(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第４条　応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等

(3)　前条第４号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員

(4)　前条第５号に掲げる職員の職種別の人員

(5)　前条第６号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員

(6)　応援を受ける場所及びその経路並びに期間

(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実　施）

第５条　応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

２　前項の規定により難い場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第７条　第３条第５号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）

第８条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

（協　議）

第９条　この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第 10 条　この協定は、平成８年３月１日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ１通を保有する。

平成８年３月１日

八王子市長	波　多　野　重　雄
立川市長	青　木　　久
武蔵野市長	土　屋　　正　忠
三鷹市長	安　田　養　次　郎
青梅市長	田　辺　　栄　吉
府中市長	吉　野　　和　男
昭島市長	伊　藤　　憲　彦
調布市長	吉　尾　　勝　征
町田市長	寺　田　　和　雄
小金井市長	大　久　保　慎　一
小平市長	前　田　　雅　尚

日野市長	森　田　喜　美　男
東村山市長	細　渕　　一　男
国分寺市長	本　多　　貞　雄
国立市長	佐　伯　　有　行
田無市長	末　木　　達　男
保谷市長	保　谷　　高　範
福生市長	石　川　彌　八　郎
狛江市長	石　井　　三　雄
東大和市長	尾　又　　正　則
清瀬市長	星　野　　繁
東久留米市長	稲　葉　三　千　男
武蔵村山市長	志　々　田　浩　太　郎
多摩市長	臼　井　　千　秋
稲城市長	石　川　　良　一
羽村市長	井　上　　篤　太　郎
あきる野市長	田　中　　雅　夫
瑞穂町長	関　谷　　久
日の出町長	青　木　國　太　郎
奥多摩町長	大　舘　　誉
桧原村長	鈴　木　　陸　實

資料　11　消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律 226 号）第 21 条の規定により、昭島市（以下「甲」という。）と福生市（以下「乙」という。）は、消防相互応援について、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲及び乙の別表に定める区域（以下「特定区域」という。）内において、火災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互の消防力を活用して被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援方法）

第２条　特定区域内において災害が発生した場合は、前条の目的を達成するため、甲及び乙は非常勤の消防団員による消防隊を出動させ、応援活動させるものとする。

この場合において、応援側は発生した災害を受報または認知したときは、２隊以内出動するものとし、延焼火災のときはさらに１隊出動するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲乙いずれかの区域内に大火災等が発生し、特に応援を必要とする場合は、被応援側の長の要請または応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数については応援側において決定するものとする。

（指揮系統）

第３条　応援出動隊は、すべて現場における被応援側最高指揮者の所轄の下に行動するものとする。

（報　告）

第４条　応援出動隊の長は、消防行動についてすみやかに現地最高責任者に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経常的経費及び事故（隊員、器材、その他）により生じた経費は応援側の負担とする。

２　前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

（情報等の交換）

第６条　この協定の適正な運用を期するため、必要な各種消防情報等を相互に交換するものとする。

（協　議）

第７条　この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第８条　この協定は、平成９年４月１日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、記名押印の上、各自１通を保有する。

平成９年３月 31 日

甲　　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　　福生市長　　石　川　彌八郎

資料　12　大規模災害時における相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、館林市と昭島市（以下「締結市」という。）とが、いずれかの市域において大規模な災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第８条第２項第 12 号の規定に基づき、相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　この協定において、応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食糧、飲料水、その他生活必需品等の物資並びにそれらの供給に必要な資機材及び車両の提供

(2)　応急対策に必要な資機材及び車両の提供

(3)　救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(4)　児童及び生徒の受入れ

(5)　被災者を一時収容するために必要な施設の提供

(6)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、第８条に定める連絡担当部局を通じ、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

(1)　被害状況

(2)　前条第１号及び第２号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等並びに車両等の種類及び台数

(3)　前条第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の役割及び人数

(4)　前条第４号及び第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災者の人数、提供の期間等

(5)　応援の場所及び経路

(6)　応援の期間

(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主的応援）

第４条　締結市は、いずれかの市域において大規模な災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動する必要性があると判断したときは、自主的に応援するものとする。

２　自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、当該要請に応じた応援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、原則として被応援市の負担とする。

２　前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、締結市がその都度協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員が、その活動若しくは、その活動が起因となって負傷し、疾病にかかり、障害を有するに至り、若しくは死亡した場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援を要請された市が負うものとする。

２　応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被応援市への往復途中に生じたものを除き、被応援市がその賠償の責を負うものとする。

（情報等の交換）

第７条　締結市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

（連絡担当部局）

第８条　締結市は、災害に備え連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

（協　議）

第９条　この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第 10 条　この協定は、平成 18 年４月１日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、締結市の市長がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有する。

平成 18 年３月 27 日

館林市長　　中　島　勝　敬

昭島市長　　北　川　穰　一

資料　13　大規模災害時における相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、昭島市と岩泉町（以下「両市町」という。）とが、いずれかの市町域において大規模な災害が発生し、被災両市町のそれぞれが独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第８条第２項第 12 号の規定に基づき、相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　この協定において、応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食料、飲料水その他生活必需品の物資並びにそれらの供給に必要な資機材及び車両の提供

(2)　応急対策に必要な資機材及び車両の提供

(3)　救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(4)　児童及び生徒の受入れ

(5)　被災者を一時収容するために必要な施設の提供

(6)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市町（以下「被応援市町」という。）は、第８条に定める連絡担当部課を通じ、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。

(1)　被害状況

(2)　前条第１号及び第２号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等並びに車両等の種類及び台数

(3)　前条第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の役割及び人数

(4)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、児童及び生徒の人数

(5)　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災者の人数

(6)　応援の場所及び経路

(7)　応援の期間

(8)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主的応援）

第４条　両市町は、いずれかの市町域において大規模な災害が発生し、被災両市町との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動する必要性があると判断したときは、自主的に応援するものとする。

２　自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、当該要請に応じた応援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した費用は、原則として被応援市町の負担とする。

２　前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、両市町がその都度協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　応援活動に従事した職員が、その活動中、又はその活動に起因して負傷し、疾病にかかり、

障害を有するに至り、又は死亡した場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援を要請された市町が負うものとする。

２　応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被応援市町への往復途中に生じたものを除き、被応援市町がその賠償の責を負うものとする。

（情報等の交換）

第７条　両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

（連絡担当部局）

第８条　両市町は、災害に備え連絡を円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市町の長がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有する。

平成 23 年８月６日

昭島市長　　北　川　穣　一

岩泉町長　　伊　達　勝　身

資料　14　廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　応急物資及び資機材の提供

(2)　応急及び復旧に必要な職員の派遣

(3)　前２号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（幹事団体）

第３条　円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

(1)　代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。

(2)　副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。

２　幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

（応援の要請）

第４条　応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

(1)　被害の状況

(2)　第２条第１号に規定する応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等

(3)　第２条第２号に規定する応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

(4)　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

２　前項に規定する応援の要請は、第３条第２項の連絡体系に基づいて行うものとする。

３　幹事団体は、第１項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

（応援の実施）

第５条　応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

（災害補償等）

第７条　応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合にお

ける当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

２　応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第８条　加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（情報の交換）

第９条　加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

（他の協定との関係）

第 10 条　この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

（協議）

第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第 12 条　この協定は、平成 25 年７月 12 日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 25 年７月 12 日

北茨城市長	豊田　稔	那須塩原市長	阿久津 憲二	大田原市長	津久井 富雄
那須町長	高久　勝	那須烏山市長	大谷 範雄	那珂川町長	大金　伊一
佐野市長	岡部 正英	栃木市長	鈴木 俊美	岩舟町長	市村 隆
鹿嶋市長	内田 俊郎	潮来市長	松田 千春	牛久市長	池辺 勝幸
かすみがうら市長	宮嶋 光昭	土浦市長	中川　清	石岡市長	久保田 健一郎
筑西市長	須藤 茂	桜川市長	中田 裕	結城市長	前場 文夫
常総市長	高杉 徹	守谷市長	会田 真一	つくばみらい市長	片庭 正雄
坂東市長	吉原 英一	常陸太田市長	大久保 太一	城里町長	阿久津 藤男
常陸大宮市長	三次 真一郎	那珂市長	海野 徹	神栖市長	保立 一男
高萩市長	草間 吉夫	茨城町長	小林 宣夫	水戸市長	高橋 靖
笠間市長	山口 伸樹	小美玉市長	島田 穣一	東海村長	村上 達也
野田市長	根本　崇	四街道市長	佐渡　斉	浦安市長	松崎 秀樹
鴨川市長	長谷川　孝夫	流山市長	井崎 義治	東金市長	志賀 直温
九十九里町長	川島 伸也	大網白里市長	金坂 昌典	山武市長	椎名 千収
横芝光町長	佐藤 晴彦	芝山町長	相川 勝重	我孫子市長	星野 順一郎
柏市長	秋山 浩保	白井市長	伊澤 史夫	鎌ケ谷市長	清水 聖士
昭島市長	北川 穣一	上野原市長	江口 英雄	笛吹市長	倉嶋 清次
南アルプス市長	中込 博文	中央市長	田中　久雄	昭和町長	角野 幹男

市川三郷町長	久保 眞一	甲斐市長	保坂 武	富士川町長	志村 学
館林市長	安樂岡 一雄	板倉町長	栗原 実	明和町長	恩田 久
千代田町長	大谷 直之	大泉町長	村山 俊明	藤岡市長	新井 利明
高崎市長	富岡 賢治	みなかみ町長	岸　良昌		

資料　15　災害時における水再生センターへのし尿の搬入及びその受入れに関する覚書

昭島市（以下「甲」という。）と東京都下水道局流域下水道本部（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿（以下「し尿」という。）の水再生センターへの搬入及びその受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、乙が所管する水再生センターのうち多摩川上流水再生センター（以下「再生センター」という。）へのし尿の搬入及びその受入れについて、必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生的な環境を確保することを目的とする。

（関係書類の通知等）

第２条　甲は、毎年度当初、避難所等の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じたときは、速やかに乙に通知する。

２　乙は、前項の一覧表の提出を受けたときは、再生センターにおけるし尿の受入箇所を甲に通知し、その内容に変更が生じたときは、速やかに甲に通知する。

３　甲及び乙は、し尿の搬入及び受入れに関し、それぞれ連絡先及び担当者を定めるものとし、連絡先及び担当者を定めたとき又は変更が生じたときは、速やかに相手方に通知する。

（し尿の搬入及び運搬の実施）

第３条　甲は、し尿を収集し、再生センターに搬入する。

２　甲は、再生センターへし尿を搬入するときは、その旨を事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難なときは、事後速やかに連絡するものとする。

３　乙は、第１項の規定による搬入を受けたときは、当該搬入のあったし尿を再生センターで受入れるものとする。ただし、再生センターが被災等によりし尿の受入れができないときは、甲に通知するとともに、新たに受入れが可能な水再生センターを指定し連絡するものとする。

（その他）

第４条　本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

（有効期間）

第５条　本覚書の有効期間は、覚書の締結の日から平成 24 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲乙いずれからも書面による何らの申出がないときは、更に１年間継続するものとし、当該継続期間が満了した時も同様とする。

上記覚書の締結の証として本覚書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 23 年５月 20 日

昭島市田中町一丁目 17 番１号
甲　昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穰　一

東京都立川市錦町一丁目７番 26 号
乙　東京都下水道局流域下水道本部
代表者　本部長　　細　野　友　希

資料　16　災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、昭島市（以下「乙」という。）との間において、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、昭島市内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始）

第２条　甲及び乙の情報交換は、次の場合に開始するものとする。

(1)　昭島市内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2)　昭島市災害対策本部が設置された場合

(3)　その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

(1)　一般被害状況に関すること。

(2)　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。

(3)　その他必要な事項

（情報連絡員の派遣）

第４条　第２条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

２　甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、情報連絡員の派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成 24 年 4 月 1 日

甲）　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省関東地方整備局
関東地方整備局長　　下　保　　修

乙）　東京都昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

資料　17　災害時における避難所施設利用に関する協定書

昭島市を「甲」とし、東京都立拝島高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設の一部を、災害時において避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において、避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、第３条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（管理運営）

第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、甲の行う避難所の管理運営に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、避難所として使用した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

２　甲は、避難所として使用した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

（協　議）

第 10 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成９年４月１日

昭島市昭和町四丁目７番21号
甲　昭島市長　北　川　穣　一

昭島市拝島町四丁目13番１号
乙　東京都立拝島高等学校
校　長　鈴　木　義　雄

資料　18　災害時における避難所施設利用に関する協定書

昭島市を「甲」とし、東京都立昭和高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設の一部を、災害時において避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において、避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、第３条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（管理運営）

第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、甲の行う避難所の管理運営に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

３　甲は、災害時に必要な備蓄品及びその備蓄庫を、東京都教育財産使用許可書に基づき管理することができる。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、避難所として使用した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

２　甲は、避難所として使用した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

（合同訓練の協力）

第 10 条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協　議）

第 11 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成９年４月１日

昭島市昭和町四丁目７番 21 号
甲　昭島市長　北　川　穰　一

昭島市東町二丁目３番 21 号
乙　東京都立昭和高等学校
校　長　山　畑　仁

資料　19　災害時における避難所施設利用に関する協定書

昭島市を「甲」とし、学校法人啓明学園理事長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が乙の管理する施設の一部を、災害時において避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において、避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、第３条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を文書または口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（管理運営）

第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、甲の行う避難所の管理運営に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

３　甲は、災害時に必要な備蓄庫及び備蓄品を、乙の承認の下に設置し管理することができる。この場合、甲乙双方でその鍵を所有し、乙は甲に対してその所在を明確にするものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用延長することができる。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、避難所として使用した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

２　甲は、避難所として使用した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

（合同訓練の協力）

第 10 条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協　議）

第 11 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成９年４月１日

昭島市昭和町四丁目７番 21 号
甲　昭島市長　北　川　穰　一

昭島市拝島町五丁目 11 番 15 号
乙　学校法人　啓明学園
理事長　平　野　吉　三

資料　20　国営昭和記念公園の広域避難場所確認書

建設省関東地方建設局国営昭和記念公園工事事務所（以下「甲」という。）、立川市（以下「乙」という。）及び昭島市（以下「丙」という。）は、立川市及び昭島市の地域防災計画に基づき、国営昭和記念公園（以下「記念公園」という。）を広域避難場所に指定するにあたり、次のとおり確認書を交換する。

（避難場所及び避難口）

第１条　避難場所及び避難口は、別添図のとおりとする。

（避難者の受入れ）

第２条　甲は、災害の発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、記念公園の開園時間内、開園時間外（夜間等）及び閉園日いづれにおいても、避難者を受け入れるものとする。

（避難所への収容）

第３条　乙及び丙は、記念公園での一時避難の必要がなくなった場合は、速やかに地域防災計画に基づく避難所へ避難者を収容するものとする。

（備蓄倉庫の設置）

第４条　記念公園内に乙または丙の備蓄倉庫を設置するに当たっては、甲乙又は甲丙協議のうえ行うものとする。

（食糧の確保等）

第５条　乙及び丙は、広域避難場所とする記念公園に避難した市民等に対する食糧及び生活必需品の確保をし、甲は、飲料水の確保、トイレの設置、照明及び放送設備等について記念公園内施設を提供するものとする。

（関係各機関との連絡方法の確保）

第６条　乙及び丙は、甲と協議のうえ甲の指定する場所に、警察署、消防署等の緊急時関係機関と連絡可能な無線機を設置するものとする。但し、設置時期については、乙及び丙の予算措置可能な時期とする。

（協議事項）

第７条　この確認書の解釈について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この確認書の成立を証するため本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年９月１日

立川市緑町 3173 番地
甲　建設省関東地方建設局国営昭和記念公園工事事務所長
笹　倉　　久

立川市錦町３丁目２番 26 号
乙　立川市
代表者　立川市長　　青　木　　久

昭島市田中町１丁目 17 番１号
丙　昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

資料　21　災害時の医療救護活動についての協定書（市医師会）

昭島市を「甲」とし、公益社団法人昭島市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、昭島市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、医師、看護師及び補助事務員（以下これらを「医師等」という。）で構成する医療救護班の派遣を乙に要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、速やかに別に定める計画に基づき、甲が設置する緊急医療救護所、医療救護所、避難所又は後方医療施設（以下「医療救護所等」という。）に医療救護班を派遣するものとする。

３　医療救護班の構成人員は、医師等各１名とし、補助事務員については、甲及び乙が協力して確保するものとする。

（災害医療救護計画）

第３条　乙は、災害医療救護計画（医療救護活動に対する乙の協力に関する実施計画をいう。）を策定したときは、これを甲に提出するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第４条　医療救護班は、医療救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置

(2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 転送困難な患者及び医療救護所等における軽易な患者に対する医療

(4) 死亡の確認

(5) 避難所における慢性疾患等の対応

（災害医療コーディネーター）

第６条　乙は、災害医療に関する全般的な総合調整等を実施するため、乙の指名に基づき、昭島市災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を指定する。

２　前項の規定による指定を受けたコーディネーターは、医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整を行うものとする。

３　乙は、甲から要請がある場合又は災害の規模等により必要と認められる場合は、第２条第２項の医療救護班の派遣に併せ、コーディネーターを市が設置した医療対策拠点に派遣するものとする。

（医療救護活動の輸送）

第７条　本協定に基づく医療救護活動に関する人員及び資機材の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等及び給水・給食）

第８条　医療救護班は、原則として甲が備蓄する医薬品等（関係機関等との連携・協力体制により甲が確保する医薬品等を含む。）を使用するものとする。

２　医療救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　第１項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第９条　医療救護所等において、災害拠点病院又は災害拠点連携病院での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、災害拠点病院又は災害拠点連携病院に対し、その受入れを要請することができる。

（医療費）

第 10 条　医療救護所、緊急医療救護所及び避難所における医療救護活動については、患者に対し費用負担は求めないものとする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（医療救護活動拠点）

第 11 条　甲は、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換をするため、必要に応じ、医療救護活動拠点を設置する。

２　医療救護活動拠点においては、コーディネーターを中心として、医療支援に関する調整・情報交換を行うものとする。

（合同訓練）

第 12 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

２　前項の規定による医療救護に関し、乙が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費を弁償するものとする。

（費用弁償等）

第 13 条　この協定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア　医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ　医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) コーディネーターの活動に要する経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（地域災害医療連絡協議会の設置）

第 14 条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する昭島市地域災害医療連絡協議会を設置するものとする。

（細目）

第 15 条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（旧協定等の廃止）

第 16 条　この協定の締結にともない、甲及び乙の前身である社団法人昭島市医師会が昭和 52 年

11 月 21 日に締結した災害時の医療救護活動についての協定書（以下「旧協定」という。）は、合意のうえ廃止する。

２　旧協定第３条第１項の規定に基づく災害医療救護計画は廃止する。

（協議）

第 17 条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成 28 年 12 月 1 日

昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
（甲）　昭島市
昭島市長　臼　井　伸　介

昭島市緑町二丁目 28 番 1 号
（乙）　公益社団法人昭島市医師会
会　長　　八　尾　雅　章

資料　22　災害時の医療救護活動についての協定書（市歯科医師会）

昭島市を「甲」とし、昭島市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣）

第２条　甲は、昭島市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条　乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２　前条に定める歯科医療救護班の構成は、次のとおりとする。

(1)　歯科医師

(2)　歯科衛生士又は歯科助手

(3)　その他補助事務

３　必要により歯科医療救護班は、歯科技工士を加え構成する。

（歯科医療救護班の活動場所）

第４条　乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第５条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

(2)　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(3)　避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

(4)　検死・検案に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）

第６条　歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第７条　乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の調達・輸送）

第８条　乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が調達する医薬品等を使用するものとする。

２　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）
第９条　救護所における医療費は無料とする。
（合同訓練）
第 10 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。
（費用弁償等）
第 11 条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
(1)　歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの
ア　歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
イ　歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
ウ　歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合
(2)　合同訓練時における歯科医療救護活動の前（１）にかかる経費
２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする
（細　目）
第 12 条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。
（協　議）
第 13 条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、その１通を保有する。

平成 10 年３月 25 日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭　島　市
代表者　昭島市長　北　川　穣　一

乙　　昭島市玉川町一丁目７番３―103 号
昭島市歯科医師会
代表者　会　　長　初　道　守　久

資料　23　災害時における応急医療活動に関する協定書　【削除】
【H29.11.17 廃止】

資料　24　災害時における医療救護活動に関する協定書（市薬剤師会）

昭島市（以下「甲」という。）と昭島市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における応急医療活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第２条　甲は、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、薬剤師班を編成し、医療救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第３条　薬剤師班は、医療救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第４条　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

(1)　医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

(2)　医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

（指揮命令）

第５条　薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第６条　薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品の輸送等）

第７条　薬剤師班は、原則として、甲が別に定め調達する医薬品等を使用するものとする。

２　医療救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費）

第８条　医療救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1)　薬剤師班の編成・派遣に伴うもの

ア　薬剤師班の編成・派遣に要する経費

イ　薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ　薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（協　議）
第 10 条　前各条に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 11 年４月１日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭　島　市
昭島市長　北　川　穰　一

乙　　昭島市拝島町二丁目４番 15 号
昭島市薬剤師会
会　　長　池　島　　淳

資料　25　災害時における応急救護活動に関する協定書（市接骨師会）

昭島市（以下「甲」という。）と昭島市接骨師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な災害応急対策業務の実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

１　傷病者に対する応急救護（柔道整復師法に規定された業務の範囲）に規定された業務の実施。

２　傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供。

３　傷病者に対する応急救護に関する労務提供。

（要請の手続き）

第３条　甲は、乙の協力に対して、この協定による協力を要請するときは要請の理由、事業内容、日時、場所その他必要事項を明らかにし要請しなければならない。

（協　力）

第４条　乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（指揮命令）

第５条　乙の協力に係る指揮命令および連絡調整については、甲が指定する者が行い、応急救護に係る必要な指示については、昭島市医師会長の指定する者（医師）が行うものとする。

（費用弁償）

第６条　甲は、乙の協力に係る衛生材料等の供給及び使用について、その実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第７条　甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者の損害賠償は、東京市町村総合事務組合で定める東京都市町村消防団等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）の規定を準用して補償するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日より平成 12 年７月 31 日までとする。ただし、期限満了の３箇月前までに甲、乙いずれから何らの申し出がない場合は、本協定は同一条件をもって向こう１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 11 年８月１日

昭島市田中町一丁目 17 番１号
甲　　昭　島　市
代表者　昭島市長　北　川　穰　一

昭島市玉川町一丁目１番７号
乙　　昭島市接骨師会
代表者　会　　長　小　路　喜代二

資料　26　災害時における動物救護活動に関する協定書（市獣医師会）

昭島市（以下「甲」という。）と昭島市獣医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時における動物救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第２条　乙の協力業務の内容は、次のとおりとする。

(1)　負傷した動物への応急処置に関すること。

(2)　負傷又は被災した動物の保護及び管理に関すること。

(3)　動物の死亡及び安否の確認に関すること。

(4)　甲が実施する動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動に関すること。

(5)　動物救護活動に必要な医薬品、ペットフード等の調達の協力に関すること。

（協力要請の手続）

第３条　甲は、動物に関わる救護活動の必要が生じた場合は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにし、動物救護活動要請書（第１号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

(1)　協力要請をする理由

(2)　活動内容

(3)　実施期間

(4)　実施場所

(5)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（動物救護所の設置）

第４条　甲は、乙と協議のうえ必要に応じて動物救護所を設置する。

（動物医療救護班の派遣）

第５条　甲は、動物救護所を設置した場合は、乙に対し動物医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、動物医療救護班を編成し、動物救護所に派遣するものとする。

（動物医療救護班の業務）

第６条　動物医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　負傷した動物への応急措置

(2)　乙の会員病院への転送の要否決定

(3)　死亡の確認

（報告）

第７条　乙は、前条に規定する業務が完了したときは、動物救護活動終了報告書（第２号様式）により、直ちに甲に報告するものとする。

（医療費）

第８条　動物救護所における動物に係る医療費は無料とする。

２　乙の会員病院における医療費は、原則として飼い主負担とする。

（訓練）

第９条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（費用弁償等）

第 10 条　甲の要請に基づき、乙が実施する動物救護活動に要する次の費用については、甲がその実費を負担するものとする。

(1)　動物医療救護班の編成及び派遣等に要する費用

(2)　乙が調達し使用した医薬品及びペットフードの実費弁償

(3)　訓練参加における前２号に係る経費

２　前項の規定による費用弁償等については、動物救護活動費用請求書（第３号様式）により、甲に請求するものとする。

（飼い主への啓発）

第 11 条　甲及び乙は、平常時から次の事項について飼い主への啓発に努めるものとする。

(1)　災害への備え

ア　ペットフード等の備蓄

イ　動物収容設備（ケージ等）の準備

ウ　飼育動物のしつけ

(2)　避難生活

ア　飼育動物を同行避難する際の管理方法

イ　感染症の予防

ウ　他の避難者への配慮

（従事者の災害補償）

第 12 条　甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する会員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（協定期間）

第 13 条　この協定の期間は、協定締結の日から平成 23 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成 22 年 10 月 1 日

昭島市田中町一丁目 17 番１号
甲　昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　昭島市宮沢町 473 番地１
昭島市獣医師会
代表者　会長　　髙　谷　不　羈

資料　27　災害時における応急対策業務に関する協定書（市管工事組合）

昭島市市水道事業管理者（昭島市長伊藤憲彦）を「甲」とし、昭島市管工事組合を「乙」とし、甲乙間において、昭和 58 年 11 月 22 日に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」の全部を改正する。

（総　則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、昭島市地域防災計画に基づき業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請できる。

（業務の指示）

第３条　甲は、業務内容、日時及び場所を指示し、水道資機材及び労力等の提供を求めるものとする。

２　乙は、前項により水道資機材及び労力等の提供を求められたときは特別な理由がない限り協力を行うものとする。

（費用弁償）

第４条　甲は、乙の協力によって要した費用については、その実費を負担する。

２　乙は、業務が終了した時点で、甲の確認を受けて、当該業務に要した費用を、甲に請求できる。

（損害補償）

第５条　甲の申請に基づき、乙が行った業務に係る従事者の損害補償については「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和 63 年４月１日東京市町村総合事務組合条例第 19 条）の例による。

（合同訓練の参加）

第６条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協　議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成７年 12 月１日

甲　　昭島市朝日町四丁目 23 番 28 号
　　昭島市水道事業管理者
　　昭島市長　伊　藤　憲　彦
乙　　昭島市昭和町五丁目３番７号
　　昭島市管工事組合
　　組合長　　榎　本　晴　一

資料　28　災害時における応急対策業務に関する協定書（市建設業協会）

昭島市を「甲」とし、昭島市建設業協会を「乙」とし、甲乙間において、昭和 56 年 9 月 30 日に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」の全部を改正する。

（総　則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、昭島市地域防災計画に基づき業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請できる。

（業務の指示）

第３条　甲は、業務内容、日時及び場所を指示し、建設資機材及び労力等の提供を求めるものとする。

２　乙は、前項により建設資機材及び労力等の提供を求められたときは特別な理由がない限り協力を行うものとする。

（費用弁償）

第４条　甲は、乙の協力によって要した費用については、その実費を負担する。

２　乙は、業務が終了した時点で、甲の確認を受けて、当該業務に要した費用を、甲に請求できる。

（損害補償）

第５条　甲の申請に基づき、乙が行った業務に係る従事者の損害補償については「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和 63 年 4 月 1 日東京市町村総合事務組合条例第 19 条）の例による。

（合同訓練の参加）

第６条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協　議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成 10 年 11 月 10 日から平成 11 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の２ヶ月前までに、甲、乙なんの意思表示がないときは、１年間延長されるものとみなし、以後の場合も同様とする。

上記の協定の証とするため、本協定書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、その１通を保有する。

平成 10 年 11 月 10 日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
　昭　　島　　市
代表者　昭島市長　北　川　穰　一

乙　　昭島市昭和町四丁目７番 17 号
　昭島市建設業協会
代表者　会　　長　星　野　宗　保

資料　29　災害時における応急対策業務に関する協定書（市造園業協同組合）

昭島市（以下「甲」という。）と昭島市造園業協同組合（以下「乙」という。）との間において、昭島市内での地震、風水害、火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における応急対策業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、昭島市地域防災計画に基づき業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は、乙に業務の内容、日時及び場所を指示し、資機材及び労力等の提供を求めるものとする。

２　乙は、前項により資機材及び労力等の提供を求められたときは特別な理由がない限り協力を行うものとする。

（業務の実施）

第４条　甲の要請により災害現場に出動した乙は、甲の現場責任者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて業務を実施するものとする。

（業務の完了）

第５条　乙は、業務終了後速やかに活動状況の概要を、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第６条　乙の業務に要した費用は、原則として甲の負担とする。ただし、業務の内容によっては、別途、甲乙間において協議するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙は、業務に要した費用の明細書等を作成し、甲に費用の請求をするものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し速やかにその費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が行った業務に係る、乙に属する会員の従事者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の規定に基づき、これを補償する。

（連絡体制等の報告）

第９条　乙は、甲の要請により災害時に対応できる人員、資機材等の状況及び乙会員間の連絡体制について、毎年４月に報告するものとする。

（合同訓練への参加）

第 10 条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（協　議）

第 11 条　この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定め

るものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成 19 年３月 30 日

甲　　昭島市
　　代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　　昭島市造園業協同組合
　　代表者　理事長　　森　田　久　夫

資料　30　災害時における応急対策業務に関する協定書（東京土建一般労働組合多摩西部支部）

昭島市（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合多摩西部支部（以下「乙」という。）との間において、昭島市内で地震、風水害、火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における応急対策業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、昭島市地域防災計画に基づき業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（要請の方法）

第３条　甲は、乙に業務の内容及び業務を行う日時、場所等を明示した文書をもって、資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の提供を求めるものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請する時間的余裕がないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

２　乙は、前項の規定により資機材等の提供を求められたときは、特別な理由がない限り協力を行うものとする。

（業務の実施）

第４条　甲の要請により出動した乙は、甲の現場責任者の指示に従い、業務に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けることができないときは、乙が自ら要請事項に基づいて、業務を実施するものとする。

（業務の完了）

第５条　乙は、業務終了後速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第６条　業務の実施に当たって乙が支出した費用は、甲の負担とする。ただし、業務の内容によっては、別途、甲乙間において協議するものとする。

（費用の請求及び支払）

第７条　乙は、甲の負担すべき前条の費用の明細書等を作成し、甲に当該費用の請求をするものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに当該費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第８条　甲の要請に基づき業務に従事した乙に属する会員が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の規定に基づき、これを補償する。

（連絡先等の報告）

第９条　乙は、甲が行う業務に対する協力に関し、連絡先及び担当者を定めるものとし、連絡先及び担当者を定めたとき又は変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（合同訓練への参加）

第 10 条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、締結の日から平成 24 年３月 31 日までとする。ただし、当該期間が満了する３箇月前までに、甲乙いずれからも別段の申出がないときは、１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成 24 年３月 29 日

甲　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　昭島市中神町二丁目４番 19 号
東京土建一般労働組合多摩西部支部
執行委員長　　鶴　岡　誠　一

資料　31　災害時における車両等障害物除去応急対策活動に関する協定

（社団法人東京都自動車整備振興会立川支部）

昭島市（以下「甲」という。）と社団法人東京都自動車整備振興会立川支部（以下「乙」という。）は、災害時における車両等障害物除去応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、昭島市内において地震、風水害その他の緊急事態（以下「災害」という。）の際に、甲が道路啓開等の災害応急対策活動（以下「応急対策活動」という。）を乙の協力を得て迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策活動の内容）

第２条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

(1)　緊急車両等の通行の妨げとなる放置車両等の移動

(2)　応急対策活動に従事する車両及び資器材の優先整備

(3)　前２号の活動に必要な資器材、部品等及び労務の提供

(4)　その他甲が特に必要と認めた指示事項

（協力要請）

第３条　甲は、応急対策活動の実施について、協力が必要と認める場合は、乙に対し、車両等障害物除去応急対策活動支援要請書（第１号様式。以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、要請書をもって協力を要請する時間的余裕がない場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（応急対策活動の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに応急対策活動を実施するものとする。

２　乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、甲が協力要請を行うことができない状況にあると判断したときは、協力要請があったものとみなして、応急対策活動を実施するものとする。

（報告）

第５条　乙は、応急対策活動を完了したときは、甲に対し、車両等障害物除去応急対策活動終了報告書（第２号様式）により直ちに報告するものとする。

（費用の請求及び支払）

第６条　乙は、応急対策活動完了後、当該応急対策活動に要した実費相当額を車両等障害物除去応急対策活動費用請求書（第３号様式）により、甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償等）

第７条　応急対策活動に従事した乙に属する従事者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡し、その他の損害を受けた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、 その者が

他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、 当該事故については、 これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

２　応急対策活動の実施に伴い、甲乙双方の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めについては、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成 24 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 23 年２月１日

東京都昭島市田中町一丁目 17 番１号
甲　昭島市
昭島市長　北　川　穰　一

東京都昭島市田中町二丁目９番５号
乙　社団法人東京都自動車整備振興会立川支部
支部長　森　島　徳　幸

資料　32　災害時における応急給水活動の応援に関する協定（ＰＵＣ・宅配共同企業体）

昭島市（昭島市水道事業）（以下「甲」という。）とＰＵＣ・宅配共同企業体（以下「乙」という。）とは、災害時等における応急給水活動の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画及び昭島市水道部震災対策計画（応急対策計画編）に基づき、甲が行う応急給水活動に対する乙の応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　災害時等　水質汚染事故、地震、大規模事故及びテロ等により飲料水の供給が不足又は不可能となったときをいう。

(2)　応急給水活動　災害時等においても応急給水施設及び応急給水資材を使用して、水道利用者に必要最低限の飲料水を供給するための活動をいう。

（応援要請）

第３条　甲は、災害時等の状況により、応急給水活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応援を要請することができる。

（従業員の派遣）

第４条　乙は、甲から応援要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において応急給水活動を行う従業員（以下「応援従業員」という。）を甲の指定する場所に派遣するものとする。

２　前項の応援従業員は、甲乙間において平成 24 年２月 27 日に契約締結した水道料金等収納業務委託の受託業務を所管する部署に属する従業員を対象とする。

（応援の内容）

第５条　応援従業員は、甲が指定した給水班長の指揮する給水班の業務を補助するものとする。

（費用負担）

第６条　乙が応急給水活動を実施した場合に要する費用は、その実費を甲が負担するものとする。

２　乙は、応急給水活動が終了した後に、当該業務に要した費用について甲の確認を受けたうえで請求するものとする。

（訓練）

第７条　乙は、この協定に基づく応急給水活動を円滑に行うため、甲の要請があったときは、甲が主催し、又は指定する防災訓練に対し、積極的に参加するよう努めるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成 24 年 12 月 28 日から平成 25 年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに甲又は乙において解除の申し出がなかった場合は、さらに１年間延長するものとし、以後第４条第２項に規定する水道料金等収納業務委託の期間満了の日までについてもこの例による。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成 24 年 12 月 28 日

東京都昭島市朝日町４丁目 23 番 28 号
甲　　昭島市（昭島市水道事業）
代表者　昭島市長　北　川　穣　一

東京都新宿区西新宿６丁目５番１号
乙　　ＰＵＣ・宅配共同企業体
代表者　株式会社ＰＵＣ
代表取締役　　小　山　　隆

資料　33　災害応急用米穀供給に関する協定書（市米穀小売商組合）

昭島市（以下「甲」という。）と、昭島市米穀小売商組合（以下「乙」という。）とは、食品の応急給与を必要とする災害が市内に発生した場合に市民に対する応急用米穀の確保を図るため、次のとおり協定する。

（防災協力店舗）

第１条　乙は、災害時において甲に対する円滑な米穀の供給を図るため、防災協力店舗（以下「協力店舗」という。）を設置する。

２　協力店舗は、別紙の様式による協力店舗表示板を掲示するものとする。

３　協力店舗の名称、所在地等は、別表のとおりとする。

（市の要請）

第２条　甲は、災害時における米穀の確保を図るため必要があると認めるときは、前条に定める協力店舗に対して米穀の調達を要請するものとする。

２　前項の要請は原則として、次の各号に掲げる事項を掲載した文書により行うものとする。

(1)　数　　量

(2)　引渡場所

(3)　その他必要事項

（要請事項の措置）

第３条　協力店舗は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに供給ができるよう必要な措置を講じるものとする。この場合において、供給する米穀は標準価格米を第一優先とする。

（米穀の価格）

第４条　米穀の取引価格は、災害発生直前における小売価格とする。

２　協力店舗は、前条の供給が完了したときは、甲に支払い請求書を提出し、甲はこれを確認したのち、代金を支払うものとする。

（報　告）

第５条　乙は、協力店舗の店舗名又は代表者等について変更が生じたときは、その旨速やかに甲に報告するものとする。

（協　議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、昭和 56 年 9 月 30 日から昭和 57 年 9 月 29 日までとする。

２　前項の期間満了の１箇月前に、甲又は乙いずれからも、この協定を改定する意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

３　甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議して、この協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

昭和 56 年９月 30 日
平成 30 年３月 15 日　改正

甲　　昭　島　市
　　昭島市長　皿　島　　忍

乙　　昭島市米穀小売商組合
　　組合長　　梅　田　栄　作

資料　34　災害時における食料調達に関する協定書（グリコ協同乳業）

昭島市（以下「甲」という。）とグリコ協同乳業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が災害時に実施する乳製品等（以下「食料」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、食料の供給を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、文書により乙に対し要請の理由・数量・納入場所・その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは甲の指定する部長が、乙の東京工場長宛に口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

（協　力）

第３条　乙は、前条により要請を受けたときは、乙の工場が被災を受ける等の特別の理由がない限り、甲に対し積極的に協力するものとする。

（業務内容）

第４条　乙は、甲の要請に対し指定数量の食料を、乙の保管場所にて引き渡すものとする。

（請　求）

第５条　乙は、食料納入後、甲に対し代金及び所要経費を請求するものとする。

２　食料の代金は災害直前の価格とし、所要経費については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支　払）

第６条　甲は、前条による乙の請求に基づき、その内容を確認のうえ速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第７条　甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が、負傷又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に基づき算出した額とする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日より平成 11 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の３箇月前までに甲、乙いずれから何らの申し出がない場合は、本協定は同一条件をもって向こう１年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成 10 年５月 19 日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭　　島　　市
昭島市長　　北　川　穣　一

乙　　昭島市武蔵野二丁目 14 番１号
グリコ協同乳業株式会社
東京工場長　澤　田　義　弘

資料　35　災害時における食料調達に関する協定書（敷島製パン株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）と敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が災害時に実施する生パン等（以下「食料」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、食料の供給を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、文書により乙に対し要請の理由・数量・納入場所・その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

（協　力）

第３条　乙は、前条により要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に対し積極的かつ優先的に応ずるものとする。

（業務内容）

第４条　乙は、甲の要請に対し指定数量の食料を指定納入場所に納入するものとする。ただし、乙による輸送が困難なときは、乙の保管場所にて引き渡すものとする。

（請　求）

第５条　乙は、食料納入後、甲に対し代金及び所要経費を請求するものとする。

２　食料の代金は災害時直前の価格とし、所要経費については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支　払）

第６条　甲は、前条による乙の請求に基づき、その内容を確認のうえ速やかに代金及び所要経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第７条　甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が、負傷又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に基づき算出した額とする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日より平成 11 年 12 月 17 日までとする。ただし、期間満了の３箇月前までに甲、乙いずれから何らの申し出がない場合は、本協定は同一条件をもって向こう１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 10 年 12 月 18 日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭　　島　　市
昭島市長　　北　川　穰　一

乙　　昭島市武蔵野二丁目 12 番３号
敷島製パン株式会社
パスコ東京多摩工場
工 場 長　　小　林　俊　光

資料　36　災害時における食料調達に関する協定書（三多摩綜合食品卸売市場）

昭島市（以下「甲」という。）と三多摩綜合食品卸売市場協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が災害時に実施する副食品、調味料等（以下「食料」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、食料の供給を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、文書により乙に対し要請の理由・品目・数量・納入場所・その他必要な事項を明らかにして行なうものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

（協　力）

第３条　乙は、前条により要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し積極的かつ優先的に応ずるものとする。

（業務内容）

第４条　乙は、甲の要請に対し指定数量の食品を指定納入場所に納入するものとする。ただし、乙による輸送が困難なときは、乙の保管場所にて引き渡すものとする。

（請　求）

第５条　乙は、食料納入後、甲に対し代金及び所要経費を請求するものとする。

２　食料の代金は災害時直前の価格とし、所要経費については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支　払）

第６条　甲は、前条による乙の請求に基づき、その内容を確認のうえ速やかに代金及び所要経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第７条　甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が、負傷又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に基づき算出した額とする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日より平成 11 年 12 月 17 日までとする。ただし、期限満了の３箇月前までに甲、乙いずれから何らの申し出がない場合は、本協定は同一条件をもって向こう１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 10 年 12 月 18 日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
　昭島市
代表者　昭島市長　北　川　穰　一

乙　　昭島市武蔵野三丁目５番１号
　三多摩綜合食品卸売市場協同組合
代表者　理事長　　蓮　見　勝　雄

資料　37　災害時における食料調達に関する協定書（シマダヤ株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）とシマダヤ株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が災害時に実施する麺類等（以下「食料」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、食料の供給を要請するものとする。

２　前項の規定による甲より乙への要請は、文書によりその要請の理由・数量・納入場所・その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、文書をもって要請する前に口頭で甲、乙協議し、後日文書をもって処理するものとする。

（協　力）

第３条　乙は、前条により要請を受けたときは、特別の理由がない限り、乙の出来る範囲で甲に対し積極的に応ずるものとする。

（請　求）

第４条　乙は、食料納入後、甲に対し代金及び所要経費を請求するものとする。

２　食料の代金は災害時直前の価格とし、所要経費については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支　払）

第５条　甲は、前条による乙の請求に基づき、その内容を確認のうえ速やかに代金及び所要経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第６条　甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が、負傷又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に基づき算出した額とする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日より平成 12 年１月 24 日までとする。ただし、期間満了の３箇月前までに甲、乙いずれから何らの申し出がない場合は、本協定は同一条件をもって向こう１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協　議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 11 年 1 月 25 日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭　　島　　市
昭島市長　　北　川　穰　一

乙　　渋谷区恵比寿西一丁目 33 番 11 号
シマダヤ株式会社
代表取締役社長　　近　藤　郁　雄

資料　38　災害時応急対策業務相互応援に関する協定書（昭島郵便局）

昭島市（以下「甲」という。）と昭島郵便局（以下「乙」という。）は昭島市地域防災計画に定めるもののほか、災害時に相互が応援協力し、必要な応急対策業務を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、昭島市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に応援協力を要請することができる。

(1)　乙が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供すること。

(2)　乙が所有し、又は管理する施設及び用地を一時避難場所、物資集積場所等災害活動拠点として提供すること。

(3)　甲が所有し、又は管理する施設及び用地を郵政事業事務に提供すること。

(4)　被災市民及び被災状況に関する情報等を相互に提供すること。

(5)　その他、前記各号に定めのない相互に必要とする応急対策業務。

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　協力に要した経費は、法令その他に特別の定めがない場合は、適正に算出した額を、協力要請した者が原則として負担する。

２　前項の定めによりがたい場合は、甲、乙協議の上、負担すべき額を定めるものとする。

（協　議）

第５条　この協定に定めのない事項及び内容に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成 10 年３月 25 日から平成 11 年３月 24 日までとする。ただし、期間満了の２か月前までに、甲、乙なんらの意思表示がないときは、１年間延長されるものとみなし、以後の場合も同様とする。

上記の協定の証とするため、本協定書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、その１通を保有する。

平成 10 年３月 25 日

昭島市田中町一丁目 17 番１号
甲　昭　島　市
代表者　昭島市長
北　川　穰　一
昭島市松原町一丁目９番 31 号
乙　昭島郵便局
代表者　昭島郵便局長
滝　貞　榮　就

資料　39　災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書（LP ガス協会北多摩西部支部昭島部会）

災害時における応急燃料（ＬＰガス）の供給活動業務等の協力に関し、昭島市（以下「甲」という。）と東京都ＬＰガス協会北多摩西部支部昭島部会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が所有する燃料使用施設について、乙の協力を得て、施設の改良、燃料の供給実施など、円滑な応急活動を図るため必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　災害が発生し、甲の所有する施設等における都市ガス供給が不可能となり、かつ炊出し活動及びＬＰガス設備の安全確認を要するときは、甲は乙に対し直ちに応急対策の措置をとるよう要請するものとする。

（要請の手続き）

第３条　甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書をもって要請しなければならない。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、後日文書をもって処理する。

（協　力）

第４条　乙は甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（資器材の整備等）

第５条　甲は、甲の所有する施設等が乙の供給する燃料による炊出し等ができるよう、あらかじめ必要な措置をとるものとする。

２　乙は、昭島市内に設置してあるＬＰガス設備の安全対策を、甲の必要により実施するものとする。

（燃料代金の支払い）

第６条　乙が甲の所有する施設に供給した燃料は、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（費用の請求等）

第７条　乙は、業務終了後、甲の認定を受けて、当該地域における通常の時価をもって甲に請求するものとする。

２　甲は、前項により乙から請求を受けたときは、速やかにこれを支払うものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成 10 年３月 25 日より平成 11 年３月 24 日までとする。ただし、期間満了の日３箇月前までに甲、乙なんらの意思表示がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたとき、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 10 年３月 25 日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭　　島　　市
代表者　昭島市長　北　川　穰　一

乙　　昭島市玉川町三丁目 16 番 14 号
東京都ＬＰガス協会
　北多摩西部支部昭島部会
代表者　会　　長　三　浦　誠　一

資料　40　災害時における応急燃料供給業務等に関する協定書（ガソリンスタンド）

災害時における応急燃料（石油等）の供給活動業務等の協力に関し、昭島市（以下「甲」という。）と別紙 16 業者（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に必要な応急燃料等を、乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図るため必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第２条　甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策のための燃料等を調達する必要が生じたときは、乙に対し燃料等の供給を要請するものとする。

（要請の手続き）

第３条　甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書をもって要請しなければならない。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、後日文書をもって処理する。

（協　力）

第４条　乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、甲から要請を受けた事項に対し、特別な理由がない限り直ちに必要な措置をとるものとする。

（価格及び請求）

第５条　乙は、甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

２　乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払い）

第６条　甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（有効期限）

第７条　この協定の有効期間は、平成 11 年４月１日より平成 12 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日２箇月前までに甲、乙なんらの意思表示がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協　議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたとき、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 11 年４月１日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭　　島　　市
代表者　昭島市長　　北　川　穰　一

乙　　昭島市　　町　丁目　　番　　号
協定業者名
代表者名

災害時における応急燃料供給業務等に関する協定業者一覧

業　者　名	所　在　地	締　結　日
1　橋本産業㈱多摩営業所昭島北ｓｓ	昭島市武蔵野２－11－23	平成11年４月１日
2　双日エネルギー㈱	昭島市昭和町１－７－６	平成11年４月１日
3　コスモ石油販売セルフピュア昭島 コスモ石油販売㈱	昭島市上川原町２－10－１	平成11年４月１日
4　㈱京南	昭島市拝島町３－３－37	平成11年４月１日
5　日新商事㈱	昭島市昭和町１－３－13	平成11年４月１日
6　コスモ石油販売セルフピュア昭島南 コスモ石油販売㈱	昭島市大神町２－10－23	平成13年４月１日

令和元年 12 月現在

資料　41 大規模災害時における学校給食施設の稼働に関する協定書

昭島市教育委員会（以下「甲」という。）と昭島ガス株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害時における学校給食施設の円滑な稼働に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、大規模災害時において都市ガスの供給が困難となった場合において、乙から優先的に燃料等の供給を受けることにより、甲の学校給食施設を円滑に稼働させることを目的とする。

（対象機器及び供給物）

第２条　この協定書の対象施設及び供給物は、次のとおりとする。

（１）　昭島市学校給食共同調理場の連続自動炊飯機及びガス回転釜は移動式ガス発生装置及びプロパンガスとする。

（２）　昭島市立福島中学校の２ウェイリンクガス回転釜はプロパンガスとする。

（３）　昭島市立瑞雲中学校の２ウェイリンクガス回転釜はプロパンガスとする。

（４）　昭島市立多摩辺中学校の２ウェイリンクガス回転釜はプロパンガスとする。

（協力要請及び対応）

第３条　甲は、大規模災害時において移動式ガス発生装置並びにプロパンガスの調達が必要となった場合は、乙に協力を要請する。

２　乙は、前項の規定により協力要請があった場合は、保有する移動式ガス発生装置を優先して甲に貸与するとともに、プロパンガスを優先的に供給するよう努める。

３　甲は、プロパンガスボンベの設置について、安全で適切な場所を確保する。

（訓練の参加）

第４条　乙は、この協定に基づく学校給食施設を円滑に稼働させるため、甲から要請があったときは、甲が行う訓練に参加し、相互連携に努めるものとする。

（協議事項）

第５条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第６条　この協定書の有効期間は、令和３年 12 月１日から令和４年３月　31 日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙何らの意思表示がないときは、１年間延長するものとし、以降も同様とする。

上記の協定締結の証とするため、本協定書を２通作成し、甲乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和３年 12 月１日

甲　昭島市田中町一丁目 17 番１号
　　昭島市教育委員会
　　教育長　山　下　秀　男

乙　昭島市もくせいの杜一丁目１番１号
　　昭島ガス株式会社
　　代表取締役社長　平畑　文興

資料　42 災害時における生活必需品等の供給に関する協定書（イトーヨーカ堂）

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が実施する生活必需品等（以下「物資」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、物資の供給を要請するものとする。

２　前項の規定による要請は、文書により乙に対し要請の理由・品目・数量・納入場所・その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

（協　力）

第３条　乙は、前条により要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に対し積極的かつ優先的に応ずるものとする。

（業務内容）

第４条　乙は、甲の要請に対し指定品目の物資を指定納入場所に納入するものとする。ただし、乙による輸送が困難なときは、乙の保管場所にて引き渡すものとする。

（請　求）

第５条　乙は、物資納入後、甲に対し代金及び所要経費を請求するものとする。

２　物資の代金は災害時直前の価格とし、所要経費については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支　払）

第６条　甲は、前条による乙の請求に基づき、その内容を確認のうえ速やかに代金及び所要経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第７条　甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が、負傷又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に基づき算出した額とする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日より平成 12 年３月９日までとする。ただし、期間満了の３箇月前までに甲、乙いずれから何らの申し出がない場合は、本協定は同一条件をもって向こう１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 11 年３月 10 日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭　　島　　市
昭島市長　　北　川　穣　一

乙　　港区芝公園四丁目１番４号
株式会社　イトーヨーカ堂
代表取締役　　鈴　木　敏　文

資料　43　災害時における生活必需品等の供給に関する協定書（ザ・ビッグ昭島店）

昭島市（以下「甲」という。）と、イオン株式会社ジャスコ昭島店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、昭島市内において地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う生活必需品等（以下「物資」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、物資の供給を要請するものとする。

（要請の方法）

第３条　甲が乙に対して前条の規定による要請をするときは、納入日時、納入場所、要請品目、要請数量、その他必要な事項を明らかにした要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、そのいとまがないときは口頭で行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は、甲からの要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な物資の供給措置を講ずるものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲の要請に対し指定品目の物資を指定納入場所に納入するものとする。ただし、乙による輸送が困難なときは、乙の保管場所にて引き渡すものとする。

（供給物資の範囲）

第５条　甲が乙に供給を要請することのできる物資は、乙が現に保有し、かつ、優先して供給が可能なものとする。

（物資の価格）

第６条　甲の要請に基づき乙が供給した物資の価格は、災害が発生する直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（物資代金の請求と支払い）

第７条　乙は、供給活動が終了したときは、速やかに物資供給報告書兼請求書（第２号様式）により甲に報告し、併せてその業務に要した費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求に基づき内容を確認し、速やかに物資供給の代金を支払うものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（情報交換及び訓練）

第 10 条　甲と乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報交換や、甲が行う合同訓練に参加し、相互連携に努めるものとする。

２　防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行う為、甲乙双方の連絡先及び連絡担当者を別途定めるものとする。なお、期間の途中において内容の変更が生じた場合には、速やかに相手先に報告するものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 19 年 3 月 30 日

甲　　東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市
昭島市長　北　川　穰　一

乙　　東京都昭島市宮沢町 500 番 1 号
イオン株式会社
ジャスコ昭島店
店　長　　藤　原　　隆

第１号様式（第３条関係）

総防　　号
年　　月　　日

イオンリテール株式会社
　ザ・ビック昭島店
　店長　　様

昭島市長　　㊞

緊　急　物　資　供　給　要　請　書

このことについて、下記のとおり要請します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">納入日時</td><td colspan="4">年　　月　　日（　　）　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">納入場所</td><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="9">要請品目
及び数量</td><td>品　目</td><td>数　量</td><td>品　目</td><td>数　量</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他
必要な事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第２号様式（第７条関係）

緊急物資供給報告書兼請求書

年　　月　　日付　　総防第　　号の要請に基づく緊急物資の供給に係る内容を下記のとおり報告するとともに代金を請求します。

記

１．請求金額　　円

２．内　　訳

供給月日	品　　名	規　格	数　量	単　価	金　　額	摘　要

ただし、個別明細書は別紙のとおり

年　　月　　日

（あて先）昭島市長

イオンリテール株式会社
ザ・ビック昭島店
店　長　　㊞

資料　44　災害時における寝具等の供給に関する協定書　【削除】
（H29.11.17 廃止）

資料　45　災害時における緊急輸送業務に関する協定書（東京都トラック協会多摩支部）

昭島市（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会多摩支部（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急輸送業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策活動（甲が昭島市地域防災計画の一環として実施する災害応急対策活動をいう。以下同じ。）に対し、乙の積極的な協力を得ることにより、災害時における緊急輸送業務（災害応急対策活動を実施するために必要な人員、物資等の輸送業務をいう。以下同じ。）の円滑な実施を図ることを目的とする。

（事業用自動車等）

第２条　甲は災害時において、緊急輸送業務に使用する自動車（以下「事業用自動車」という。）が必要であると認めるときは、その使用する日時及び場所を指定して、乙に対して事業用自動車の供給を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対して事業用自動車を供給しなければならない。

３　乙が供給した事業用自動車は、甲の指示により緊急輸送業務を行なうものとする。

４　乙は、供給した事業用自動車が緊急輸送業務を終了したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

（協力の要請）

第３条　前条第１項の要請は、文書により行なうものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により要請することができる。

２　前項ただし書きの規定により、前条第１項の要請を口頭により行なったときは、後日文書をもって処理するものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の求めに応じて乙が事業用自動車を供給した場合の経費（以下「運行経費」という。）については、甲が負担するものとする。

２　運行経費は、乙が供給した事業用自動車の運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料通路通行料、駐車場使用料等をいう。）とする。

３　運行経費の算定については、東京都と社団法人東京都トラック協会が締結した災害応急対策用貨物自動車供給契約書による運賃等の算定の例による。

（運行経費の請求）

第５条　乙は、第３条第１項及び第２項の文書をとりまとめて甲に提出し、甲の検査を受けた後、運行経費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、速やかに運行経費を支払わなければならない。

（事故等）

第６条　乙が供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

２　乙は、乙が供給した事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第８条　乙は、乙が供給した事業用自動車の運行に際し、乙の責めに帰する理由により、事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害賠償）

第９条　甲は、その責めに帰する理由により、乙が供給した事業用自動車を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第 10 条　甲は、乙が供給した事業用自動車の運転者について、その者の責めに帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京市町村総合事務組合条例第 19 号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。ただし、当該運転者が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第３者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

（協　議）

第 11 条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第 12 条　この協定の期限は、平成 11 年２月８日から平成 12 年２月７日までとする。ただし、期限満了の３月前までに、甲乙になんらの意思表示がない場合は、この協定は、１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成 11 年２月８日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
　　昭島市
　　代表者　昭島市長　北　川　穣　一

乙　　国立市北三丁目 27 番 11 号
　　社団法人　東京都トラック協会多摩支部
　　代表者　支部長　　山　本　英　司

資料　46　災害時における応急対策業務に関する協定書（アイネス）

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社アイネス（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、昭島市地域防災計画に基づき業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（協力の内容）

第３条　乙は、災害の発生により甲が使用するサーバ等が被害を受けた場合は、甲からの要請に基づき、乙の機器が使用可能な状態であることを条件に、乙の従事者の立会いのもと甲の職員が次に掲げる業務を実施することができるように、乙の機器の使用を許可するものとする。

(1)　甲が準備する住民基本台帳の情報が入った磁気媒体から、市民の氏名、住所、性別及び生年月日の事項について、甲が準備する媒体に必要部数出力する。

(2)　甲が準備する固定資産税賦課台帳の情報が入った磁気媒体から、り災証明書の発行に必要な事項について、甲が準備する媒体に必要部数出力する。

(3)　甲が準備する国民健康保険資格台帳の情報が入った磁気媒体から、国民健康保険被保険者証の発行に必要な事項について、甲が準備する媒体に必要部数出力する。

(4)　甲が準備する介護保険資格台帳の情報が入った磁気媒体から、介護保険被保険者証の発行に必要な事項について、甲が準備する媒体に必要部数出力する。

(5)　甲が準備する後期高齢者医療資格台帳の情報が入った磁気媒体から、後期高齢者医療被保険者証の発行に必要な事項について、甲が準備する媒体に必要部数出力する。

（守秘義務）

第４条　業務を実施するに当たり、乙の従事者は知り得た情報について守秘義務を負うものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、平成25年３月１日から平成26年２月末日までとする。ただし、期間満了の２箇月前までに、甲、乙いずれか一方から何らの申出がないときは、この協定は同一の条件をもって１年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

上記の協定の証とするために、本協定書を２通作成し、甲、乙が記名押印の上、その１通を保有する。

平成25年３月１日

甲　　昭島市田中町一丁目17番１号
昭島市
代表者昭島市長　　北　川　穰　一

乙　　東京都港区赤坂六丁目11番１号
株式会社アイネス
公共営業第二部　部長　郷古　吉夫

資料　47　災害時における衛生活動に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合）

昭島市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における衛生活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における衛生活動に関する業務（以下「業務」という。）の協力体制を確立し、市民の安定した生活確保を図る事を目的とする。

（業務の内容）

第２条　乙が行う業務の内容は、次のとおりとする。

(1)　災害時における理容の実施

(2)　災害時における理容の実施に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力要請）

第３条　甲は、前条に規定する業務の協力を要請しようとする場合は、活動協力要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できることとし、後日速やかに活動協力要請書を提出するものとする。

（協力）

第４条　乙は、前条の規定による業務の協力の要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、この協定の内容に従い業務を実施するものとする。

（連絡窓口）

第５条　乙は、甲と円滑に連絡を行うことができるよう担当窓口を設置するものとする。

（理容費）

第６条　理容の実施に係る費用は、無料とする。

（費用負担）

第７条　乙が提供した第２条第２号に規定する資器材及び消耗品の提供については、その費用を甲が負担するものとする。この場合の費用は、当該災害の発生した直前の価格をもって算定するものとする。

（災害補償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が行った業務に係る乙に属する者が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協定期間）

第９条　この協定は、甲乙いずれかから指定解除又は変更の申出がない限り継続するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成 20 年２月 12 日

甲　　東京都昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭　島　市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　　東京都新宿区下落合四丁目 26 番７号
東京都理容生活衛生同業組合
代表者　理事長　　飛　田　英　雄

立川支部長　　羽　場　昭　男

第１号様式（第３条関係）

活　動　協　力　要　請　書

年　　月　　日

東京都理容生活衛生協同組合
殿

昭島市長

「災害時における衛生活動に関する協定」に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

業務内容	
日　　時	
場　　所	
そ　の　他	

資料　48　災害時における飲料水等の供給に関する協定書（株式会社八洋）

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社八洋（以下「乙」という。）との間において、災害時における飲料水及び清涼飲料水（以下「飲料水等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における飲料水等の供給の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第２条　甲は、昭島市の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等の確保が必要であるときに、乙に対し飲料水等の供給の協力を要請するものとする。

２　甲は、前項の規定による要請をする場合は、乙の羽村営業所の所長に対し、飲料水等供給協力要請書（第１号様式）に品目、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を記載して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、後日速やかに飲料水等供給協力要請書を提出するものとする。

３　乙は、甲から飲料水等供給協力要請書（口頭による要請を含む。）により飲料水等の供給の要請を受けたときは、乙の羽村営業所の在庫 10 万本を基準に、甲の指定する場所へ飲料水等を供給するものとする。

（在庫の確保）

第３条　乙は、前条の規定に基づく甲の要請に常時応じることができるよう、容量 190 ミリリットル以上の容器で、最低 10 万本の飲料水等の在庫を、常に確保しておくものとする。

（費用負担）

第４条　甲は、乙の納入した飲料水等の代金を負担するものとする。この場合の飲料水等の価格は、災害発生時直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第５条　乙は、飲料水等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による飲料水等の代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して 30 日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（災害補償）

第６条　甲の要請に基づき、乙が行う飲料水等を供給する業務に従事する者について、その者の責めに帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第３者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成 20 年８月１日から平成 21 年３月 31 日までとする。ただし期間

満了日の3ヶ月前までに甲乙いずれかからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとし、以後もこの例による。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成 20 年８月１日

東京都昭島市田中町一丁目 17 番１号
甲　昭　島　市
昭島市長　北　川　穣　一

東京都新宿区東五軒町二丁目 18 番
乙　株式会社八洋
代表取締役社長　後　藤　伯　彦

第１号様式（第２条関係）

飲料水等供給協力依頼書

年　　月　　日

株式会社八洋
　羽村営業所長　　殿

昭島市長

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

	品　目　名	数　量
納入品目・数量		
納入日時		
納入場所		
その他		

※連絡先　　部　　課　　担当　　電話

資料　49　災害時における災害防災情報等放送業務に関する協定書（エフエムラジオ立川株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）とエフエムラジオ立川株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、昭島市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う災害防災情報等の広報活動に対し、乙が協力して行うエフエムラジオを活用した災害防災情報等の放送の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第２条　この協定により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、甲が提供する別表に定める情報について、乙の判断のもとに通常番組に優先して行う災害防災情報等の放送とする。

（協力要請）

第３条　甲は、災害防災情報等の放送が必要であると認めるときは、乙に対して災害防災情報等を提供し、災害時における放送協力要請書（第１号様式。以下「要請書」という。）により、乙の番組編成権を侵害しない範囲で協力業務の実施を要請するものとする。ただし、要請書をもって協力を要請する時間的余裕がない場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力業務の実施）

第４条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別な事情がない限り、協力業務を実施するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙が協力業務に要した費用は、乙の負担とする。

（活動報告）

第６条　乙は、協力業務が終了したときは、速やかに災害時における放送協力報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（協定期間）

第７条　この協定の期間は、協定締結の日から平成 24 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、更に１年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 23 年２月１日

昭島市田中町一丁目 17 番１号
甲　昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穰　一

東京都立川市曙町二丁目９番１号
菊谷ビル９階
乙　エフエムラジオ立川株式会社
代表者　代表取締役社長　梶　　範　明

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

エフエムラジオ立川株式会社
殿

昭島市長

災害時における放送協力要請書

災害時における災害防災情報等放送業務に関する協定第３条の規定により、下記のとおり協力を要請いたします。

記

放送要請の理由	
放　送　事　項	
日　　時	年　　月　　日（　　）　　時　　分　から 年　　月　　日（　　）　　時　　分　まで
そ　　の　　他	

資料　50　災害時における自転車の提供に関する協定書（公園緑地管理財団昭和管理センター）

昭島市（以下「甲」という。）と財団法人公園緑地管理財団昭和管理センター（以下「乙」という。）とは、災害時における救援・応急活動等のために必要な自転車の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、昭島市内において、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請により、乙が国営昭和記念公園（以下「公園」という。）内において保有するレンタサイクル用自転車（以下「自転車」という。）を提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時等において自転車が必要となった場合は、自転車提供要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により乙に自転車の提供を要請するものとする。ただし、要請書をもって自転車の提供を要請する時間的余裕がない場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（提供の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対し速やかに自転車の提供を行うものとする。

２　前項の規定による自転車の提供については、乙の指定する場所において、甲及び乙の職員が数量等を確認したうえで行うものとする。

３　災害時等に乙の職員が公園内に不在の場合には、甲は、あらかじめ乙から貸与された公園ゲート及びサイクリングセンターの鍵を使用して、乙の職員が立ち会うことなく自転車の提供を受けることができる。この場合において甲は、乙の職員が参集した後速やかに口頭で数量等を乙に報告するものとする。

（提供する自転車）

第４条　乙が甲に対して提供する自転車は、乙の保有する自転車のうちから災害時における救援・応急活動等を行うに当たり適したものとする。

（費用の負担）

第５条　この協定に基づき乙から甲に対して行う自転車の提供については、無償とする。ただし、パンク等の修理に係る費用は、甲が負担するものとする。

（損害賠償）

第６条　甲の故意又は重大な過失による自転車の紛失、損傷等については、甲が賠償するものとする。

（協定期間）

第７条　この協定の期間は、協定締結の日から平成 24 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 23 年２月１日

昭島市田中町一丁目 17 番１号
甲　昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

立川市緑町 3173 番地
乙　財団法人公園緑地管理財団　昭和管理センター
代表者　管理センター長　新　井　安　男

資料　51　災害時におけるボランティア活動等の支援に関する協定書（市社会福祉協議会）

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人昭島市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、災害時におけるボランティア活動等の支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、昭島市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下これらを「災害時」という。）において、甲が昭島市地域防災計画に基づき行うボランティア活動等に対する乙の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第２条　乙が支援するボランティア活動等の内容は、次のとおりとする。

(1)　ボランティアセンターの設置

(2)　甲の設置する災害対策本部との連携による情報の収集及び提供

(3)　東京都広域ボランティア活動拠点との連絡調整

(4)　全国的支援組織及びボランティア団体との連絡調整

(5)　ボランティアの受付・登録、配置及び活動内容の指示

(6)　ボランティア保険加入手続

（支援要請）

第３条　甲は、災害時にボランティア活動等の支援が必要であると認めるときは、災害時におけるボランティア活動等の支援要請書（第１号様式）により、乙に支援を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援を要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援）

第４条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、昭島市地域防災計画に定める甲のボランティア担当部門と共同して、必要な支援を行うものとする。

（ボランティアセンター設置場所）

第５条　災害時に設置するボランティアセンターは、総合スポーツセンター内に設置するものとする。

２　甲は、災害の規模等により、総合スポーツセンター内にボランティアセンターの設置が困難なときは、設置場所の確保するものとする。

（報告及び請求）

第６条　乙は、支援に係るボランティア活動等が終了したときは、甲に対し、速やかに災害時におけるボランティア活動等の支援報告書（第２号様式）により報告するとともに、支援の実施に当たって乙が支出した費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該費用を支払うものとする。

（平常時の活動）

第７条　乙は、災害時にボランティア活動等を円滑に行うことができるように、次のとおり体制の整備に努めるものとする。

(1)　災害ボランティアセンター開設運営マニュアルの作成

(2)　災害ボランティアセンター開設運営訓練の実施

(3)　災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの育成・登録

(4)　災害ボランティア団体の相互支援体制の構築

２　甲は、乙が行う前項の活動に対し、助言及び協力するものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づきボランティア活動等の支援に従事した者の損害補償は、災害ボランティア保険によるものとする。

２　前項の災害ボランティア保険の加入金については、原則として従事者が負担するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該期間満了の日の３箇月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成 24 年１月 31 日

甲　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　昭島市昭和町四丁目７番１号
社会福祉法人　昭島市社会福祉協議会
会　長　　伊　藤　憲　彦

資料　52　災害時における昭島市立小中学校開錠に関する協定書（市シルバー人材センター）

昭島市（以下「甲」という。）及び公益社団法人昭島市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、災害時における昭島市立小中学校（以下「小中学校」という。）の開錠等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、昭島市内で震度５強以上の地震が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が昭島市地域防災計画に基づき午後９時 30 分から翌日午前８時までの間に小中学校の開錠等をする際における乙の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第２条　この協定により甲が乙に要請する支援内容は、小中学校校門の開放並びに校舎及び体育館の開錠とする。ただし、校舎及び体育館の開錠は、甲が指示した場合に限る。

（支援方法）

第３条　乙は、災害時に、甲が委託する小中学校夜間休日管理業務において業務実施のために配置した乙の会員である管理員（以下「管理員」という。）を当該小中学校に差し向け、支援を行うものとする。ただし、前条の支援を行うのは、当該管理員及び当該管理員の家族等の無事並びに周囲の安全が確保されている場合に限る。

（補償等）

第４条　前条の支援に従事した管理員がその者の責めに帰することができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、その者が他の法令により療養補償その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

２　小中学校の開錠の実施に伴い甲乙双方の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めについては、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、当該期間満了の日の３箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第６条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成 25 年４月１日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
　　昭島市
　　代表者　昭島市長　　北　川　穰　一
乙　　昭島市中神町二丁目 32 番 18 号
　　公益社団法人昭島市シルバー人材センター
　　代表者　会長　　黒　岩　　茂

資料　53　災害用伝言板の利用方法（総務省ホームページ抜粋）

URL：https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.html

災害用伝言板の利用方法

携帯電話・PHS のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS 番号をもとにして全国から伝言を確認できます。（スマートフォンでのご利用については、各社のページでご確認下さい。）

伝言の登録方法

1. 携帯電話・PHS から災害用伝言板にアクセスします。
（災害時は各社の公式サイトのトップ画面に災害用伝言板の案内が表示されます。体験利用の際はメニューリスト内からアクセスしてください。）
2. 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択します。
（登録は被災地域内の携帯電話・PHS からのアクセスのみが可能です。）
3. 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で 100 文字以内のコメントを入力します。（状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能です。）
4. 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了となります。

伝言の確認方法

1. 災害用伝言板にアクセスします。（伝言の確認は PC 等からも行うことができます。）
・NTT ドコモ　http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi
・KDDI（au）　http://dengon.ezweb.ne.jp/
・ソフトバンク／ワイモバイル　http://dengon.softbank.ne.jp/

2. 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択します。（確認は全国からのアクセスが可能です。）
3. 安否を確認したい方の携帯電話・PHS 番号を入力し「検索」を押します。
4. 伝言一覧が表示されますので、詳細を確認したい伝言を選択してください。

注意点

・1 電話番号当たり、最大 10 伝言まで登録できます。（10 件を超える伝言は古いものから上書きされます。）
・伝言の保存期間は、1 つの災害での災害用伝言板を終了するまでです。
・災害用伝言板の利用料・パケット通信料は無料です。（他社の災害用伝言板のアクセスにはパケット通信料が必要です。）
・提供の開始、登録可能地域等の運用方法については、状況に応じて各電気通信事業者が設定し、テレビやラジオ、インターネットで告知されます。
・携帯電話・PHS の各事業者及び NTT 東西の災害用伝言板を横断して検索できる機能の提供が開始されました。

参考：電気通信事業者協会の報道発表（2012 年 8 月 29 日）別ウィンドウで開きます）

参考リンク

災害用伝言板の詳細については、運営している携帯電話・PHS 各社のページをご覧ください。

・NTT ドコモ 災害用伝言板
https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/index.html

・KDDI（au）災害用伝言板サービス　https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/

・ソフトバンク 災害用伝言板／災害用音声お届けサービス
https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/

・ワイモバイル 災害用伝言版サービス　https://www.ymobile.jp/service/dengon/

災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤル(171)は、被災地の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。
加入電話(プッシュ回線、ダイヤル回線)、公衆電話、ISDN、災害時に NTT が避難場所に設置する特設公衆電話などから「171」をダイヤルすることでご利用いただけます。
携帯電話・PHS や一部の IP 電話からもご利用いただけます。

ご利用方法

［伝言の録音方法］
1 「171」にダイヤルします。
2 「1」をダイヤルします。
3 ご自分の電話番号をダイヤルし、ガイダンスに従い録音してください。

［伝言の再生方法］
1 「171」にダイヤルします。
2 「2」をダイヤルします。
3 安否情報等を確認したい相手の電話番号をダイヤルします。

提供内容

・ 加入電話　・ INS ネット(※)　・ 公衆電話　・ ひかり電話(※)　・ 災害時に NTT が避難所などに設置する特設公衆電話
携帯電話・ＰＨＳからも利用できますが、詳しくはお客様がご契約されている通信事業者へご確認をお願いします。
※ダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません。

ご利用できる電話

提供開始	地震等の災害発生時など、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかにサービスを提供します。 ※ 提供の開始、登録できる電話番号など運用方法・提供条件については、状況に応じて NTT が設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて皆様にお知らせいたします。
登録できる電話番号（被災地電話番号）	災害により電話がかかりにくくなっている地域。エリアの設定は、概ね都道府県を単位として行います。 ※ 提供の開始、登録できる電話番号など運用方法・提供条件については、状況に応じて NTT が設定し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて皆様にお知らせいたします
伝言録音時間	1 伝言あたり 30 秒以内
伝言保存期間	録音してから 48 時間（体験利用時は 6 時間）
伝言蓄積数	電話番号あたり 1 ～10 伝言（提供時にお知らせいたします。）
伝言の消去	伝言をお預かりしてから保存期間を経過した時点で自動的に消去します。
ご利用料金	伝言の録音・再生時の通話料のみ必要です。伝言録音等のセンタ利用料は無料です。 ※ 避難所等に設置する特設公衆電話からのご利用は無料となります。 注： 暗証番号のご利用により、他人に聞かれたくない伝言など特定の方々の間での伝言録音・再生も利用できます。

資料　54　災害時帰宅支援ステーション一覧

九都県市協定締結先一覧

令和３年 11 月末現在

No	協定の相手方	No	協定の相手方
1	株式会社セブン－イレブン・ジャパン	17	株式会社ビーアンドブィ
2	山崎製パン株式会社	18	サガミレストランツ株式会社
3	株式会社ファミリーマート	19	味の民芸フードサービス株式会社
4	ミニストップ株式会社	20	東京カラオケボックス事業者防犯協力会
5	株式会社ローソン	21	サトフードサービス株式会社
6	株式会社吉野家	22	株式会社ダスキン
7	－	23	タリーズコーヒージャパン株式会社
8	株式会社ポプラ	24	株式会社ストロベリーコーンズ
9	山田食品産業株式会社	25	株式会社オートバックスセブン
10	株式会社セブン＆アイフードシステムズ	26	ケアパートナー株式会社
11	ロイヤルホールディングス株式会社	27	東京都石油業協同組合
12	株式会社モスフードサービス	28	都立学校
13	株式会社壱番屋	29	日産自動車販売店
14	ワタミ株式会社	30	トヨタ自動車販売店
15	チムニー株式会社	31	農業協同組合
16	株式会社第一興商	32	関東マツダ系販売店

帰宅支援の対象道路（16 路線）

No	路線名（区間）	No	路線名（区間）
1	第一京浜（日本橋～六郷橋）	9	北本通り（王子駅～新荒川大橋）
2	第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）	10	日光街道（日本橋元標～水神橋）
3	中原街道（中原口～丸子橋）	11	水戸街道 （本町３～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
4	玉川通り（三宅坂～二子橋）	12	蔵前橋通り（湯島１～市川橋）
5	甲州街道（桜田門～八王子）	13	井の頭通り（大原２～関前）
6	青梅街道・新青梅街道 （新宿大ガード西～箱根ヶ崎）	14	五日市街道（関前～福生）
7	川越街道（本郷３～東玉橋）	15	環状７号線
8	中山道（宝町３～戸田橋）	16	環状８号線

災害時帰宅支援ステーション表示

資料　55　避難場所等一覧表

1　広域避難場所

No.	避難場所名	有効面積（ha）	No.	避難場所名	有効面積（ha）
1	国営昭和記念公園	127.00	3	昭和公園 東小学校 昭和中学校 都立昭和高校	14.10
2	昭和の森ゴルフコース	27.70	4	多摩川緑地 くじら運動公園 大神公園	14.20

2　一時避難場所

No.	避難場所名	有効面積（ha）	No.	避難場所名	有効面積（ha）
1	共成小学校	0.6	19	拝島中学校	0.8
2	富士見丘小学校	0.9	20	田中小学校	0.8
3	玉川小学校	0.8	21	拝島第一小学校	0.7
4	福島中学校	1.0	22	拝島第二小学校	1.1
5	都営中神アパート	0.4	23	拝島第三小学校	0.8
6	武蔵野小学校	1.0	24	旧拝島第四小学校	0.7
7	美ノ宮公園	1.5	25	多摩辺中学校	1.0
8	中神小学校	0.8	26	都立拝島高等学校	1.8
9	つつじが丘小学校	0.7	27	アキシマエンシス	0.9
10	瑞雲中学校	1.0	28	拝島自然公園	2.0
11	つつじが丘公園	0.9	29	都営拝島町三丁目ｱﾊﾟｰﾄ	1.1
12	市民会館・公民館	1.4	30	水鳥公園	1.3
13	光華小学校	1.2	31	クリーンセンター	1.2
14	清泉中学校	0.8	32	子育てひろばほりむこう	0.1
15	成隣小学校	0.5	33	なしの木保育園	0.1
16	みほり広場	1.3	34	エコパーク	3.0
17	上ノ台公園	0.4	35	むさしの公園	2.4
18	緑ケ丘公園	0.5			

3　避難所（学校）

No.	施設名	校舎面積（㎡）	利用可能教室数	1室面積（㎡）	教室収容人員	体育館（㎡）	体育館収容人員	収容人員合計	給食施設
1	東小学校	5,000	16	60.2	576	794	481	1,057	
2	共成小学校	4,291	14	60.2	504	802	486	990	
3	富士見丘小学校	4,733	17	60.2	612	805	487	1,099	有
4	武蔵野小学校	4,040	18	60.2	648	766	464	1,112	有
5	玉川小学校	4,199	18	60.2	648	833	504	1,152	
6	中神小学校	4,444	18	60.2	648	810	490	1,138	
7	つつじが丘小学校	5,695	17	60.2	612	890	539	1,151	有
8	光華小学校	4,043	20	60.2	720	796	482	1,202	
9	成隣小学校	2,899	14	60.2	504	594	360	864	
10	田中小学校	4,850	17	60.2	612	898	544	1,156	有
11	拝島第一小学校	4,639	18	60.2	648	764	463	1,111	
12	拝島第二小学校	4,171	17	60.2	612	968	586	1,198	有
13	拝島第三小学校	5,238	20	60.2	720	799	484	1,204	
14	旧拝島第四小学校	4,719	15	60.2	540	798	483	1,023	
15	昭和中学校	6,491	24	60.2	864	935	566	1,430	
16	福島中学校	4,837	11	60.2	396	939	569	965	有
17	瑞雲中学校	5,623	16	60.2	576	927	561	1,137	有
18	清泉中学校	6,676	25	60.2	900	1,063	644	1,544	
19	拝島中学校	5,653	20	60.2	720	1,033	626	1,346	
20	多摩辺中学校	5,864	13	60.2	468	945	5873	1,055	有
21	都立昭和高等学校	7,931				1,936	1,173	1,173	
22	都立拝島高等学校	8,825				1,061	643	643	

4　避難所（市立会館等）

No.	施　設　名	面積（㎡）	収容人員	No.	施　設　名	面積（㎡）	収容人員
1	玉　川　会　館	344	208	10	やまのかみ会館	239	145
2	朝　日　会　館	347	210	11	武　蔵　野　会　館	510	309
3	富　士　見　会　館	378	229	12	市民会館・公民館	920	557
4	大　神　会　館	294	178	13	児童センター	766	464
5	昭　和　会　館	310	187	14	勤労商工市民センター	875	530
6	緑　会　館	501	303	15	松原町コミュニティセンター	186	112
7	堀　向　会　館	145	87	16	環境コミュニケーションセンター	373	226
8	福　島　会　館	544	329	17	アキシマエンシス	884	535
9	拝　島　会　館	334	202				

5　二次避難所

No.	施　設　名	面積（㎡）	収容人員
1	朝日町高齢者福祉センター	153.00	92
2	松原町高齢者福祉センター	321.00	194
3	拝島町高齢者福祉センター	326.00	197
4	保健福祉センター	1,476.00	894

この避難所等は、多摩川の洪水時に使用できない場合がある。

この避難所等は、残堀川流域の浸水時に使用できない場合がある。

上記の多摩川の洪水時及び残堀川流域の浸水時に使用できなくなる可能性のある避難場所以外の避難場所を洪水時の災害対策基本法第49条の４第１項で定める指定緊急避難場所として指定する。

避難所簡易備蓄倉庫　備蓄物資一覧

〔令和３年３月１日現在〕

品名 ＼ 学校名		1 東小	2 共成小	3 富士見台	4 武蔵野	5 玉川小	6 中神小	7 エンシス	8 つ丘小	9 光華小	10 成蹊小	11 田中小	12 拝一小	13 拝二小	14 拝三小	15 拝四小	16 昭和中	17 福島中	18 緑苑中	19 清泉中	20 拝島中	21 多摩辺	22 啓明	23 昭和高	24 拝島高	合計
毛布	(枚)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	340	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	7,240
カーペット	(枚)	50	150	150	0	150	150	160	150	150	0	150	0	150	150	0	150	0	150	150	150	150	0	140	150	2,600
ゴザ	(枚)	250	150	150	300	220	150	150	170	150	300	155	325	150	155	315	165	305	180	150	155	170	305	150	150	4,820
大型炊き出し器	(セット)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
発電機	(台)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
コードリール	(個)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	72
投光器	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
懐中電灯	(個)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
トランジスタメガホン	(個)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
防水シート	(枚)	10	10	10	10	12	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	242
トラロープ	(本)	3	3	3	3	3	3	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	70
角スコップ	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
剣スコップ	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
大ハンマー	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
ツルハシ	(本)	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23
掛け矢	(本)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
救急セット	(箱)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
消火器	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
とん汁	(箱)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23
けんちん汁	(箱)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
カンパン	(箱)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	360
救助道具セット	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
台車	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
ろ水機	(台)	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
仮設トイレ	(台)	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	0	1	1	1	12
マンホールトイレ	(台)	2	0	2	0	2	2	0	0	2	2	2	2	0	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	24
携帯トイレ	(袋)	900	900	900	900	900	900	300	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	21,000
カセットコンロ・ヤカン	(組)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	72
ガソリンの缶詰	(缶)	8	3	11	8	4	4	8	8	8	8	4	8	8	6	8	8	8	8	4	8	4	8	8	4	164
電池	(個)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	240
軍手	(双)	12	12	12	12	12	12	0	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	276
受水槽改良工事		○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	
ボランティア袋	(枚)	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	6,000
下足袋	(枚)	300	300	300	300	300	300	0	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	6,900
避難所看板	(枚)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	2	44
蓄電池	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
蓄電池充電用ソーラーパネル	(枚)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
USB10連ポート	(台)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	48
避難所事務用品	(箱)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24
スタンドパイプセット	(台)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	21

資料

災害対策用備蓄一覧

令和3年3月30日 現在

区分		東中野下	新宿東部	北中野東部	武蔵野東部	福島東部	弥生東部	ストンパーク	中野東部	北川東部	[illegible]	中野西部	新宿西部	[illegible]	弥生東部	弥生新宿東部	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	合計
所在地		北中野1-11-1	新宿1-21-12	北中野1-1-8	武蔵野1-1-1	福島町1-1-1	弥生町1-10-4	福島町1-10-8	中野1-10	福島町1-1-1	[illegible]	中野1-10	新宿1-17	新宿1-3	弥生町1-2-10	弥生町1-2-10	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
種類		コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンテナ	コンテナ														
床面積		42.76	69.92	59.35	69.08	194.40	144.00	75.00	133.16	215.50	316.92	42.81	9.90	5.28	9.90	121.0														
設置年度		平成29年6月	昭和60年9月	昭和60年3月	平成6年3月	平成1年3月	平成29年6月	平成29年12月	平成29年1月	平成29年3月	平成29年3月	平成29年6月	平成1年4月	平成1年6月	平成1年4月	平成29年6月														
食料	カンパン										1,896				5,196	5,196														14,588
	ビスケット							8,400																						8,400
	クラッカー（東京都寄託分）																	2,932	5,004											7,936
	クラッカー							2,400	2,400		2,400					2,400			2,400											17,200
	アルファ米				14,400			28,104	14,400		14,300																			69,204
	アルファ米（賞味期限：保存スペース東京都寄託）																													
	白飯				3,600			1,200	3,600		3,600																			18,000
	サバイバルフーズ（シチュー）		1,512			7,056	8,440	10,080	21,383		5,040					5,040														48,551
	サバイバルフーズ（ドライカレー）		1,260			14,154	15,624	10,240	4,774		5,124					5,124														56,300
	ミートドレスピチュー							11,499																						11,499
	ライスクッキー							4,800																						4,800
	粉ミルク																						960							960
	液体ミルク																						1,440							1,440
	ドム丼				3,500		3,960	16,400			3,740				2,440															40,040
	ぴんちん丼				3,000		3,960	16,920			3,920				2,440															40,240
	ショートブレッド（東京都寄託分）											3,000																		3,000
	クラッカー（東京都寄託分）																													
	クラッカー							2,520			4,800				3,600	3,600				33								33		34,140
生活関連物資	毛布	20		5,010		3,95	1,320		1,520	3,49	2,700			30	1,100	2,700		50	1,100	50	50				820				30	30,710
	毛布（東京都寄託分）											1,100																		1,100
	カーペット			3,300		3,184	930		3,960	3,300	2,600				2,210	2,600		50	500	50	50				660					30,540
	カーペット（東京都寄託分）											1,410																		1,410
	ブルーシート			1,011		28	36		220						4,620				110											7,015
	ブルーシート（東京都寄託分）											100																		100
	洗面ビン																	200												200
	ポリタンク	5	5																											10
	やかん（日本）		5																											5
	ちゃん（31：カセットコンロ 131 セット）														32															32
	ハンドセラミック（炊飯器）				5,000																									5,000
	ヤカン				24,340		1,750	2,510			1,100																			30,000
	炊飯器				25,600																									25,600
	電子鍋		3,200		15,000		12,960	14,600			8,900																			49,660
	鍋豆				45,200		15,110	35,190			9,900																			90,000
	鍋ロッド				55,000		12,300	14,700			7,000																			90,000
	ドリンクトペーパー		9,000	9,660	11,610		2,300	14,000			14,000																			60,570
	寒冷		20																											20
	シュラフマット		10																											10
	毛布			21,060			3,420	6,750			3,220																			40,450
	男女モバッド（成人）			3,720			930	620			500																			5,770
	男女モバッド（幼児）			1,080			108	54			160																			1,402
	使用済おむつ捨て用袋						1,360	777			84																			1,521
	使用済おむつ S						3,410	168			78																			3,656
	使用済おむつ M						3,870	85			270																			3,225
	使用済おむつ L						1,870	97			462																			2,431
	使用済おむつビッグ						5,750	620			304																			6,674
	大人用おむつ M						3,410	620			300																			4,330
	大人用おむつ L						1,860	720			360																			2,940
	工事セット			3,200			8,710	1,600	18,780	3,250																				35,540
	トリアージ・タッグ	1,440	（本庁事務室）																											1,440
	医療救護用ゼッケン	50	（本庁事務室）																											50
	応急処置用防護セット						60										40													100
	避難所見パーテーション（家族用：W100cm）			28			560		200	8	2,200			28	1,900				60	40	40				220				1,320	6,512
	避難所見パーテーション（男女別用：W180cm）	2		2					12		70																			86
	段ボールパーテーション							20			78			4	8	8	4								84					192
	簡易間										30					3	3								3					39
	携帯電灯										40																			40
	乾電池																										水銀			水銀
	メモリン製水容器																										数十枚			数十枚
	コスト													200	81,400	200	200								3,200					90,200
	発電機（ニール缶）			4			4								4															12
	携帯ラジオ	2									24						1				1				60					88
衛生関連物資	バール		12																											12
	ボルトクリッパー		12																											12
	スコップ（小）	20	20								24																			84
	スコップ（大）	12	12								24																			72
	つるはし		24								24																			48
	ちょ矩形		24																											24
	ハンマー		12																											12
	木ハンマー	木製（鉄）	2								24																			26
	鉈斧		24								24																			48
	鋸		24																											24
	バケル		200																											200
	トロローブ		60								12																			132
	防水シート	120									240		720	30								1,080								2,270
	ちがら袋			200			3,000															4,400								7,600
	ちがら袋（東京都寄託分）																					3,000								3,000
応急処置用品	担架										2																			2
	体電式照明器具		2																											
	救急箱	2	20								24																			46
	バケツ（救急用）																													
	救急ボンベ		2																											2
	チェンソー		2																											2
	ヒシジンカッター		2																											2
	木材用		2								2																			2
	発電機										24			3	3	3	3								12					48
	投光器ポートトラーブル										48			4	3	3	3								12					73
	発電機	20	4	4	4		4	4	4	4	48	4		4	3	3	3								12					164
	ガソリン携行缶（10L）																													10
	ガソリン携行缶（20L）														3															3
	ガソリン										165																			165
	ロープロール										60				12															72
	応急救護（ストリメ袋）																													
	電気ポット																													
	電動用ラ輪車		（リヤカー 3）																											
	救急箱	2									24																			26
	応急資機材7点セット																													
	体電式救急箱		2								24																			26
	組立水槽		2																											2
	二段ベッド					12																						12		24
	仮設トイレ					12			12			36			12															72
	仮設トイレ（マンホール：800mm対応）	2	4	4	4		36		114	36	36																			254
	仮設トイレ（マンホール：400mm対応）						6				24																			30
	仮設トイレ跡		4	4	4	12	36		114	36	41	36			36															327
	携帯トイレ							400							21,000															
	ベッド	12																												
	テント（12畳×4張）	12	12																											
	防寒	20																												

仮設トイレの携帯便器25台については、ストックにあり。

資料　57　昭島市災害時要援護者登録要綱　【削除】

資料　58　情報通信伝票様式

本部長	副本部長	部長	班長

情　報　通　信　伝　票

（記入者）
対策班名：＿＿＿＿＿＿班　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

発信　・　受信

整理番号	月　日 時　分	発信元	□　　班 □　そ　の　他　（　　） 担当者：	発信先	□　　班 □　そ　の　他　（　　） 担当者：
受・発信区　分	□電話　□FAX　□電子メール □固定無線　□移動無線　□都無線　□その他				
件　名	□命令　□通知　□報告　□依頼　□要請　□照会　□情報提供　□その他				

（内　容）

（処理・対応）

（備考：□要回答　□要報告　□要経過追跡

資料　59　初動班の任務

【初動班Ⅰ】

1　前　提

(1)　夜間、休日等の勤務時間外に**震度５弱以上**の地震により災害が発生した場合

(2)　自分自身、家族の無事及び周囲の安全が確保されていること

2　職　務

災害初期における被害状況の緊急調査（資料 59「参集途上状況調査報告書」参照）

- 人命の危険の有無、人的被害の状況調査
- 火災等の二次被害の発生状況及び危険性調査
- 家屋等建物の倒壊状況調査
- 道路、橋梁及び公共施設の被害状況調査
- 上、下水道の被害状況調査
- ライフライン及び交通機関の被害状況調査
- その他災害拡大防止に必要な事項の調査

3　初動の手順

参集 → 市役所市民ホール（災害対策本部設置場所）

↓

指揮者の選任 → 指揮者は市民ホールで待機

↓

調査地区割り、班編成、調査内容等を指示する。

↓

調査地区割り　大分割：青梅線の南北・諏訪松中通りの東西４地区
その後４地区をさらに分割する

↓

参集到着順に班編成（１班につき２～３人）

↓

身支度　無線機（移動局）、調査必要物品

↓

出動　逐一概要報告（無線で指揮者に報告）

↓

指揮者は、災害対策本部に報告

↓

調査終了　帰庁し、調査済み地区の確認及び被害状況の詳細を報告

↓

対策本部は調査を基に、関係機関へ通報、災害対策方針を決定

↓

「初動班Ⅰ」解散、各自各対策部に復帰

【初動班Ⅱ】

1　前　提

(1)　夜間、休日等の勤務時間外に**震度５弱以上**の地震により災害が発生した場合

(2)　自分自身、家族の無事及び周囲の安全が確保されていること

2　職　務

災害初期における避難所被害状況及び避難者状況の概要把握

（資料 59「参集途上状況調査報告書」参照）

- 体育館、校舎及びその他の施設の被害状況確認
- 火災発生状況及び延焼火災の可能性の確認
- 被災者の避難状況及び避難者人的被害の状況等の確認
- 体育館、簡易備蓄倉庫の開放
- その他の現場対応

3　初動の手順

学校へ直行　　身支度、必要物品（鍵・懐中電灯等）を携帯
「初動班Ⅱ」担当同士の安全確認

↓

学校周辺の状況把握　　火災の発生・倒壊家屋・道路損傷等

↓

学校施設の状況把握　　校舎・体育館の損傷具合を目視する

↓

被災者避難状況の把握　　時間経過観察による現場待機、自治会等の代表者との接触

↓

簡易備蓄倉庫の開放　　救助道具・照明等の活用
避難所の開設については、対策本部と協議

↓

状況報告　　市役所市民ホール（電話又は自転車他で登庁報告する）
担当者が２人揃っている場合は、１人は現場待機
担当者が１人の場合でも、１度市役所に登庁し報告

↓

市役所到着　　教育対策部に状況の詳細報告
対応の指示を受けた後、無線機（移動局）を携帯

↓

学校へ戻る　　状況により体育館の開放　　無線報告

↓

避難所担当者（教育対策部庶務班）到着まで待機

↓

引継ぎ

↓

「初動班Ⅱ」解散、各自各対策部に復帰

資料　60　参集途上状況調査報告書様式

参集途上状況調査報告書

調査日時	年　月　日　時　分				
調査場所					
報告者	氏　名	所属		氏名	
	住　所				

	被害状況	備考
自宅の状況		
火　災	被　害　[　なし　・　あり　] ・延焼中　(　　)件 ・消火中　(　　)件 ・鎮火、鎮圧 (　　)件	
家屋の倒壊状況	被　害　[　なし　・　あり　] ・全壊　(　　)件 ・半壊　(　　)件	
道路の状況	被　害　[　なし　・　あり　] ・全面通行不可　[陥没 ・ 隆起] (　　～　　)区間 ・一部(片側)通行不可　[陥没 ・ 隆起] (　　～　　)区間 ・がれき等障害物 (　　)周辺	
人的被害	被　害　[　なし　・　あり　] ・死者　(　　)名 ・重症　(　　)名 ・中等症　(　　)名 ・軽傷　(　　)名	
鉄　道	被　害　[　なし　・　あり　] ・不通(　　線　　～　　)区間 ・駅滞留者(　　駅　　)名	
ガ　ス	使　用　[　可能　・　不能　] ・ガス漏れ(　　)周辺	
水　道	使　用　[　可能　・　不能　]	
電　気	使　用　[　可能　・　不能　]	
避難住民	[　なし　・　あり　]　名	
その他 電柱・街路樹 ブロック塀被害等		

資料　61　職員参集記録簿様式

職　員　参　集　記　録　簿

年　　月　　日

対策部班名：　　対策部　　班

No.	氏名	所属課名	参集時刻	退庁時間	参集手段	距離	備考
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	
			時　分	時　分	歩・自・バ・他（　　）	Km	

※ 参集手段　　歩：徒歩　自：自転車　バ：バイク

資料　62　災害受付票

災　害　受　付　票

部長	課長	係長	係員	整理番号

年　月　日（　）　時　分				受付者		
覚知別	1. 市　民　2. 市職員（　部　課）　3. 消防署 4. 警察署　5. 消防団（　分団）　6. その他（　）					
通報者		電　話		目標		
災害発生場所		丁目	番　号			
被災世帯主名（名称）						
災害種別	1. 建　物　2. 崖崩れ　3. 道路（冠水・破損）河川（氾濫・破損）　5. 橋りょう 6. 倒　木　7. 田　畑　8. ブロック塀　9. 文教施設 10. その他（					
人的被害	氏　名		年　齢		性　別	男　女
なし あり	程　度	1. 軽　傷　2. 重　傷　3. 死亡　4. 行方不明（特記）				
建物被害 なし あり	住家被害：　1. 全壊・全焼　棟　2. 半壊・半焼　棟 3. 一部破損・損焼　棟　4. 床上浸水　棟　5. 床下浸水　棟 非住家被害：　棟（特記）					
概要						
対応要請先	1. 市（　部　課）　2. 消防署　3. 警察署 4. 消防団（　分団）　5. その他（　）					
対応内容						

災害受付集計表

災害名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日

整理番号	受付時刻	災害発生場所 被災世帯主名（名称）	災害種別	被害の内容	対応要請先	処理内容等
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					
	:					

※　災害種別　　全壊、全焼、半壊、半焼、一壊：一部損壊、一焼：一部損焼、床上：床上浸水、床下：床下浸水、崖：崖崩れ・土砂崩れ
河氾：河川氾濫、河損：河川損壊、ブ：ブロック塀

資料　63　火災・災害等即報要領

第1号様式（火災）　　第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

※　爆発を除く。

火災種類	1 建物　2 林野　3 車両　4 船舶　5 航空機　6 その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽傷　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）　　第　　報

事故名
1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災　2 爆発　3 漏えい　4 その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等　7.その他（　　）	物質名	
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽傷　人（　人）	
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分		
災害対策本部等の設置状況			

出場機関		出場人数	出場資機材
事業所	自衛防災組織		
	共同防災組織		
	その他		
消防本部（署）			
消防団			
海上保安庁			
自衛隊			
その他			

その他参考事項

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式　（救急・救助事故等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽傷　人（　人）	
救助部隊の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

［災害概況即報］

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所			発生日時	月　日　時　分		
被害の状況	死傷者	死者	人	不明　人	住家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）		（市町村）			

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

市町村名									
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　　月　　日　　時現在）								
報告者名									
区分			被害						
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共の建物		棟						
	その他		棟						

区分				被害
その他	田	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	文教施設		箇所	
	病院		箇所	
	道路		箇所	
	橋りょう		箇所	
	河川		箇所	
	港湾		箇所	
	砂防		箇所	
	清掃施設		箇所	
	崖くずれ		箇所	
	鉄道不通		箇所	
	被害船舶		隻	
	水道		戸	
	電話		回線	
	電気		戸	
	ガス		戸	
	ブロック塀等		箇所	
り災世帯数			世帯	
り災者数			人	
火災発生	建物		件	
	危険物		件	
	その他		件	

区分		被　害	市町村の災害対策本部の設置状況		
公共文教施設	千円		名　称		
農林水産業施設	千円		設　置		
公共土木施設	千円		解　散		
その他の公共施設	千円		※災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づくものを設置した場合のみ記入すること。		
小計	千円				
その他 農業被害	千円		【住民避難の状況】 地区名 世帯数、人数 種別（避難指示、避難勧告、避難準備情報、自主避難） 原因 発令時刻 解除時刻 避難場所 （詳細については避難勧告・指示状況報告書に記入）		
林業被害	千円				
畜産被害	千円				
水産被害	千円				
商工被害	千円				
その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人	
備考	災害発生場所 災害発生日時 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、救援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・その他関連事項				

※1　被害額は省略することができるものとする。
※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料　64　被害調査報告書

被　害　調　査　報　告　書

調査日　　年　　月　　日(　)　　担当班:　　担当者:

被害発生日	平成　年　月　日(　)			整理番号	
被害発生場所				目標	
被害世帯主名		世帯人員	人	電話	

人的被害			被害者名
なし	死亡者	人	
あり	負傷者　重傷	人	
	軽傷	人	
	行方不明	人	

建物被害	建物種別
なし	1. 一般住宅　(階数:　階建て　延床面積:　㎡)
あり	2. マンション・アパート　(階数:　階建て　延床面積:　㎡　入居数:　世帯)
	3. 店舗併用住宅　(階数:　階建て　延床面積:　㎡　業種:　従業員数　人)
	4. 事務所　(階数:　階建て　延床面積:　㎡　業種:　従業員数　人)
	5. その他　(　)
	6. 非住家　(名称:　階数:　階建て　延床面積:　㎡)

被害内容	1. 全壊・全焼
	2. 半壊・半焼
	3. 一部損壊・損焼
	4. 床上浸水
	5. 床下浸水
概要	
備考	

被 害 調 査 集 計 表

災害名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被害発生日　　年　　月　　日

整理番号	被害発生場所		連絡先電話	被害種別	被害内容
	被災者世帯主名	世帯人員			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			
		人			

様式６

救助の種目別物資受払状況

市町村名　昭島市

救助の種目別	年月日	品　目	単位 呼称	摘　要 受入先又は支払先	受	払	残	備　考	（購入単価）	（購入金額）
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									
	年　月　日									

（注）１「救助の種目別」欄は、次のように区分して記入すること。
①避難所用、②炊き出しその他による食品給与用、
③給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品・資材、
④被服・寝具等、⑤医療品・衛生材料、
⑥被災者救出用機械器具・燃料、⑦燃料及び消耗品

２　各救助種目最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。
なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにすること。

３　救護班による場合には、救護班ごとに、救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

様式７

避　難　所　設　置　及　び　収　容　状　況

市町村名　昭島市

避難所の名称	種　別	開設期間	実人員（人）	延人員（人）	物　品　使　用　状　況			実支出額	備　　考
					品　名	単　価	数　量		
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
		月　日 ～ 月　日							
計									

（注）１　「種別」欄は、既存建物、屋外仮設、天幕の別に記載すること。

２　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。

３　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式８

応　急　仮　設　住　宅　台　帳

市町村名　昭島市

応急仮設住宅番号	世帯主氏　名	家族数(人)	所在地	構造区分	面積(㎡)	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額(円)	備考
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
							月　日	月　日	月　日		
計	世帯										

1　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置場所を明らかにした簡単な図面を添付すること。
2　「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めて人員を記入すること。
3　「所在地」欄は、入居時における世帯主を含めて人員を記入すること。
4　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式住宅の別を記入すること。
5　「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をあきらかにすること。
6　「備考」欄には、入居時における経過を明らかにしておくこと。

様式９

炊　出　し　給　与　状　況

市町村名　昭島市

炊出し場の名称		月　日			月　日			月　日			月　日			月　日			延給食数	給食延人数(人)	実支出額(円)	備　考
		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜				
	内容																			
	単価																			
	数量																			
	内容																			
	単価																			
	数量																			
	内容																			
	単価																			
	数量																			
	内容																			
	単価																			
	数量																			
合　計	延給食数																			
	給食延人員（人）																			
	実支出額（円）																			

（注）１　「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。

様式10

飲 料 水 の 供 給 簿

市町村名　昭島市

供給月日	対象人員（人）	給水用機械器具								実支出額（円）	備考
		名称	借上			修繕			燃料費（円）		
			数量	所有者	金額（円）	修繕月日	修繕費（円）	修繕の概要			
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
月　日						月　日					
計											

（注）　1　給水機械器具は借上費の有無、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2　「修繕の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

様式11

物　資　の　給　与　状　況

市町村名　昭島市

住家被害程度区分	世帯主住所・氏名		基礎となった世帯構成人員（人）	給与月日	物資給与の品名									実支出額（円）	備　考
					品名	布団	毛布	衣類	日用品						
					単価										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
				月　日	数量										
計	全壊（焼）・流失	世帯			数量										
	半壊（焼）	世帯			数量										
	床上浸水	世帯			数量										
	計	世帯			数量										

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　　氏名　　印

（注）　1　「住家被害程度区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊(焼）、床上浸水の別を記入すること。
2　「給与年月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与年月日を記入すること。
3　「給与物資」欄に、品名、単価、数量を記入すること。

様式12

医療救護班活動状況

市町村名　昭島市

救護班名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　班長：医師氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

月　日	救護所名	患者数（人）	措置の概要	死体検案数（体）	修繕費（円）	備　　考
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
月　日						
計						

（注）　「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式13

病院診療所医療実施状況

市町村名　昭島市

診療機関名	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金　額（円）	備　　考
				入院	通院	入院	通院		
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
		月　日　～　月　日							
計　機関	人								

（注）　「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式14

助　産　台　帳

市町村名　昭島市

分べん者		分べん日時	助産機関名	分べん機関	金額（円）	備考
氏名	住所					
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
		月　日 時		月　日 月　日		
計	人					

様式15

被災者救出状況記録簿

市町村名　昭島市

年月日	救出人員（人）	救出用機械器具								実支出額（円）	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費（円）		
			数量	所有者（管理者）住所・氏名	金額（円）	修繕月日	修繕費（円）	修繕の概要			
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
年　月　日						月　日					
計											

（注）1　他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村を記入すること。
2　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
3　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

様式16

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

市町村名　昭島市

世帯主		修理箇所概要	完了月日	実支出額（円）	摘　　要
氏　名	住　所				
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
			月　日		
計	世帯				

様式17

生　業　資　金　貸　付　台　帳

市町村名　昭島市

貸付けを受けた者		保　証　人			事業計画概要	貸付期間	貸付金額（円）	備　考
氏　名	住　所	氏　名	住　所	職　業				
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
						年　月　日 ～ 年　月　日		
計	世帯							

（注）　「備考」欄には、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

様式18

学 用 品 の 給 与 状 況

市町村名　昭島市

学校名	学年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳																実支出額（円）	備考
					教科書								その他学用品									
					教科								品名									
					単価								単価									
				月　日																		
				月　日																		
				月　日																		
				月　日																		
				月　日																		
				月　日																		
				月　日																		
				月　日																		
				月　日																		
				月　日																		
				月　日																		
計	小学校		人																			
	中学校		人																			

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年　　月　　日

給与責任者（学校長）

氏 名　　印

（注）1　「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して、最後に給与した月日を記入する。
2　「給与品の内訳」欄には、教科又は品名、単価、数量を記入すること。

様式19

埋　　葬　　台　　帳

市町村名　昭島市

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋　葬　費				備　考
		氏名	年令	死亡者との関係	住所・氏名	棺（附属品を含む）（円）	埋葬又は火葬料（円）	骨　箱（円）	計（円）	
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
年　月　日	年　月　日									
計		人								

（注）1　埋葬を行った者が、市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
　　2　市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにすること。
　　3　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式20

死　体　処　理　台　帳

市町村名　昭島市

処理年月日	死体発見日時	死体発見場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理				死体の一時保存料（円）	検案料（円）	実支出額（円）	備考
				住所・氏名	死亡者との関係	品名	単価（円）	数量	金額（円）				
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
年　月　日	月　日 時												
計			人										

様式21

障　害　物　除　去　の　状　況

市町村名　昭島市

住家被害程度区分		住所・氏名	除去に要した期間	実支出額（円）	除去に要すべき状態の概要	備　考
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
			月　日 ～　月　日			
計	半壊	世帯				
	半焼	世帯				
	床上浸水	世帯				

（注）　「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。

様式22

輸　送　記　録　簿

市町村名　昭島市

輸送月日	目　的	輸送区間（距離）	借上等			修　繕					燃料費（円）	実支出額（円）	備　考
			使用車両等		金額（円）	故障車両等		修繕月日	修繕費（円）	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者住所・氏名						
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
月　日								月　日					
計													

（注）1　「目的」欄は主たる目的（また救助の種類名）を記入すること。
2　都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3　借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
4　借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式23

令第10条第１号から第４号までに規定する者の従事状況

市町村名　昭島市

職種		従業員数 実人員（人）	従業員数 延人員（人）	従事場所（市町村）	従事期間	実支出額（円） 日当	実支出額（円） 旅費	実支出額（円） 時間外勤務手当	実支出額（円） 計	算定基準による算定額（円）	備考
第1号	医師				月　日～月　日						
	歯科医師				月　日～月　日						
	薬剤師				月　日～月　日						
第2号	保健師				月　日～月　日						
	助産師				月　日～月　日						
	看護師				月　日～月　日						
	准看護師				月　日～月　日						
	診療放射線技師				月　日～月　日						
	臨床検査技師				月　日～月　日						
	臨床工学技士				月　日～月　日						
	救急救命士				月　日～月　日						
	歯科衛生士				月　日～月　日						
第3号	土木技術者				月　日～月　日						
	建築技術者				月　日～月　日						
第4号	大工				月　日～月　日						
	左官				月　日～月　日						
	とび職				月　日～月　日						
計											

（注）　「備考」欄には、従事者が従事した業務内容について記入すること。

様式24

令第10条第５号から第10号までに規定する者の従事状況

市町村名　昭島市

業　者			従業員数		従事場所（市町村）	従　事期　間	実支出額（円）	備　考
業　種		数	実人員（人）	延人員（人）				
第5号	土木業者					月　日～月　日		
	建築業者					月　日～月　日		
第6号	鉄道事業者					月　日～月　日		
第7号	軌道経営者					月　日～月　日		
第8号	自動車運送事業者					月　日～月　日		
第9号	廃船運送業者					月　日～月　日		
第10号	港湾運送業者					月　日～月　日		
計								

（注）　「備考」欄には、従事者が従事した業務内容について記入すること。

様式25

扶　助　金　の　支　給　状　況

市町村名　昭島市

扶助金種類	件　　数	実支出額 （円）	積算基礎	備　　考
計				

（注）１　「積算基礎」欄には、支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
　　２　「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式26

損　失　補　償　費　の　状　況

市町村名　昭島市

種　　類	実支出額 （円）	積算基礎	備　　考
計			

（注）1　「種類」欄には、法第26条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること。
　　2　「積算基礎」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
　　3　「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式27

法　第　34　条　の　支　給　状　況

市町村名　昭島市

区　　分	実　支　出　額			備　　考
	員　数	単価（円）	金　額（円）	
1　人　件　費				
(1)　旅　費				
(2)　役務費				
(3)　時間外勤務手当 及び深夜手当				
2　救護所設置費				
(1)　消耗器材費				
(2)　借上料				
3　救護諸費				
(1)　薬剤費				
(2)　衛生材料費				
(3)　その他の消耗品費				
4　輸送費				
(1)　輸送費				
(2)　修繕費				
(3)　借上料				
(4)　燃料費				
5　人夫賃				
(1)　医　療				
(2)　助　産				
(3)　死体処理				
6　扶助賃				
7　事務賃				
(1)　消耗品費				
(2)　電話料				
(3)　電報料				
計				

（注）「区分」欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

資料　66　都被害概況報告様式　　（本文 3-3-4 頁）

No. 1　被害概況速報

地区名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の時限								
報告責任者								
人的被害	死　者							
	行方不明者							
	重傷者							
	軽傷者							
	計							
道路の被害	道路破損	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他被害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

No. 2　被害状況調

区市町村名

被害の状況＼地区名				地区	地区	地区	地区	計
人的被害	死者							
	行方不明							
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
			人員					
災害発生年月日				年　月　日				

No. 3　世帯構成員別被害状況

年　月　日　時現在

区市町村名

世帯構成員別＼被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

No. 4　災害救助費概算額調

種　目　別　区　分	員　数	単　価	金　額	備　考
1　救助費		円	円	
(1)　収容施設供与費				
避難所設置費	延　人			
応急仮設住宅設置費	戸			
(2)　炊出しその他による食品給与費	延　人			
(3)　飲料水供給費	延　人			
(4)　被服寝具その他生活必需品給（貸）与費	世　帯			員数内訳別表のとおり
(5)　医療費及び助産費	延　人			
医療費	延　人			
助産費	延　人			
(6)　災害にかかった者の救出費	人			
(7)　住宅の応急修理費	世　帯			
(8)　生業資金の貸与費	世　帯			
(9)　学用品の給与費	人			員数内訳別表のとおり
小学校児童	人			うち教科書　　円
中学校生徒	人			うち教科書　　円
高等学校等生徒	人			うち教科書　　円
(10)　埋葬費	体			
大人	体			
小人	体			
(11)　死体の捜索費	体			
(12)　死体の処理費	体			
(13)　障害物の除去費	世　帯			
(14)　輸送費				
(15)　人夫費				
2　実費弁償費	人			
3　扶助費	件			
4　損失補償費	件			
6　法第34条の補償費				
7　法第35条の求償に対する支払費				
合　　計				

別　表　　世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊（焼）流出											世帯	円	円	円
半壊（焼） 床上浸水														

資料　67　日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）（本文 3-3-4 頁）

No. 1　救助実施記録日計票

救 助 の 実 施 記 録 日 計 票

救助の種類				
避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品	
医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	
救護班	学用品等	死体捜索	死体処理	
本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送	
労務供給				

区市町村

責任者氏名　　印

Ｎｏ．　　月　　日　　時　　分

員数（世帯）	
品目（数量・金額）	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
記事	

救助総括様式　No. 2　救助日報

報告機関				受信機関			
送信者				受信者			
報告期限	年　月　日　時現在			受信時間	年　月　日　時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日　時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日より の繰越量		点
		閉鎖予定日	月　日		本日支給	全壊（焼）　世帯数 流　出　世帯数	（　）世帯 点
	既存建物	箇所数	箇所			半壊半焼　世帯数 床上浸水　世帯数	（　）世帯 点
		収容人員	人		翌日への繰越量		点
	野外仮設	箇所数	箇所				
		収容人員	人				
炊出し	炊出期間	開始月日	月　日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数	ヶ班
		終了予定日	月　日			救助地区	
	炊出し箇所数		箇所			診療者数　医療	人
	救出人員	朝	人			診療者数　助産	人
		昼	人		医療機関	医療　施設数	ヶ所
		夜	人			医療　診療人員	人
		計	人			助産　施設数	ヶ所
	供給人員		人		救助終了予定月日		月　日
	供給水量		?	被災者救出	救出地区		
	給水期間	開始月日	月　日		救助した人員		人
		終了予定日	月　日		今後救出を要する人員		人
	給水方法				救出終了予定月日		月　日
					救出の方法		

救助総括様式 No. 2 救助日報

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員		体
	小学生	全壊（焼）世帯	（　）人　点		死体処理	死体洗浄	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　点			死体縫合	体
	中学生	全壊（焼）世帯	（　）人　点			死体消毒	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　点		死体保存	既存建物利用	ヶ所
	高校生	全壊（焼）世帯	（　）人　点			仮設建物	ヶ所
		半壊（焼）世帯	（　）人　点		死体処理機関		
	翌日への繰越量		点		今後処理を要する死体		体
					死体処理終了予定月日		月　日
埋葬	前日までの埋葬			障害物の除去	要障害物除去戸数		戸
	本日埋葬	大人	月　日		本日除去した戸数		(計戸)　戸
		小人			今後除去する戸数		戸
		計	月　日		除去終了予定月日		月　日
	翌日以降の要埋葬数			輸送	公用車使用		台
	埋葬終了予定月日		月　日		借上車使用		台
死体の捜索	捜索地区				救助の種類		
	死体	検索を要する死体	人				
		本日発見死体	人				
		今後の要捜索死体	人				
	捜索方法			人夫	人夫雇上げ数		
	捜索終了予定月日		月　日		従事作業		
仮設住宅		着工月日	戸　月　日				
		竣工月日	戸　月　日		その他		
住宅修理		着工月日	戸　月　日	備考			
		竣工月日	戸　月　日				

No. 3　災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主幹局	項　目	救　助　措　置	救助費（千円）
福祉保健局	避　難　所	カ所・　　人	
都市整備局	応急仮設住宅	戸	
福祉保健局	炊　出　し	カ所・　　人	
水道局	飲　料　水	人	
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流出　　半壊・床上 世帯　　世帯	
福祉保健局	医　療	救護班　病院診療所　診療人員 班　　カ所　　人	
	助　産	カ所・　　人	
警視庁 東京消防庁	救　出	人	
都市整備局	住宅の修理	戸	
教育庁	学　用　品	教科書　小学生　人　中学生　人 学用品　小学生　人　中学生　人	
建設局	埋　葬	大人　　体　　小人　　体	
総務局	死体捜索		
福祉保健局	死体の処理	洗浄　消毒　保存　検索 体　体　体　体	
建設局	障害物の除去	戸	
各　局	輸　送	人	
	人　夫		
	法34条の補償		
	事　務　費		

（注）　報告主幹局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

資料　68　緊急道路等障害物除去路線図

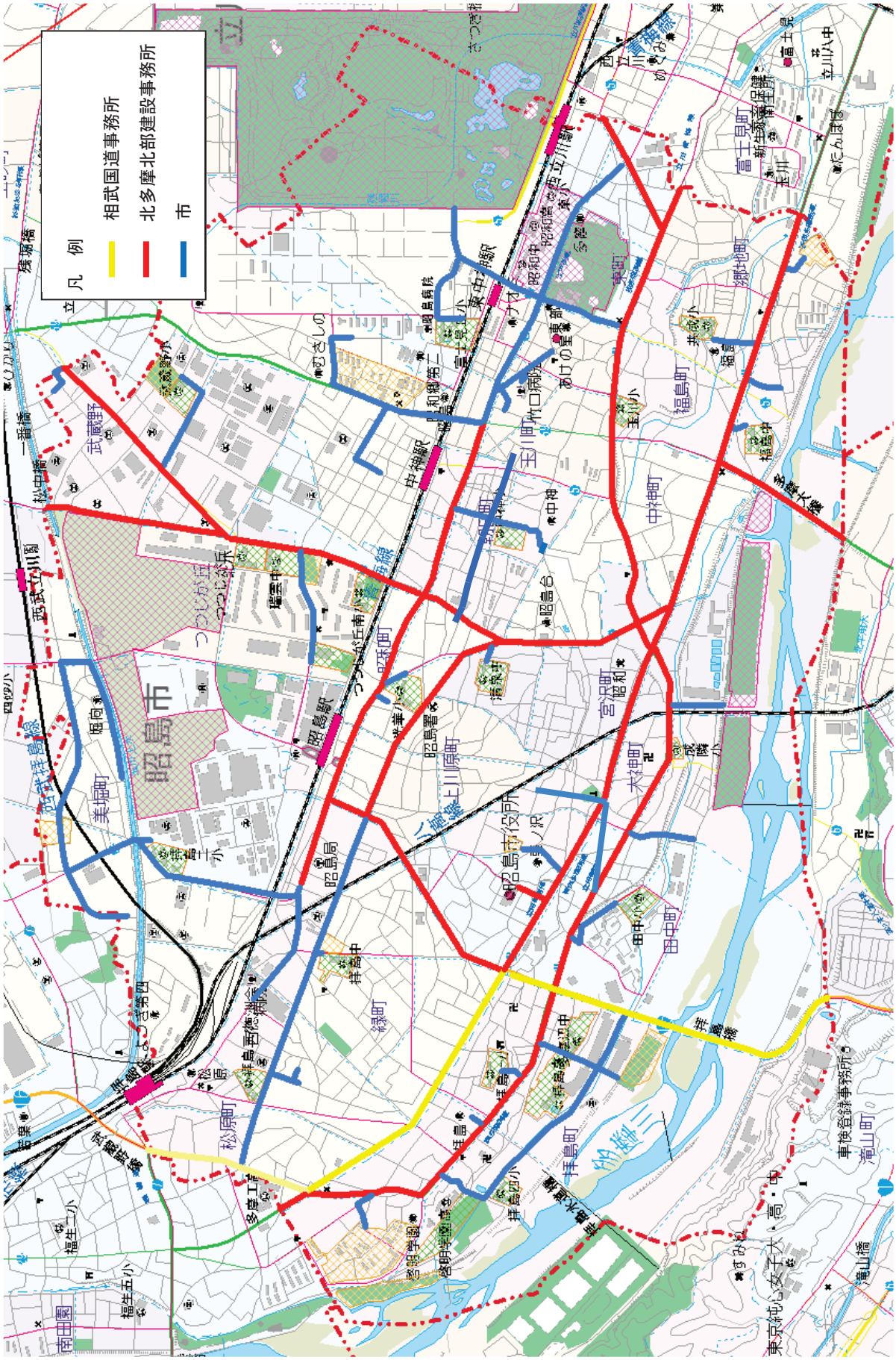
凡　例
相武国道事務所
北多摩北部建設事務所
市
昭島市
昭島駅
中神駅
拝島駅
立川駅
西武立川駅
JR青梅線
JR八高線
JR中央線
JR南武線
JR青梅線
JR八高線
JR中央線
JR南武線
西武拝島線
西武立川線
多摩川
秋川
昭和中
昭島第一小
昭島第二小
昭島第三小
昭島第四小
昭島第五小
昭島第六小
昭島第七小
昭島第八小
昭島第九小
昭島第十小
昭島第十一小
昭島第十二小
昭島第十三小
昭島第十四小
昭島第十五小
昭島第十六小
昭島第十七小
昭島第十八小
昭島第十九小
昭島第二十小
昭島第二十一小
昭島第二十二小
昭島第二十三小
昭島第二十四小
昭島第二十五小
昭島第二十六小
昭島第二十七小
昭島第二十八小
昭島第二十九小
昭島第三十小
昭島第三十一小
昭島第三十二小
昭島第三十三小
昭島第三十四小
昭島第三十五小
昭島第三十六小
昭島第三十七小
昭島第三十八小
昭島第三十九小
昭島第四十小
昭島第四十一小
昭島第四十二小
昭島第四十三小
昭島第四十四小
昭島第四十五小
昭島第四十六小
昭島第四十七小
昭島第四十八小
昭島第四十九小
昭島第五十小
昭島第五十一小
昭島第五十二小
昭島第五十三小
昭島第五十四小
昭島第五十五小
昭島第五十六小
昭島第五十七小
昭島第五十八小
昭島第五十九小
昭島第六十小
昭島第六十一小
昭島第六十二小
昭島第六十三小
昭島第六十四小
昭島第六十五小
昭島第六十六小
昭島第六十七小
昭島第六十八小
昭島第六十九小
昭島第七十小
昭島第七十一小
昭島第七十二小
昭島第七十三小
昭島第七十四小
昭島第七十五小
昭島第七十六小
昭島第七十七小
昭島第七十八小
昭島第七十九小
昭島第八十小
昭島第八十一小
昭島第八十二小
昭島第八十三小
昭島第八十四小
昭島第八十五小
昭島第八十六小
昭島第八十七小
昭島第八十八小
昭島第八十九小
昭島第九十小
昭島第九十一小
昭島第九十二小
昭島第九十三小
昭島第九十四小
昭島第九十五小
昭島第九十六小
昭島第九十七小
昭島第九十八小
昭島第九十九小
昭島第百小
昭島第百一小
昭島第百二小
昭島第百三小
昭島第百四小
昭島第百五小
昭島第百六小
昭島第百七小
昭島第百八小
昭島第百九小
昭島第百十小
昭島第百十一小
昭島第百十二小
昭島第百十三小
昭島第百十四小
昭島第百十五小
昭島第百十六小
昭島第百十七小
昭島第百十八小
昭島第百十九小
昭島第百二十小
昭島第百二十一小
昭島第百二十二小
昭島第百二十三小
昭島第百二十四小
昭島第百二十五小
昭島第百二十六小
昭島第百二十七小
昭島第百二十八小
昭島第百二十九小
昭島第百三十小
昭島第百三十一小
昭島第百三十二小
昭島第百三十三小
昭島第百三十四小
昭島第百三十五小
昭島第百三十六小
昭島第百三十七小
昭島第百三十八小
昭島第百三十九小
昭島第百四十小
昭島第百四十一小
昭島第百四十二小
昭島第百四十三小
昭島第百四十四小
昭島第百四十五小
昭島第百四十六小
昭島第百四十七小
昭島第百四十八小
昭島第百四十九小
昭島第百五十小
昭島第百五十一小
昭島第百五十二小
昭島第百五十三小
昭島第百五十四小
昭島第百五十五小
昭島第百五十六小
昭島第百五十七小
昭島第百五十八小
昭島第百五十九小
昭島第百六十小
昭島第百六十一小
昭島第百六十二小
昭島第百六十三小
昭島第百六十四小
昭島第百六十五小
昭島第百六十六小
昭島第百六十七小
昭島第百六十八小
昭島第百六十九小
昭島第百七十小
昭島第百七十一小
昭島第百七十二小
昭島第百七十三小
昭島第百七十四小
昭島第百七十五小
昭島第百七十六小
昭島第百七十七小
昭島第百七十八小
昭島第百七十九小
昭島第百八十小
昭島第百八十一小
昭島第百八十二小
昭島第百八十三小
昭島第百八十四小
昭島第百八十五小
昭島第百八十六小
昭島第百八十七小
昭島第百八十八小
昭島第百八十九小
昭島第百九十小
昭島第百九十一小
昭島第百九十二小
昭島第百九十三小
昭島第百九十四小
昭島第百九十五小
昭島第百九十六小
昭島第百九十七小
昭島第百九十八小
昭島第百九十九小
昭島第二百小
昭島第二百一小
昭島第二百二小
昭島第二百三小
昭島第二百四小
昭島第二百五小
昭島第二百六小
昭島第二百七小
昭島第二百八小
昭島第二百九小
昭島第二百十小
昭島第二百十一小
昭島第二百十二小
昭島第二百十三小
昭島第二百十四小
昭島第二百十五小
昭島第二百十六小
昭島第二百十七小
昭島第二百十八小
昭島第二百十九小
昭島第二百二十小
昭島第二百二十一小
昭島第二百二十二小
昭島第二百二十三小
昭島第二百二十四小
昭島第二百二十五小
昭島第二百二十六小
昭島第二百二十七小
昭島第二百二十八小
昭島第二百二十九小
昭島第二百三十小
昭島第二百三十一小
昭島第二百三十二小
昭島第二百三十三小
昭島第二百三十四小
昭島第二百三十五小
昭島第二百三十六小
昭島第二百三十七小
昭島第二百三十八小
昭島第二百三十九小
昭島第二百四十小
昭島第二百四十一小
昭島第二百四十二小
昭島第二百四十三小
昭島第二百四十四小
昭島第二百四十五小
昭島第二百四十六小
昭島第二百四十七小
昭島第二百四十八小
昭島第二百四十九小
昭島第二百五十小
昭島第二百五十一小
昭島第二百五十二小
昭島第二百五十三小
昭島第二百五十四小
昭島第二百五十五小
昭島第二百五十六小
昭島第二百五十七小
昭島第二百五十八小
昭島第二百五十九小
昭島第二百六十小
昭島第二百六十一小
昭島第二百六十二小
昭島第二百六十三小
昭島第二百六十四小
昭島第二百六十五小
昭島第二百六十六小
昭島第二百六十七小
昭島第二百六十八小
昭島第二百六十九小
昭島第二百七十小
昭島第二百七十一小
昭島第二百七十二小
昭島第二百七十三小
昭島第二百七十四小
昭島第二百七十五小
昭島第二百七十六小
昭島第二百七十七小
昭島第二百七十八小
昭島第二百七十九小
昭島第二百八十小
昭島第二百八十一小
昭島第二百八十二小
昭島第二百八十三小
昭島第二百八十四小
昭島第二百八十五小
昭島第二百八十六小
昭島第二百八十七小
昭島第二百八十八小
昭島第二百八十九小
昭島第二百九十小
昭島第二百九十一小
昭島第二百九十二小
昭島第二百九十三小
昭島第二百九十四小
昭島第二百九十五小
昭島第二百九十六小
昭島第二百九十七小
昭島第二百九十八小
昭島第二百九十九小
昭島第三百小
昭島第三百一小
昭島第三百二小
昭島第三百三小
昭島第三百四小
昭島第三百五小
昭島第三百六小
昭島第三百七小
昭島第三百八小
昭島第三百九小
昭島第三百十小
昭島第三百十一小
昭島第三百十二小
昭島第三百十三小
昭島第三百十四小
昭島第三百十五小
昭島第三百十六小
昭島第三百十七小
昭島第三百十八小
昭島第三百十九小
昭島第三百二十小
昭島第三百二十一小
昭島第三百二十二小
昭島第三百二十三小
昭島第三百二十四小
昭島第三百二十五小
昭島第三百二十六小
昭島第三百二十七小
昭島第三百二十八小
昭島第三百二十九小
昭島第三百三十小
昭島第三百三十一小
昭島第三百三十二小
昭島第三百三十三小
昭島第三百三十四小
昭島第三百三十五小
昭島第三百三十六小
昭島第三百三十七小
昭島第三百三十八小
昭島第三百三十九小
昭島第三百四十小
昭島第三百四十一小
昭島第三百四十二小
昭島第三百四十三小
昭島第三百四十四小
昭島第三百四十五小
昭島第三百四十六小
昭島第三百四十七小
昭島第三百四十八小
昭島第三百四十九小
昭島第三百五十小
昭島第三百五十一小
昭島第三百五十二小
昭島第三百五十三小
昭島第三百五十四小
昭島第三百五十五小
昭島第三百五十六小
昭島第三百五十七小
昭島第三百五十八小
昭島第三百五十九小
昭島第三百六十小
昭島第三百六十一小
昭島第三百六十二小
昭島第三百六十三小
昭島第三百六十四小
昭島第三百六十五小
昭島第三百六十六小
昭島第三百六十七小
昭島第三百六十八小
昭島第三百六十九小
昭島第三百七十小
昭島第三百七十一小
昭島第三百七十二小
昭島第三百七十三小
昭島第三百七十四小
昭島第三百七十五小
昭島第三百七十六小
昭島第三百七十七小
昭島第三百七十八小
昭島第三百七十九小
昭島第三百八十小
昭島第三百八十一小
昭島第三百八十二小
昭島第三百八十三小
昭島第三百八十四小
昭島第三百八十五小
昭島第三百八十六小
昭島第三百八十七小
昭島第三百八十八小
昭島第三百八十九小
昭島第三百九十小
昭島第三百九十一小
昭島第三百九十二小
昭島第三百九十三小
昭島第三百九十四小
昭島第三百九十五小
昭島第三百九十六小
昭島第三百九十七小
昭島第三百九十八小
昭島第三百九十九小
昭島第四百小
昭島第四百一小
昭島第四百二小
昭島第四百三小
昭島第四百四小
昭島第四百五小
昭島第四百六小
昭島第四百七小
昭島第四百八小
昭島第四百九小
昭島第四百十小
昭島第四百十一小
昭島第四百十二小
昭島第四百十三小
昭島第四百十四小
昭島第四百十五小
昭島第四百十六小
昭島第四百十七小
昭島第四百十八小
昭島第四百十九小
昭島第四百二十小
昭島第四百二十一小
昭島第四百二十二小
昭島第四百二十三小
昭島第四百二十四小
昭島第四百二十五小
昭島第四百二十六小
昭島第四百二十七小
昭島第四百二十八小
昭島第四百二十九小
昭島第四百三十小
昭島第四百三十一小
昭島第四百三十二小
昭島第四百三十三小
昭島第四百三十四小
昭島第四百三十五小
昭島第四百三十六小
昭島第四百三十七小
昭島第四百三十八小
昭島第四百三十九小
昭島第四百四十小
昭島第四百四十一小
昭島第四百四十二小
昭島第四百四十三小
昭島第四百四十四小
昭島第四百四十五小
昭島第四百四十六小
昭島第四百四十七小
昭島第四百四十八小
昭島第四百四十九小
昭島第四百五十小
昭島第四百五十一小
昭島第四百五十二小
昭島第四百五十三小
昭島第四百五十四小
昭島第四百五十五小
昭島第四百五十六小
昭島第四百五十七小
昭島第四百五十八小
昭島第四百五十九小
昭島第四百六十小
昭島第四百六十一小
昭島第四百六十二小
昭島第四百六十三小
昭島第四百六十四小
昭島第四百六十五小
昭島第四百六十六小
昭島第四百六十七小
昭島第四百六十八小
昭島第四百六十九小
昭島第四百七十小
昭島第四百七十一小
昭島第四百七十二小
昭島第四百七十三小
昭島第四百七十四小
昭島第四百七十五小
昭島第四百七十六小
昭島第四百七十七小
昭島第四百七十八小
昭島第四百七十九小
昭島第四百八十小
昭島第四百八十一小
昭島第四百八十二小
昭島第四百八十三小
昭島第四百八十四小
昭島第四百八十五小
昭島第四百八十六小
昭島第四百八十七小
昭島第四百八十八小
昭島第四百八十九小
昭島第四百九十小
昭島第四百九十一小
昭島第四百九十二小
昭島第四百九十三小
昭島第四百九十四小
昭島第四百九十五小
昭島第四百九十六小
昭島第四百九十七小
昭島第四百九十八小
昭島第四百九十九小
昭島第五百小
昭島第五百一小
昭島第五百二小
昭島第五百三小
昭島第五百四小
昭島第五百五小
昭島第五百六小
昭島第五百七小
昭島第五百八小
昭島第五百九小
昭島第五百十小
昭島第五百十一小
昭島第五百十二小
昭島第五百十三小
昭島第五百十四小
昭島第五百十五小
昭島第五百十六小
昭島第五百十七小
昭島第五百十八小
昭島第五百十九小
昭島第五百二十小
昭島第五百二十一小
昭島第五百二十二小
昭島第五百二十三小
昭島第五百二十四小
昭島第五百二十五小
昭島第五百二十六小
昭島第五百二十七小
昭島第五百二十八小
昭島第五百二十九小
昭島第五百三十小
昭島第五百三十一小
昭島第五百三十二小
昭島第五百三十三小
昭島第五百三十四小
昭島第五百三十五小
昭島第五百三十六小
昭島第五百三十七小
昭島第五百三十八小
昭島第五百三十九小
昭島第五百四十小
昭島第五百四十一小
昭島第五百四十二小
昭島第五百四十三小
昭島第五百四十四小
昭島第五百四十五小
昭島第五百四十六小
昭島第五百四十七小
昭島第五百四十八小
昭島第五百四十九小
昭島第五百五十小
昭島第五百五十一小
昭島第五百五十二小
昭島第五百五十三小
昭島第五百五十四小
昭島第五百五十五小
昭島第五百五十六小
昭島第五百五十七小
昭島第五百五十八小
昭島第五百五十九小
昭島第五百六十小
昭島第五百六十一小
昭島第五百六十二小
昭島第五百六十三小
昭島第五百六十四小
昭島第五百六十五小
昭島第五百六十六小
昭島第五百六十七小
昭島第五百六十八小
昭島第五百六十九小
昭島第五百七十小
昭島第五百七十一小
昭島第五百七十二小
昭島第五百七十三小
昭島第五百七十四小
昭島第五百七十五小
昭島第五百七十六小
昭島第五百七十七小
昭島第五百七十八小
昭島第五百七十九小
昭島第五百八十小
昭島第五百八十一小
昭島第五百八十二小
昭島第五百八十三小
昭島第五百八十四小
昭島第五百八十五小
昭島第五百八十六小
昭島第五百八十七小
昭島第五百八十八小
昭島第五百八十九小
昭島第五百九十小
昭島第五百九十一小
昭島第五百九十二小
昭島第五百九十三小
昭島第五百九十四小
昭島第五百九十五小
昭島第五百九十六小
昭島第五百九十七小
昭島第五百九十八小
昭島第五百九十九小
昭島第六百小
昭島第六百一小
昭島第六百二小
昭島第六百三小
昭島第六百四小
昭島第六百五小
昭島第六百六小
昭島第六百七小
昭島第六百八小
昭島第六百九小
昭島第六百十小
昭島第六百十一小
昭島第六百十二小
昭島第六百十三小
昭島第六百十四小
昭島第六百十五小
昭島第六百十六小
昭島第六百十七小
昭島第六百十八小
昭島第六百十九小
昭島第六百二十小
昭島第六百二十一小
昭島第六百二十二小
昭島第六百二十三小
昭島第六百二十四小
昭島第六百二十五小
昭島第六百二十六小
昭島第六百二十七小
昭島第六百二十八小
昭島第六百二十九小
昭島第六百三十小
昭島第六百三十一小
昭島第六百三十二小
昭島第六百三十三小
昭島第六百三十四小
昭島第六百三十五小
昭島第六百三十六小
昭島第六百三十七小
昭島第六百三十八小
昭島第六百三十九小
昭島第六百四十小
昭島第六百四十一小
昭島第六百四十二小
昭島第六百四十三小
昭島第六百四十四小
昭島第六百四十五小
昭島第六百四十六小
昭島第六百四十七小
昭島第六百四十八小
昭島第六百四十九小
昭島第六百五十小
昭島第六百五十一小
昭島第六百五十二小
昭島第六百五十三小
昭島第六百五十四小
昭島第六百五十五小
昭島第六百五十六小
昭島第六百五十七小
昭島第六百五十八小
昭島第六百五十九小
昭島第六百六十小
昭島第六百六十一小
昭島第六百六十二小
昭島第六百六十三小
昭島第六百六十四小
昭島第六百六十五小
昭島第六百六十六小
昭島第六百六十七小
昭島第六百六十八小
昭島第六百六十九小
昭島第六百七十小
昭島第六百七十一小
昭島第六百七十二小
昭島第六百七十三小
昭島第六百七十四小
昭島第六百七十五小
昭島第六百七十六小
昭島第六百七十七小
昭島第六百七十八小
昭島第六百七十九小
昭島第六百八十小
昭島第六百八十一小
昭島第六百八十二小
昭島第六百八十三小
昭島第六百八十四小
昭島第六百八十五小
昭島第六百八十六小
昭島第六百八十七小
昭島第六百八十八小
昭島第六百八十九小
昭島第六百九十小
昭島第六百九十一小
昭島第六百九十二小
昭島第六百九十三小
昭島第六百九十四小
昭島第六百九十五小
昭島第六百九十六小
昭島第六百九十七小
昭島第六百九十八小
昭島第六百九十九小
昭島第七百小
昭島第七百一小
昭島第七百二小
昭島第七百三小
昭島第七百四小
昭島第七百五小
昭島第七百六小
昭島第七百七小
昭島第七百八小
昭島第七百九小
昭島第七百十小
昭島第七百十一小
昭島第七百十二小
昭島第七百十三小
昭島第七百十四小
昭島第七百十五小
昭島第七百十六小
昭島第七百十七小
昭島第七百十八小
昭島第七百十九小
昭島第七百二十小
昭島第七百二十一小
昭島第七百二十二小
昭島第七百二十三小
昭島第七百二十四小
昭島第七百二十五小
昭島第七百二十六小
昭島第七百二十七小
昭島第七百二十八小
昭島第七百二十九小
昭島第七百三十小
昭島第七百三十一小
昭島第七百三十二小
昭島第七百三十三小
昭島第七百三十四小
昭島第七百三十五小
昭島第七百三十六小
昭島第七百三十七小
昭島第七百三十八小
昭島第七百三十九小
昭島第七百四十小
昭島第七百四十一小
昭島第七百四十二小
昭島第七百四十三小
昭島第七百四十四小
昭島第七百四十五小
昭島第七百四十六小
昭島第七百四十七小
昭島第七百四十八小
昭島第七百四十九小
昭島第七百五十小
昭島第七百五十一小
昭島第七百五十二小
昭島第七百五十三小
昭島第七百五十四小
昭島第七百五十五小
昭島第七百五十六小
昭島第七百五十七小
昭島第七百五十八小
昭島第七百五十九小
昭島第七百六十小
昭島第七百六十一小
昭島第七百六十二小
昭島第七百六十三小
昭島第七百六十四小
昭島第七百六十五小
昭島第七百六十六小
昭島第七百六十七小
昭島第七百六十八小
昭島第七百六十九小
昭島第七百七十小
昭島第七百七十一小
昭島第七百七十二小
昭島第七百七十三小
昭島第七百七十四小
昭島第七百七十五小
昭島第七百七十六小
昭島第七百七十七小
昭島第七百七十八小
昭島第七百七十九小
昭島第七百八十小
昭島第七百八十一小
昭島第七百八十二小
昭島第七百八十三小
昭島第七百八十四小
昭島第七百八十五小
昭島第七百八十六小
昭島第七百八十七小
昭島第七百八十八小
昭島第七百八十九小
昭島第七百九十小
昭島第七百九十一小
昭島第七百九十二小
昭島第七百九十三小
昭島第七百九十四小
昭島第七百九十五小
昭島第七百九十六小
昭島第七百九十七小
昭島第七百九十八小
昭島第七百九十九小
昭島第八百小
昭島第八百一小
昭島第八百二小
昭島第八百三小
昭島第八百四小
昭島第八百五小
昭島第八百六小
昭島第八百七小
昭島第八百八小
昭島第八百九小
昭島第八百十小
昭島第八百十一小
昭島第八百十二小
昭島第八百十三小
昭島第八百十四小
昭島第八百十五小
昭島第八百十六小
昭島第八百十七小
昭島第八百十八小
昭島第八百十九小
昭島第八百二十小
昭島第八百二十一小
昭島第八百二十二小
昭島第八百二十三小
昭島第八百二十四小
昭島第八百二十五小
昭島第八百二十六小
昭島第八百二十七小
昭島第八百二十八小
昭島第八百二十九小
昭島第八百三十小
昭島第八百三十一小
昭島第八百三十二小
昭島第八百三十三小
昭島第八百三十四小
昭島第八百三十五小
昭島第八百三十六小
昭島第八百三十七小
昭島第八百三十八小
昭島第八百三十九小
昭島第八百四十小
昭島第八百四十一小
昭島第八百四十二小
昭島第八百四十三小
昭島第八百四十四小
昭島第八百四十五小
昭島第八百四十六小
昭島第八百四十七小
昭島第八百四十八小
昭島第八百四十九小
昭島第八百五十小
昭島第八百五十一小
昭島第八百五十二小
昭島第八百五十三小
昭島第八百五十四小
昭島第八百五十五小
昭島第八百五十六小
昭島第八百五十七小
昭島第八百五十八小
昭島第八百五十九小
昭島第八百六十小
昭島第八百六十一小
昭島第八百六十二小
昭島第八百六十三小
昭島第八百六十四小
昭島第八百六十五小
昭島第八百六十六小
昭島第八百六十七小
昭島第八百六十八小
昭島第八百六十九小
昭島第八百七十小
昭島第八百七十一小
昭島第八百七十二小
昭島第八百七十三小
昭島第八百七十四小
昭島第八百七十五小
昭島第八百七十六小
昭島第八百七十七小
昭島第八百七十八小
昭島第八百七十九小
昭島第八百八十小
昭島第八百八十一小
昭島第八百八十二小
昭島第八百八十三小
昭島第八百八十四小
昭島第八百八十五小
昭島第八百八十六小
昭島第八百八十七小
昭島第八百八十八小
昭島第八百八十九小
昭島第八百九十小
昭島第八百九十一小
昭島第八百九十二小
昭島第八百九十三小
昭島第八百九十四小
昭島第八百九十五小
昭島第八百九十六小
昭島第八百九十七小
昭島第八百九十八小
昭島第八百九十九小
昭島第九百小
昭島第九百一小
昭島第九百二小
昭島第九百三小
昭島第九百四小
昭島第九百五小
昭島第九百六小
昭島第九百七小
昭島第九百八小
昭島第九百九小
昭島第九百十小
昭島第九百十一小
昭島第九百十二小
昭島第九百十三小
昭島第九百十四小
昭島第九百十五小
昭島第九百十六小
昭島第九百十七小
昭島第九百十八小
昭島第九百十九小
昭島第九百二十小
昭島第九百二十一小
昭島第九百二十二小
昭島第九百二十三小
昭島第九百二十四小
昭島第九百二十五小
昭島第九百二十六小
昭島第九百二十七小
昭島第九百二十八小
昭島第九百二十九小
昭島第九百三十小
昭島第九百三十一小
昭島第九百三十二小
昭島第九百三十三小
昭島第九百三十四小
昭島第九百三十五小
昭島第九百三十六小
昭島第九百三十七小
昭島第九百三十八小
昭島第九百三十九小
昭島第九百四十小
昭島第九百四十一小
昭島第九百四十二小
昭島第九百四十三小
昭島第九百四十四小
昭島第九百四十五小
昭島第九百四十六小
昭島第九百四十七小
昭島第九百四十八小
昭島第九百四十九小
昭島第九百五十小
昭島第九百五十一小
昭島第九百五十二小
昭島第九百五十三小
昭島第九百五十四小
昭島第九百五十五小
昭島第九百五十六小
昭島第九百五十七小
昭島第九百五十八小
昭島第九百五十九小
昭島第九百六十小
昭島第九百六十一小
昭島第九百六十二小
昭島第九百六十三小
昭島第九百六十四小
昭島第九百六十五小
昭島第九百六十六小
昭島第九百六十七小
昭島第九百六十八小
昭島第九百六十九小
昭島第九百七十小
昭島第九百七十一小
昭島第九百七十二小
昭島第九百七十三小
昭島第九百七十四小
昭島第九百七十五小
昭島第九百七十六小
昭島第九百七十七小
昭島第九百七十八小
昭島第九百七十九小
昭島第九百八十小
昭島第九百八十一小
昭島第九百八十二小
昭島第九百八十三小
昭島第九百八十四小
昭島第九百八十五小
昭島第九百八十六小
昭島第九百八十七小
昭島第九百八十八小
昭島第九百八十九小
昭島第九百九十小
昭島第九百九十一小
昭島第九百九十二小
昭島第九百九十三小
昭島第九百九十四小
昭島第九百九十五小
昭島第九百九十六小
昭島第九百九十七小
昭島第九百九十八小
昭島第九百九十九小
昭島第千小
昭島第千一小
昭島第千二小
昭島第千三小
昭島第千四小
昭島第千五小
昭島第千六小
昭島第千七小
昭島第千八小
昭島第千九小
昭島第千十小
昭島第千十一小
昭島第千十二小
昭島第千十三小
昭島第千十四小
昭島第千十五小
昭島第千十六小
昭島第千十七小
昭島第千十八小
昭島第千十九小
昭島第千二十小
昭島第千二十一小
昭島第千二十二小
昭島第千二十三小
昭島第千二十四小
昭島第千二十五小
昭島第千二十六小
昭島第千二十七小
昭島第千二十八小
昭島第千二十九小
昭島第千三十小
昭島第千三十一小
昭島第千三十二小
昭島第千三十三小
昭島第千三十四小
昭島第千三十五小
昭島第千三十六小
昭島第千三十七小
昭島第千三十八小
昭島第千三十九小
昭島第千四十小
昭島第千四十一小
昭島第千四十二小
昭島第千四十三小
昭島第千四十四小
昭島第千四十五小
昭島第千四十六小
昭島第千四十七小
昭島第千四十八小
昭島第千四十九小
昭島第千五十小
昭島第千五十一小
昭島第千五十二小
昭島第千五十三小
昭島第千五十四小
昭島第千五十五小
昭島第千五十六小
昭島第千五十七小
昭島第千五十八小
昭島第千五十九小
昭島第千六十小
昭島第千六十一小
昭島第千六十二小
昭島第千六十三小
昭島第千六十四小
昭島第千六十五小
昭島第千六十六小
昭島第千六十七小
昭島第千六十八小
昭島第千六十九小
昭島第千七十小
昭島第千七十一小
昭島第千七十二小
昭島第千七十三小
昭島第千七十四小
昭島第千七十五小
昭島第千七十六小
昭島第千七十七小
昭島第千七十八小
昭島第千七十九小
昭島第千八十小
昭島第千八十一小
昭島第千八十二小
昭島第千八十三小
昭島第千八十四小
昭島第千八十五小
昭島第千八十六小
昭島第千八十七小
昭島第千八十八小
昭島第千八十九小
昭島第千九十小
昭島第千九十一小
昭島第千九十二小
昭島第千九十三小
昭島第千九十四小
昭島第千九十五小
昭島第千九十六小
昭島第千九十七小
昭島第千九十八小
昭島第千九十九小
昭島第二千小
昭島第二千一小
昭島第二千二小
昭島第二千三小
昭島第二千四小
昭島第二千五小
昭島第二千六小
昭島第二千七小
昭島第二千八小
昭島第二千九小
昭島第二千十小
昭島第二千十一小
昭島第二千十二小
昭島第二千十三小
昭島第二千十四小
昭島第二千十五小
昭島第二千十六小
昭島第二千十七小
昭島第二千十八小
昭島第二千十九小
昭島第二千二十小
昭島第二千二十一小
昭島第二千二十二小
昭島第二千二十三小
昭島第二千二十四小
昭島第二千二十五小
昭島第二千二十六小
昭島第二千二十七小
昭島第二千二十八小
昭島第二千二十九小
昭島第二千三十小
昭島第二千三十一小
昭島第二千三十二小
昭島第二千三十三小
昭島第二千三十四小
昭島第二千三十五小
昭島第二千三十六小
昭島第二千三十七小
昭島第二千三十八小
昭島第二千三十九小
昭島第二千四十小
昭島第二千四十一小
昭島第二千四十二小
昭島第二千四十三小
昭島第二千四十四小
昭島第二千四十五小
昭島第二千四十六小
昭島第二千四十七小
昭島第二千四十八小
昭島第二千四十九小
昭島第二千五十小
昭島第二千五十一小
昭島第二千五十二小
昭島第二千五十三小
昭島第二千五十四小
昭島第二千五十五小
昭島第二千五十六小
昭島第二千五十七小
昭島第二千五十八小
昭島第二千五十九小
昭島第二千六十小
昭島第二千六十一小
昭島第二千六十二小
昭島第二千六十三小
昭島第二千六十四小
昭島第二千六十五小
昭島第二千六十六小
昭島第二千六十七小
昭島第二千六十八小
昭島第二千六十九小
昭島第二千七十小
昭島第二千七十一小
昭島第二千七十二小
昭島第二千七十三小
昭島第二千七十四小
昭島第二千七十五小
昭島第二千七十六小
昭島第二千七十七小
昭島第二千七十八小
昭島第二千七十九小
昭島第二千八十小
昭島第二千八十一小
昭島第二千八十二小
昭島第二千八十三小
昭島第二千八十四小
昭島第二千八十五小
昭島第二千八十六小
昭島第二千八十七小
昭島第二千八十八小
昭島第二千八十九小
昭島第二千九十小
昭島第二千九十一小
昭島第二千九十二小
昭島第二千九十三小
昭島第二千九十四小
昭島第二千九十五小
昭島第二千九十六小
昭島第二千九十七小
昭島第二千九十八小
昭島第二千九十九小
昭島第三千小
昭島第三千一小
昭島第三千二小
昭島第三千三小
昭島第三千四小
昭島第三千五小
昭島第三千六小
昭島第三千七小
昭島第三千八小
昭島第三千九小
昭島第三千十小
昭島第三千十一小
昭島第三千十二小
昭島第三千十三小
昭島第三千十四小
昭島第三千十五小
昭島第三千十六小
昭島第三千十七小
昭島第三千十八小
昭島第三千十九小
昭島第三千二十小
昭島第三千二十一小
昭島第三千二十二小
昭島第三千二十三小
昭島第三千二十四小
昭島第三千二十五小
昭島第三千二十六小
昭島第三千二十七小
昭島第三千二十八小
昭島第三千二十九小
昭島第三千三十小
昭島第三千三十一小
昭島第三千三十二小
昭島第三千三十三小
昭島第三千三十四小
昭島第三千三十五小
昭島第三千三十六小
昭島第三千三十七小
昭島第三千三十八小
昭島第三千三十九小
昭島第三千四十小
昭島第三千四十一小
昭島第三千四十二小
昭島第三千四十三小
昭島第三千四十四小
昭島第三千四十五小
昭島第三千四十六小
昭島第三千四十七小
昭島第三千四十八小
昭島第三千四十九小
昭島第三千五十小
昭島第三千五十一小
昭島第三千五十二小
昭島第三千五十三小
昭島第三千五十四小
昭島第三千五十五小
昭島第三千五十六小
昭島第三千五十七小
昭島第三千五十八小
昭島第三千五十九小
昭島第三千六十小
昭島第三千六十一小
昭島第三千六十二小
昭島第三千六十三小
昭島第三千六十四小
昭島第三千六十五小
昭島第三千六十六小
昭島第三千六十七小
昭島第三千六十八小
昭島第三千六十九小
昭島第三千七十小
昭島第三千七十一小
昭島第三千七十二小
昭島第三千七十三小
昭島第三千七十四小
昭島第三千七十五小
昭島第三千七十六小
昭島第三千七十七小
昭島第三千七十八小
昭島第三千七十九小
昭島第三千八十小
昭島第三千八十一小
昭島第三千八十二小
昭島第三千八十三小
昭島第三千八十四小
昭島第三千八十五小
昭島第三千八十六小
昭島第三千八十七小
昭島第三千八十八小
昭島第三千八十九小
昭島第三千九十小
昭島第三千九十一小
昭島第三千九十二小
昭島第三千九十三小
昭島第三千九十四小
昭島第三千九十五小
昭島第三千九十六小
昭島第三千九十七小
昭島第三千九十八小
昭島第三千九十九小
昭島第四千小
昭島第四千一小
昭島第四千二小
昭島第四千三小
昭島第四千四小
昭島第四千五小
昭島第四千六小
昭島第四千七小
昭島第四千八小
昭島第四千九小
昭島第四千十小
昭島第四千十一小
昭島第四千十二小
昭島第四千十三小
昭島第四千十四小
昭島第四千十五小
昭島第四千十六小
昭島第四千十七小
昭島第四千十八小
昭島第四千十九小
昭島第四千二十小
昭島第四千二十一小
昭島第四千二十二小
昭島第四千二十三小
昭島第四千二十四小
昭島第四千二十五小
昭島第四千二十六小
昭島第四千二十七小
昭島第四千二十八小
昭島第四千二十九小
昭島第四千三十小
昭島第四千三十一小
昭島第四千三十二小
昭島第四千三十三小
昭島第四千三十四小
昭島第四千三十五小
昭島第四千三十六小
昭島第四千三十七小
昭島第四千三十八小
昭島第四千三十九小
昭島第四千四十小
昭島第四千四十一小
昭島第四千四十二小
昭島第四千四十三小
昭島第四千四十四小
昭島第四千四十五小
昭島第四千四十六小
昭島第四千四十七小
昭島第四千四十八小
昭島第四千四十九小
昭島第四千五十小
昭島第四千五十一小
昭島第四千五十二小
昭島第四千五十三小
昭島第四千五十四小
昭島第四千五十五小
昭島第四千五十六小
昭島第四千五十七小
昭島第四千五十八小
昭島第四千五十九小
昭島第四千六十小
昭島第四千六十一小
昭島第四千六十二小
昭島第四千六十三小
昭島第四千六十四小
昭島第四千六十五小
昭島第四千六十六小
昭島第四千六十七小
昭島第四千六十八小
昭島第四千六十九小
昭島第四千七十小
昭島第四千七十一小
昭島第四千七十二小
昭島第四千七十三小
昭島第四千七十四小
昭島第四千七十五小
昭島第四千七十六小
昭島第四千七十七小
昭島第四千七十八小
昭島第四千七十九小
昭島第四千八十小
昭島第四千八十一小
昭島第四千八十二小
昭島第四千八十三小
昭島第四千八十四小
昭島第四千八十五小
昭島第四千八十六小
昭島第四千八十七小
昭島第四千八十八小
昭島第四千八十九小
昭島第四千九十小
昭島第四千九十一小
昭島第四千九十二小
昭島第四千九十三小
昭島第四千九十四小
昭島第四千九十五小
昭島第四千九十六小
昭島第四千九十七小
昭島第四千九十八小
昭島第四千九十九小
昭島第五千小
昭島第五千一小
昭島第五千二小
昭島第五千三小
昭島第五千四小
昭島第五千五小
昭島第五千六小
昭島第五千七小
昭島第五千八小
昭島第五千九小
昭島第五千十小
昭島第五千十一小
昭島第五千十二小
昭島第五千十三小
昭島第五千十四小
昭島第五千十五小
昭島第五千十六小
昭島第五千十七小
昭島第五千十八小
昭島第五千十九小
昭島第五千二十小
昭島第五千二十一小
昭島第五千二十二小
昭島第五千二十三小
昭島第五千二十四小
昭島第五千二十五小
昭島第五千二十六小
昭島第五千二十七小
昭島第五千二十八小
昭島第五千二十九小
昭島第五千三十小
昭島第五千三十一小
昭島第五千三十二小
昭島第五千三十三小
昭島第五千三十四小
昭島第五千三十五小
昭島第五千三十六小
昭島第五千三十七小
昭島第五千三十八小
昭島第五千三十九小
昭島第五千四十小
昭島第五千四十一小
昭島第五千四十二小
昭島第五千四十三小
昭島第五千四十四小
昭島第五千四十五小
昭島第五千四十六小
昭島第五千四十七小
昭島第五千四十八小
昭島第五千四十九小
昭島第五千五十小
昭島第五千五十一小
昭島第五千五十二小
昭島第五千五十三小
昭島第五千五十四小
昭島第五千五十五小
昭島第五千五十六小
昭島第五千五十七小
昭島第五千五十八小
昭島第五千五十九小
昭島第五千六十小
昭島第五千六十一小
昭島第五千六十二小
昭島第五千六十三小
昭島第五千六十四小
昭島第五千六十五小
昭島第五千六十六小
昭島第五千六十七小
昭島第五千六十八小
昭島第五千六十九小
昭島第五千七十小
昭島第五千七十一小
昭島第五千七十二小
昭島第五千七十三小
昭島第五千七十四小
昭島第五千七十五小
昭島第五千七十六小
昭島第五千七十七小
昭島第五千七十八小
昭島第五千七十九小
昭島第五千八十小
昭島第五千八十一小
昭島第五千八十二小
昭島第五千八十三小
昭島第五千八十四小
昭島第五千八十五小
昭島第五千八十六小
昭島第五千八十七小
昭島第五千八十八小
昭島第五千八十九小
昭島第五千九十小
昭島第五千九十一小
昭島第五千九十二小
昭島第五千九十三小
昭島第五千九十四小
昭島第五千九十五小
昭島第五千九十六小
昭島第五千九十七小
昭島第五千九十八小
昭島第五千九十九小
昭島第六千小
昭島第六千一小
昭島第六千二小
昭島第六千三小
昭島第六千四小
昭島第六千五小
昭島第六千六小
昭島第六千七小
昭島第六千八小
昭島第六千九小
昭島第六千十小
昭島第六千十一小
昭島第六千十二小
昭島第六千十三小
昭島第六千十四小
昭島第六千十五小
昭島第六千十六小
昭島第六千十七小
昭島第六千十八小
昭島第六千十九小
昭島第六千二十小
昭島第六千二十一小
昭島第六千二十二小
昭島第六千二十三小
昭島第六千二十四小
昭島第